

厚生労働省 平成30年度障害者総合福祉推進事業

同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助
員養成研修のあり方に関する調査研究事業
報告書

平成31年3月

社会福祉法人りべるたす

目次

I. 事業概要	1
1. 事業目的	1
2. 事業内容及び手法	1
3. 狙いとする事業の成果	3
4. 成果の公表	4
5. 事業実施体制	4
II. アンケート調査結果	5
1. 同行援護における都道府県の実態把握調査	5
2. 同行援護事業及び同行援護従業者養成研修の実態把握調査	14
III. まとめと考察	53
1. 同行援護従業者及び盲ろう者向け通訳・介助員の質の向上に向けて ..	53
2. 研修を受けやすい環境整備	54
3. 継続的なサービス提供に向けて	55
IV. 研修新カリキュラムおよび免除科目	57
1. 同行援護従業者養成研修新カリキュラム	57
2. 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修新カリキュラム	60
3. 相互の資格取得における免除科目	62
V. 資料編	65
1. 既存の同行援護従業者養成研修カリキュラム	65
2. 既存の盲ろう者向け通訳・介助員養成研修カリキュラム	67
3. 調査票	74

I. 事業概要

1. 事業目的

同行援護の従業者の資質向上は重要な課題である。また、平成30年度の報酬改定により、同行援護の報酬を身体介護を伴うものと伴わないものを一本化するとともに、盲ろう者や重度者の支援に加算が設けられた。これらの状況を踏まえた研修のあり方を検討する必要がある。

平成29年度の「盲ろう者の移動支援に係る研修課程の効果的な実施に関する研究」において、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業と同行援護従業者養成研修において、共通する要素について分析を行った結果、一定の研修項目において、共通化ないし一部改編で対応できると見込まれることが確認された。一方で、同行援護従業者養成研修の「応用技能及び交通機関の利用」や「場面別基本技能」においては、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の内容においては、具体的な交通機関や設定されている場面に応じた調整の必要があることがわかった。

こうした平成29年度の「盲ろう者の移動支援に係る研修課程の効果的な実施に関する研究」の成果を踏まえつつ、同行援護事業者の量的維持も図りながら、同行援護従業者の質の向上に向けた研修内容の現行の課題と方向性を検討し、同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の具体的内容を検討する。

2 事業内容及び手法

(1) 有識者や当事者団体等を交えた検討委員会の実施

有識者や当事者団体等を交えた検討委員会を組織し、検討会において、以下の4項目について議論する。

- ・平成29年度の「盲ろう者の移動支援に係る研修課程の効果的な実施に関する研究」の成果を踏まえ、関係団体等の声から同行援護従業者養成研修のカリキュラムの課題を抽出と課題解消の方策の検討
- ・同行援護事業所に対するアンケート調査の対象、調査内容の検討
- ・同行援護従業者養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の研修内容の検討
- ・調査研究結果報告書内容の検討・確認

(2) 既存関連調査結果および関連文献の収集・整理

過去に実施された関連調査結果報告や、関連する研修プログラム、研修テキスト等の収集・整理を行い、検討委員会において調査方法・調査内容の検討およびその結果を踏まえた研修内容検討のための基礎資料を作成する。

(3) 同行援護事業所に対するアンケート調査

現状の同行援護事業所の同行援護従業者養成研修に対するニーズおよび従業者の受講状況等の実態を把握する。

1) 同行援護における都道府県の実態把握調査

①調査対象

全47都道府県

②調査方法

アンケート添付による担当者へのメール送付
回答データ添付によるメール返送での回収

③調査期間

平成30年11月～12月

④回収数・回収率

回収数：39/47（有効回答37/47、白紙回答2/47）

回収率：83.0%（78.7%）

⑤調査内容

- ・同行援護の提供状況：利用者数、事業所数
- ・同行援護従業者養成研修の状況：実施回数、研修受講者数
- ・同行援護従業者養成研修の時間数への意見
- ・研修に対するニーズ、課題 等

2) 同行援護事業及び同行援護従業者養成研修の実態把握調査

①調査対象

日本全国の同行援護事業所（件数は追って設定）地域の分布に応じた比例抽出
2,000事業所

②調査方法

郵送法によるアンケート調査

③調査期間

平成30年11月～12月

④回収数・回収率

回収数：781/2000

回収率：39.1%

⑤調査内容

- ・回答事業所の基本属性：事業主体、実施事業、同行援護利用者数、提供時間数、従業員体制、研修修了者数
- ・同行援護事業の事業体制：同行援護従業者の過不足、依頼への対応状況、事故報告件数、各事業所内研修
- ・養成研修の受講意向、今後の事業実施意向
- ・同行援護従業者養成研修の時間数への意見
- ・研修に対するニーズ、課題等

(4) 研修内容(カリキュラム)の検討

アンケート調査結果および検討委員会における検討結果を元に、同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の相互の研修受講を踏まえた研修の内容の検討に活用する。

3.狙いとする事業の成果

上記検討結果を踏まえた研修内容案(カリキュラム案)により、同行援護従業者および盲ろう者向け通訳・介助員が、相互の研修内容を効率的に習得し、かつ同行援護従業者の質を担保することができることが期待されると同時に、盲ろう者が同行援護のサービスを利用する機会が拡大することや、提供されるサービスが盲ろう者にとって利用しやすいものとなることが期待される。

4.成果の公表

- (1) ホームページによる公開
- (2) 都道府県障害保健福祉主管課および関連団体への報告書の配布

5.事業実施体制(委員一覧)

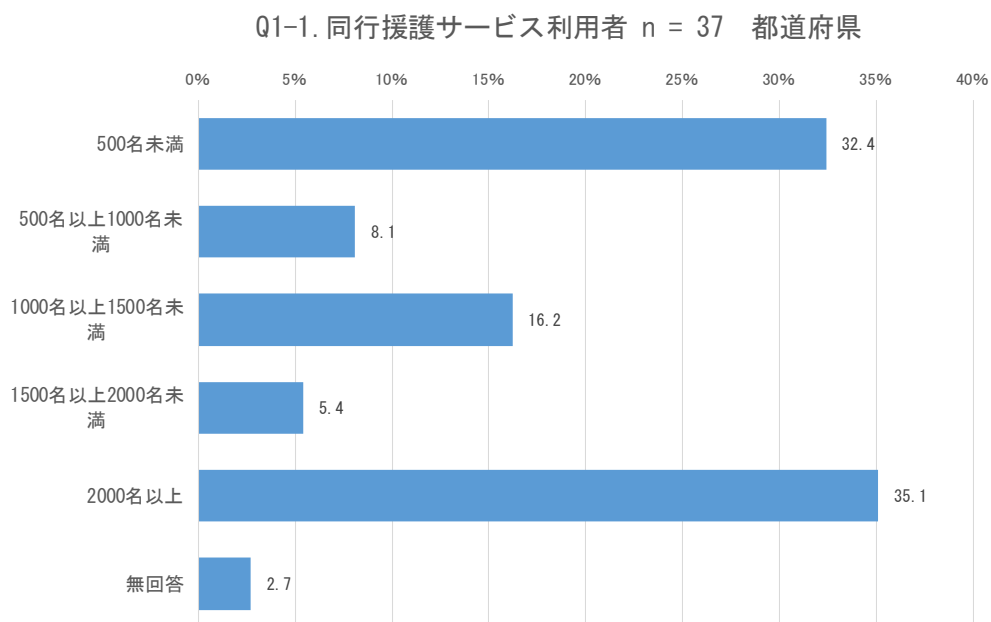
	所 属	氏 名
1	和洋女子大学	高木 憲司
2	慶應義塾大学	中野 泰志
3	元・和洋女子大学	坂本 洋一
4	宮城教育大学	三科 聡子
5	特定非営利活動法人えひめ障害者ヘルパーセンター 理事長 (日本盲人会連合同行援護事業所等連絡会 事務局長)	金村 厚司
6	社会福祉法人岐阜アソシア視覚障害者生活情報センターぎふ 部長 (日本盲人会連合同行援護事業所等連絡会)	棚橋 公郎
7	公益社団法人 京都府視覚障害者協会 次長 (日本盲人会連合同行援護事業所等連絡会)	平井 敬子
8	社会福祉法人全国盲ろう者協会 常務理事・事務局長	山下 正知
9	社会福祉法人全国盲ろう者協会 事務局次長	橋間 信市
10	東京都盲ろう者支援センター センター長	前田 晃秀

Ⅱ. アンケート調査結果

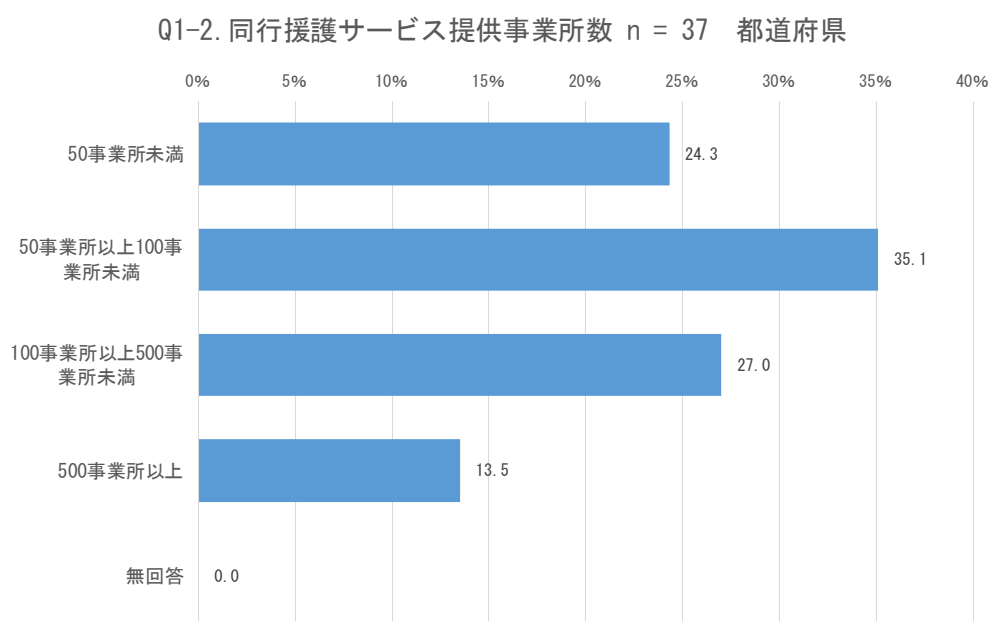
Ⅰ. 同行援護における都道府県の実態把握調査

(1) 平成 29 年度における同行援護サービス利用者数と事業所数

1) 同行援護サービス利用者数

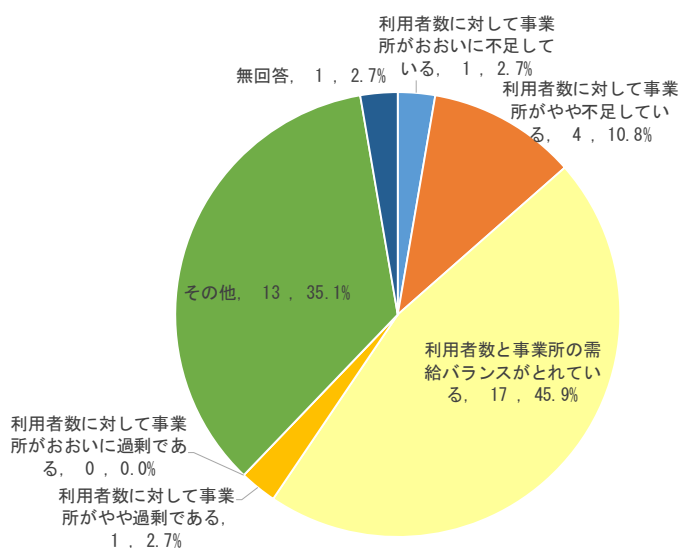


2) 同行援護サービス提供事業所数



3) 利用者に対する事業所の過不足について

Q1-3. 過不足の状況 n = 37 都道府県

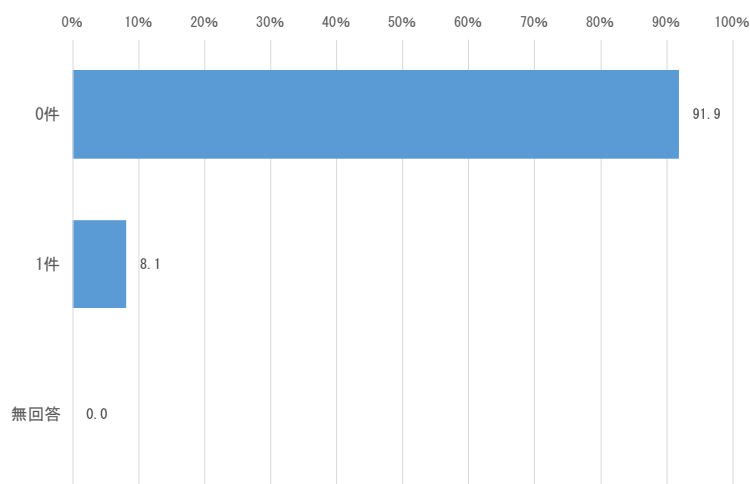


(その他)

- ・他の訪問系サービスに比べて、事業所が見つからない、断られるという連絡を利用者等から受けることが少ないが、これをもって充足しているとは判断できない。
- ・未把握
- ・調査をしていないので実態は明らかではないが、管内市町村・利用者等から不足しているという話は聞いていない。
- ・利用に係る支給決定及び事業所の指定ともに市町が所管しているため詳細は不明
- ・各地域において利用者数が異なり、一概にはいえない。
- ・概ね需給バランスがとれていると思われるが、状況等を十分に把握できていないため不明
- ・地域により偏りがあり、不足している地域もある
- ・県内で、事業所未設置の市町村がある。
- ・障害福祉計画において、訪問系サービス一括でサービスの充足率を管理しているため、同行援護単独での評価は特になし。

(2) 平成 29 年度の同行援護における事故の報告件数

Q2. 事故件数 n = 37 都道府県



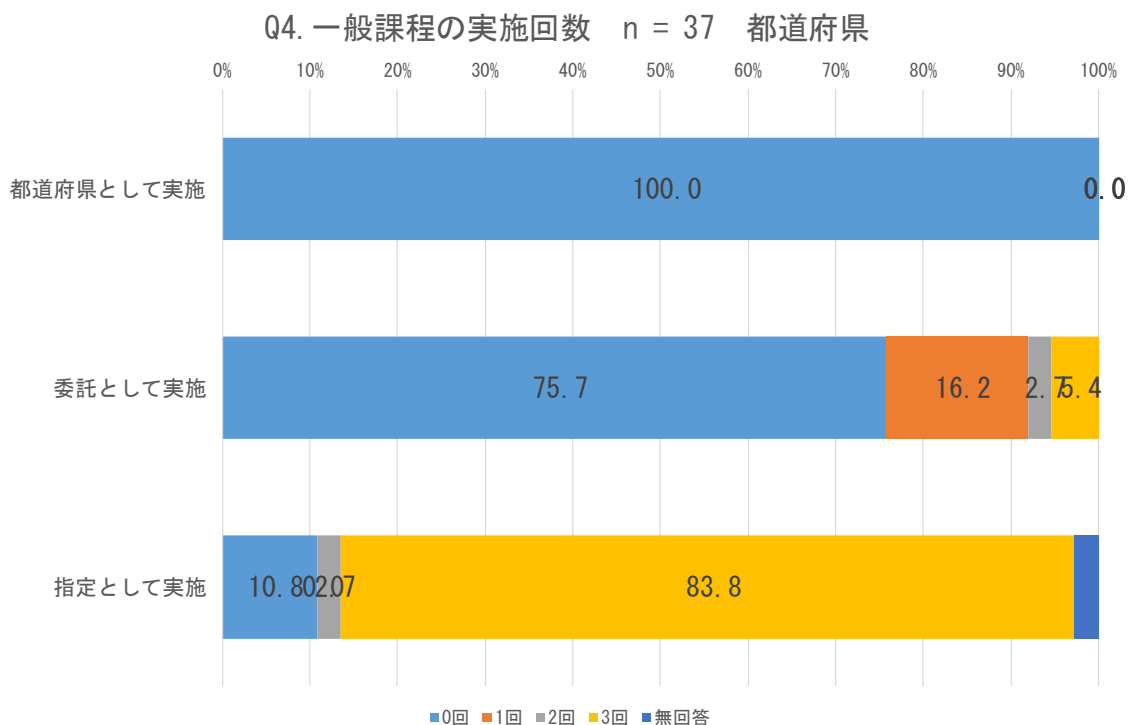
(3) 同行援護についての課題等(自由記載)

同行援護についての課題について特徴的なところは下線を付してあるが、事業者数の不足や地域差、需給のミスマッチ、長時間支援の困難性、介護保険の不足分を同行援護で補っているケース、ヘルパーの移動の支障、加算要件の判断基準明確化等についてのコメントがみられた。

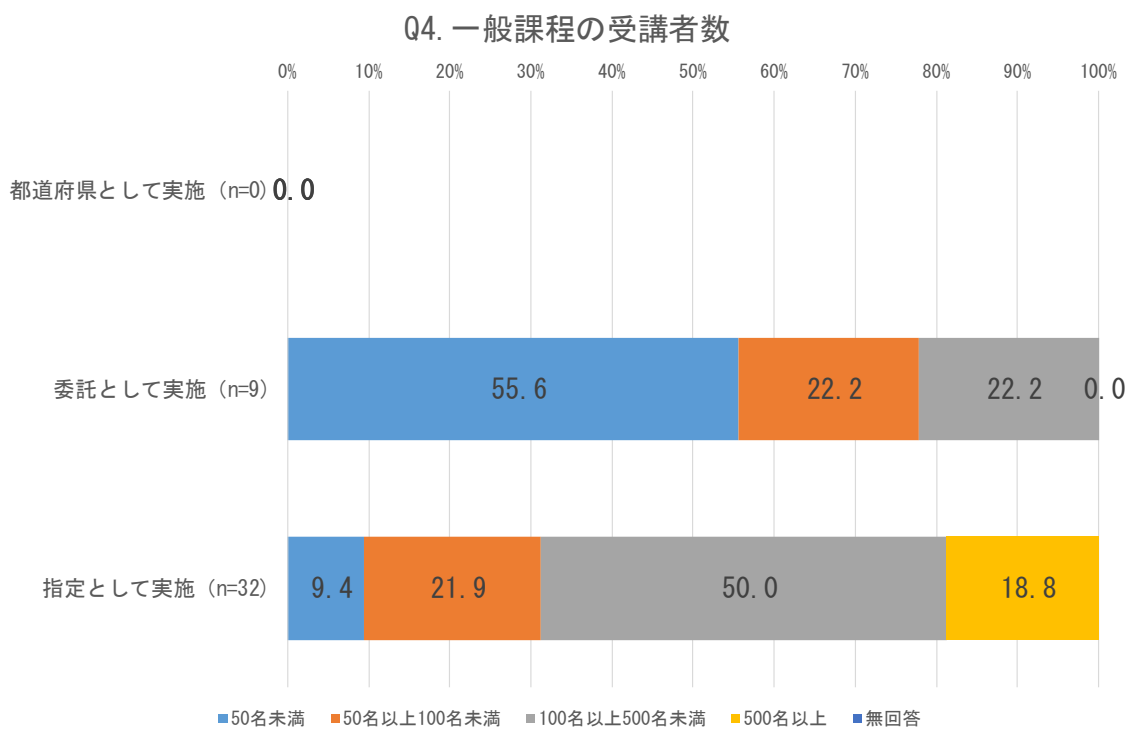
- 同行援護従業者の精神的肉体的負担が大きいことから、処遇が改善されるよう基本報酬単価の引き上げが必要。
- 区分3以上支援加算の支給決定が必要と見込まれる場合、不要と見込まれる場合の判断について基礎自治体から判断の基準や事例を求める声がある。
- 研修の実施場所は、一部の地域に集中しているので遠方で受講できないという従事者がいるため、今後実施場所について検討が必要である。
- 同行援護については視覚障害者等の団体からサービス提供事業者の不足を訴える声がある一方で、サービス利用者がいないため事業を取りやめる事業者も散見される。このような需給のミスマッチを解消する方策の検討が課題だと考えている。
- H30年4月から同行援護従業者及びサービス提供責任者に必要とされる研修要件の暫定措置が終了したため、研修未受講のため、4月以降、休止又は廃止となる事業所が増加している。
- 長時間の同行援護を利用できる事業者が少ない。(長時間利用となった時に従業者1名では労働基準法上の問題や、病院での長時間の待機時間等の際に対応できず、現実的に複数名で支援することが必要となるが、報酬の面や人件費等の面で長時間利用を断らざるを得ない場合があるのが現状。)
- 地域による格差が大きい。公共交通機関(主に山間地域でのバス路線)の減便・廃止等により、ガイドヘルパー自身が活動するための移動に支障が生じている。研修終了後のガイドヘルパーとしての登録・定着が確認できない。同行援護利用者の大半が高齢者で、介護保険の身体介護での通院介助が適用されない場合に、同行援護(余暇時間)で通院介助が行われている。
- 大手事業者の事業廃止等により事業所数が減少しており、利用者の需要に対応しきれないとの声がある。また、研修の実施を県庁所在地で1回としているため、遠方からの参加がしにくい状況となっている。
- 事業所数が地域によって偏りがあるため、サービスを利用しようとしてもすぐに受入れができない場合がある。
- 利用者がいないために廃止する事業所がある一方で、利用者からは、事業所数を増やしてほしい旨の要望があり、実態把握が難しい。

(4) 同行援護従業者養成研修の昨年の実施回数、総受講者数(一般課程、応用課程別)

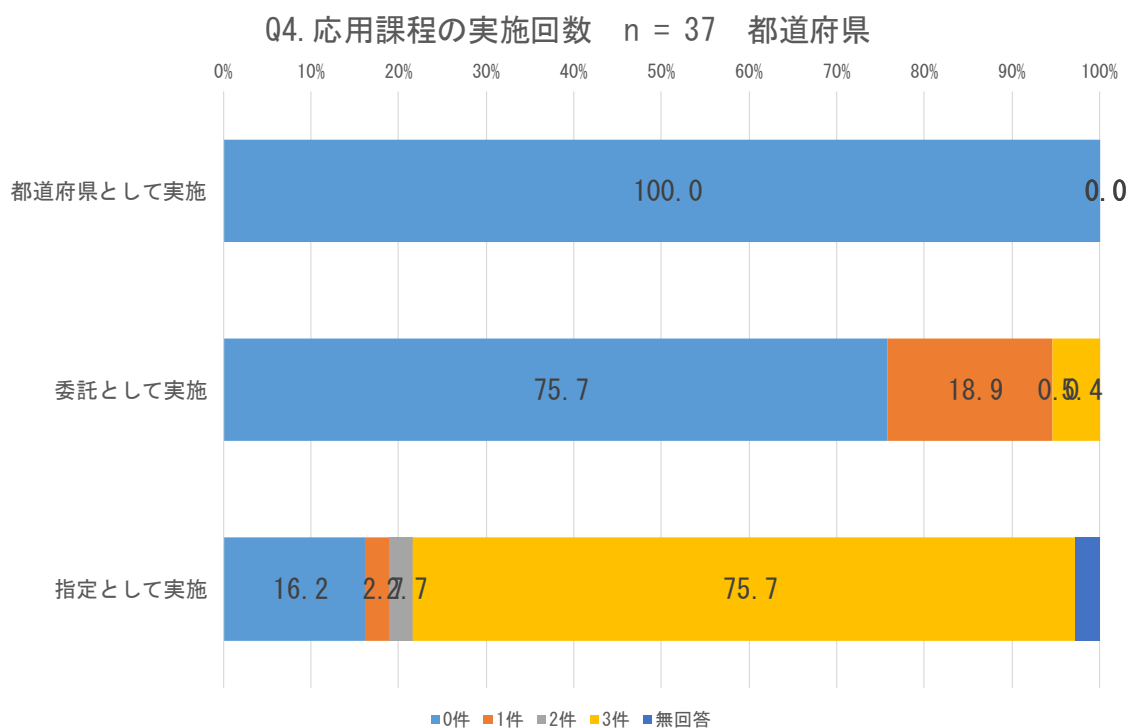
1) 一般課程 実施回数



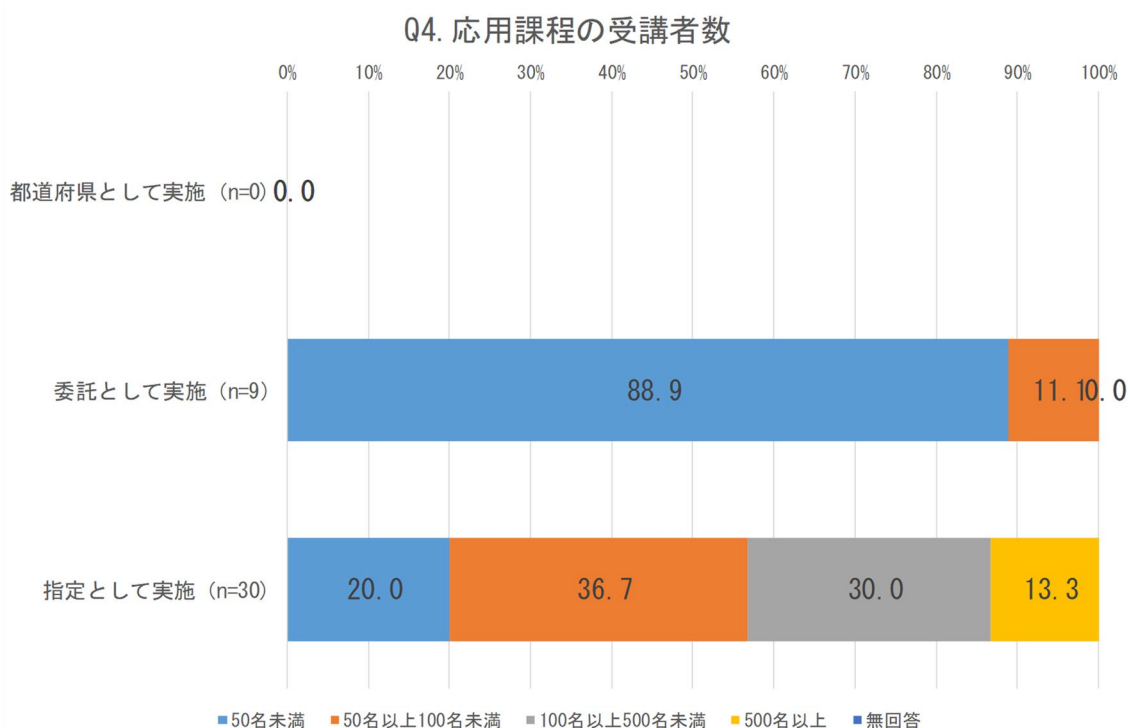
2) 一般課程 受講者数



3) 応用課程 実施回数

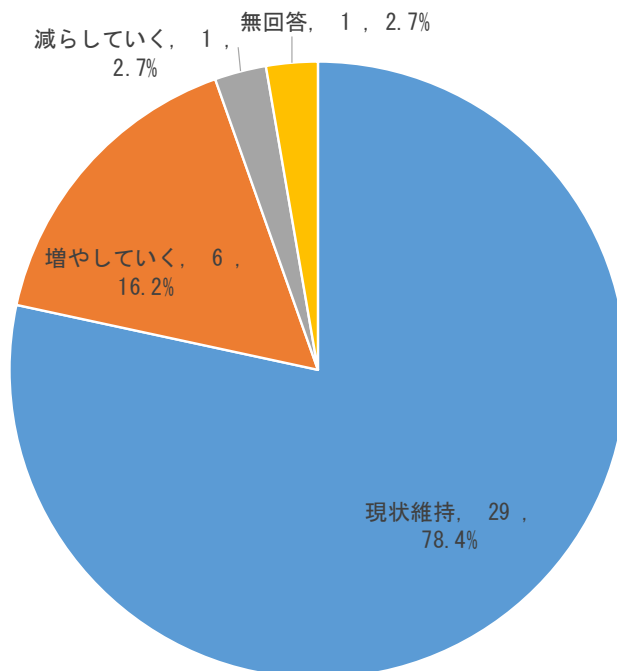


4) 応用課程 受講者数



(5) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の取組意向

Q5. 取組の予定 n = 37 都道府県



(理由)

【現状維持】

- 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者による通訳・介助員派遣について、現在も一定需要があるため。
- 現状の回数・時間が適切と考えるため。
- 現行の研修で受講ニーズ等に対応できると考えられるため。
- 前年度と同額の予算を確保しているため
- 通訳・介助派遣を利用している盲ろう者の数に対し、現在、通訳・介助員が充足していると認識しているため
- 財政的な制約や現在の受講申し込み状況等から
- 通訳・介助員の派遣時に、人員の不足等が生じていないため。
- 直近数年の研修受講者数や派遣回数の状況等から判断し、現状維持としている。
- 現時点において養成研修の実施に大きな変更の予定はないが、今後、県内の状況を調査するなどして対応の検討を行う予定。
- 派遣事業のニーズは増加傾向にあり、今後も着実に支援者を養成していく必要がある。
- 近年の受講者数がおおよそ一定規模で推移しているため
- 毎年定員 20 名で養成講座を開催しており、一定数の通訳・介助員を養成しているため、現状維持で実施していく。
- 県内外での受講要望及び開催状況等を勘案して取り組んでいく

【増やしていく】

- 全県で支援者を養成していくため
- 養成研修の時間数の増加を検討するなど、通訳・介助員養成の促進を図る予定である。
- 通訳・介助員の数を増やすため
- 県で手話言語条例を制定し、今後さらに理解促進・普及啓発に努めていく中で、盲ろう者向け通訳・介助員の養成にも力を入れていく予定であるため。
- より深い理解をもって介助に当たれるよう、来年度は研修修了者向けのフォローアップ研修を開催する

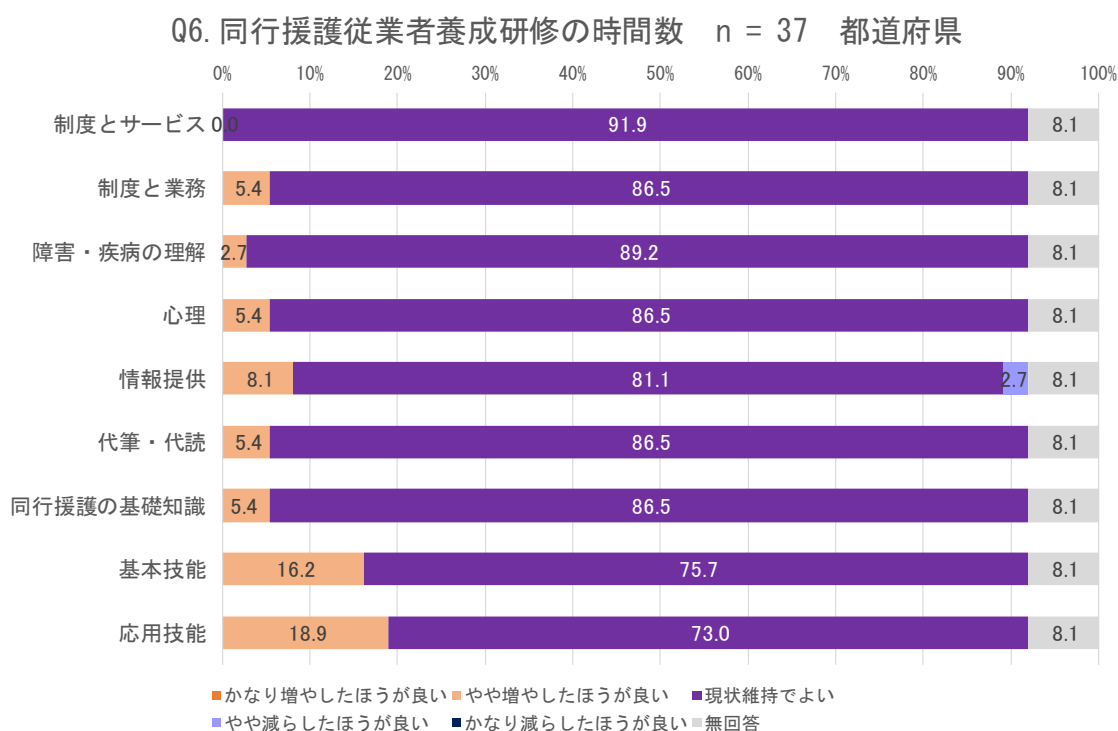
【減らしていく】

- 盲ろう者の把握に課題があり、平成31年度は養成研修を実施せず、対象者の掘りおこし事業を実施するため。平成32年度は養成研修を実施する予定。

【無回答】

- 地域格差を解消する方向での研修は継続する予定

(6) 同行援護従業者養成研修の時間数について



(7) その他、ご意見等(自由記載)

同行援護従業者養成研修についてのご意見について、特徴的なところは下線を付しているが、免除科目設定の必要性や質の確保のための方策(カリキュラム内容、実技の充実、受講要件等)についてのご意見があった。

- 同行援護従業者養成研修と盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のカリキュラムを確認しましたところ、本調査の趣旨にありますとおり、一部の科目で研修内容が重複している部分があるものと思われます。ついては、同行援護従業者養成研修事業から見れば、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の受講者が同行援護従業者養成研修を受講する場合において、相互の研修内容の調整を要するとは思いますが、免除規定の設定は可能かと考えます。
- 障害者団体から同行援護従業者の質の向上を望む声が寄せられているが、具体的にどの研修内容をどの程度充実して欲しいかについては意見が寄せられておらず、また本県においても具体的な調査・検討を行っていない。
- 代筆・代読の基礎知識については、実技を入れるべきである。
- 平成30年度の報酬改定に伴い、「盲ろう者や重度の障害者への支援を評価する加算が創設」された。このことにより、現に同行援護事業を実施している事業所の中には、積極的に盲ろう者や重度障害者へのサービス提供を行う事業所がでてくることが想定される(その際、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修」修了が要件)。しかし従来のカリキュラムでは、重度の知的障害者(支援区分3、4以上の方)についての内容は組み込まれていない。そうしたサービス利用者を想定した、コミュニケーション技法や知的障害についての概論や障害特性についての内容が今後必要になると考えられる。また同加算により、これまで「盲ろう者向け通訳・介助員」だった者が、新たに同行援護の資格を取得することが想定される。その際、手話で会話ができる聴覚障害を有する「盲ろう者向け通訳・介助員」が受講するケースが考えられる。現行のアイマスクをした中での演習など、聴覚障害がある受講者への、情報保障をどのように行えばよいのか、今後検討が必要と考えられる。
- みなし規定の経過措置が平成30年3月31日で廃止されたため、最後は駆け込み需要が多かった。平成30年4月からは、研修回数も受講者数も減少している。
- ガイドヘルパーとして活動している方からのスキルアップのための研修を行ってほしいとの要望がある。
- 以下は各指定事業者へ聞き取りを行った内容を取りまとめております。
 - ・事業所で働いている方が対象の場合は、現状の時間割で足りないことはないが、高校生を対象とする場合は、より丁寧に教えられればと思う。特に外へ出る際、援助よりもまずは安全第一となってしまう。
 - ・時間に関してはとくに意見は聞かない。カリキュラムの組み方次第と感じる。弊社では、1日目が朝9時から夜6時までかかってしまうため、受講生からは大変という声はある。・各科目の時間どうこうというより、トータルで一般課程2日間、応用課程5日間くらいの日程がよい。一般課程

の演習はもう少し短くてもよいと感じた。

・演習時、外へ出る前の練習として、室内に手すりや3段くらいの階段を設置したいと考えているが予算がないためできていない。助成金があるとありがたい。

・一般課程のみで実際のサービスを行える一方、現状、応用課程でないと交通機関の利用などがいないため、外での実地的な演習を一般課程に組み込んだ方が良い。

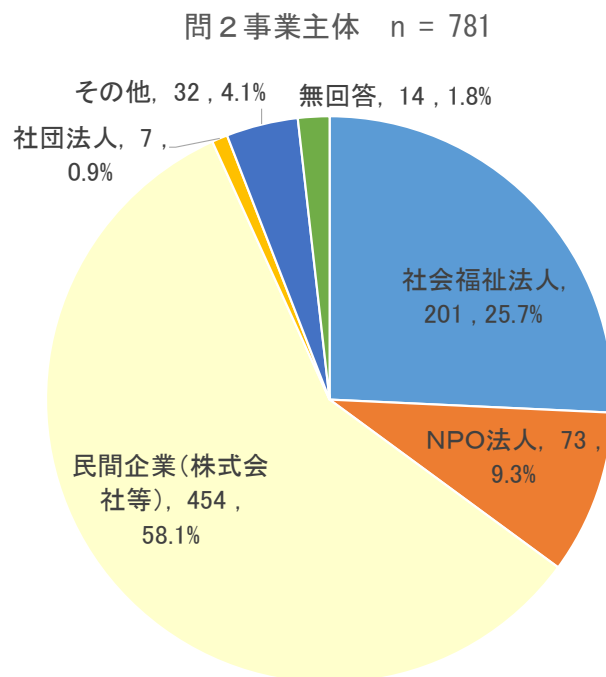
・昼食実習を独自に行っているが、これを科目に追加した方が良い。

・応用課程について、これを受ければサービス提供責任者になれるものであるため、実務経験が重要になる。応用課程の受講要件に実務要件を設定すべき。

- 同一の事業者が複数の都道府県にわたって研修を開催する場合、本校等主たる事業所の所在地の都道府県が研修事業者として指定するものとされているが、遠方で実施される研修については研修内容の指導や監督を行うことが難しいため、研修実施ごとに地元自治体に実施計画書を提出させるなど、制度改正が望まれる。また、通信による講義は、質の低下を招く可能性があるため、原則認めるべきではないのではないか。

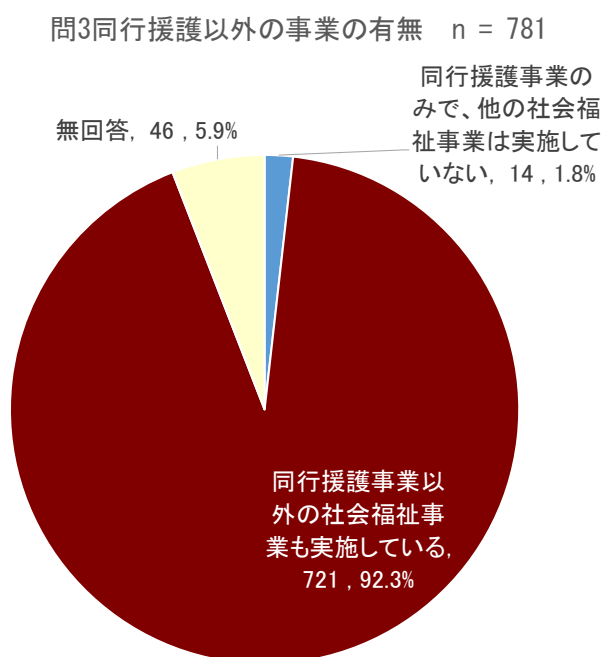
2. 同行援護事業及び同行援護従業者養成研修の実態把握調査

(1) 事業所の事業主体

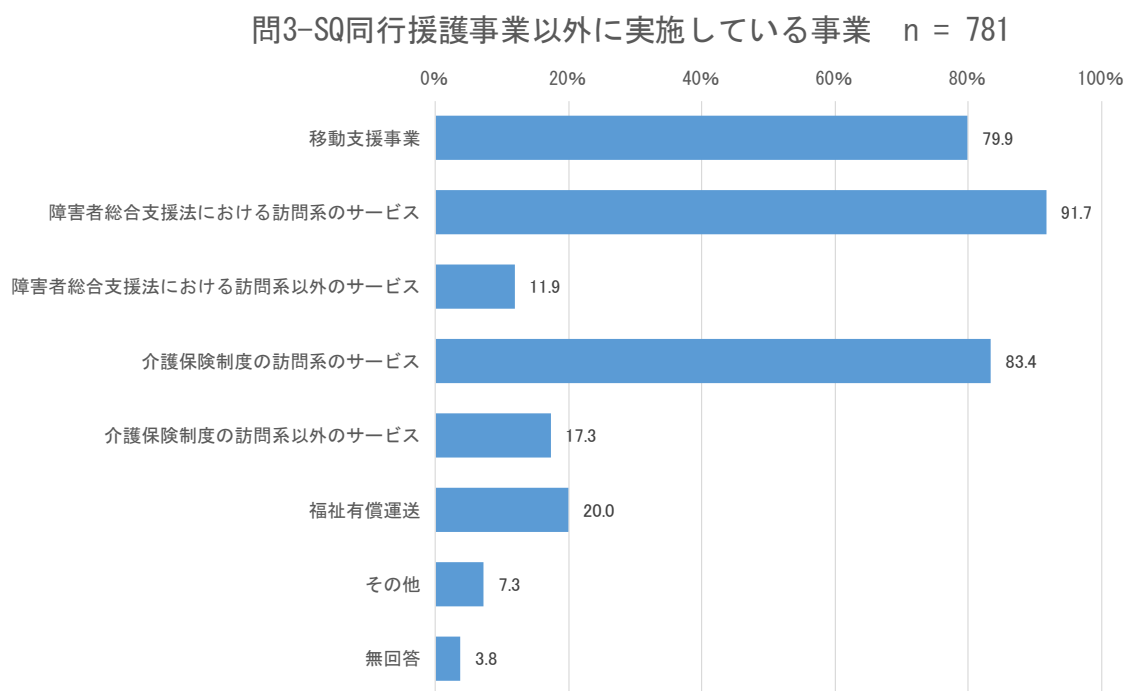


(2) 同行援護以外の事業

1) 同行援護以外の事業の有無

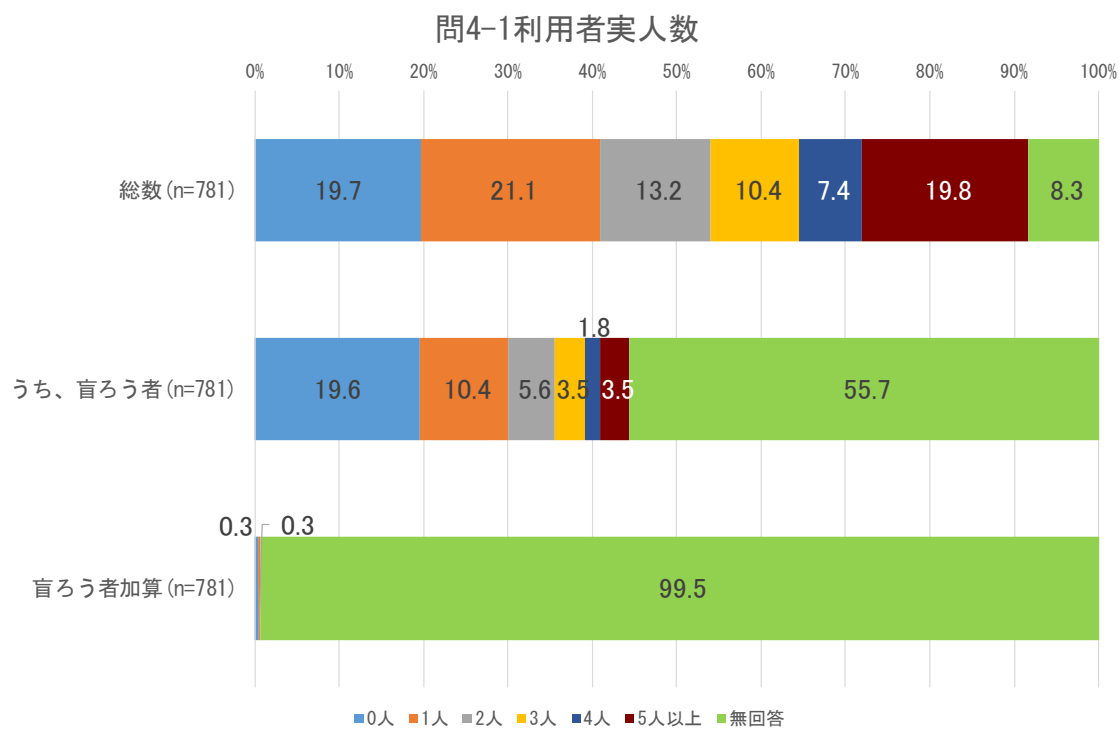


2) 同行援護以外の実施している事業

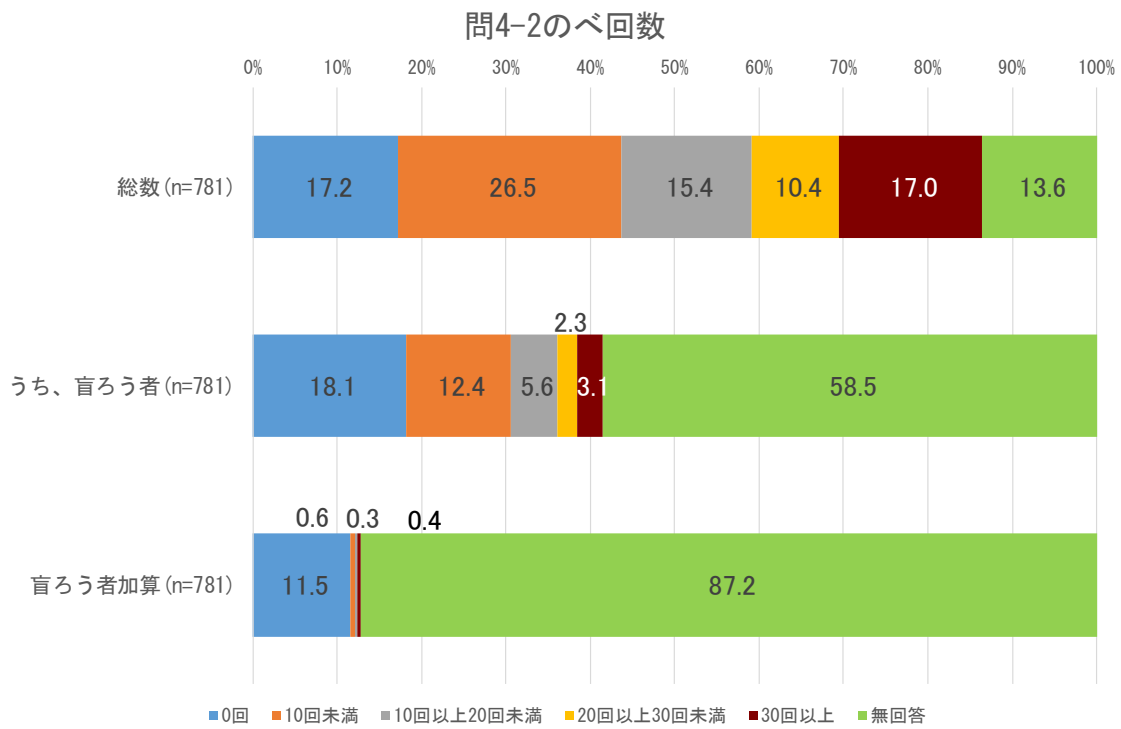


(3) サービス提供をした同行援護の件数 (平成 30 年度 8 月中)

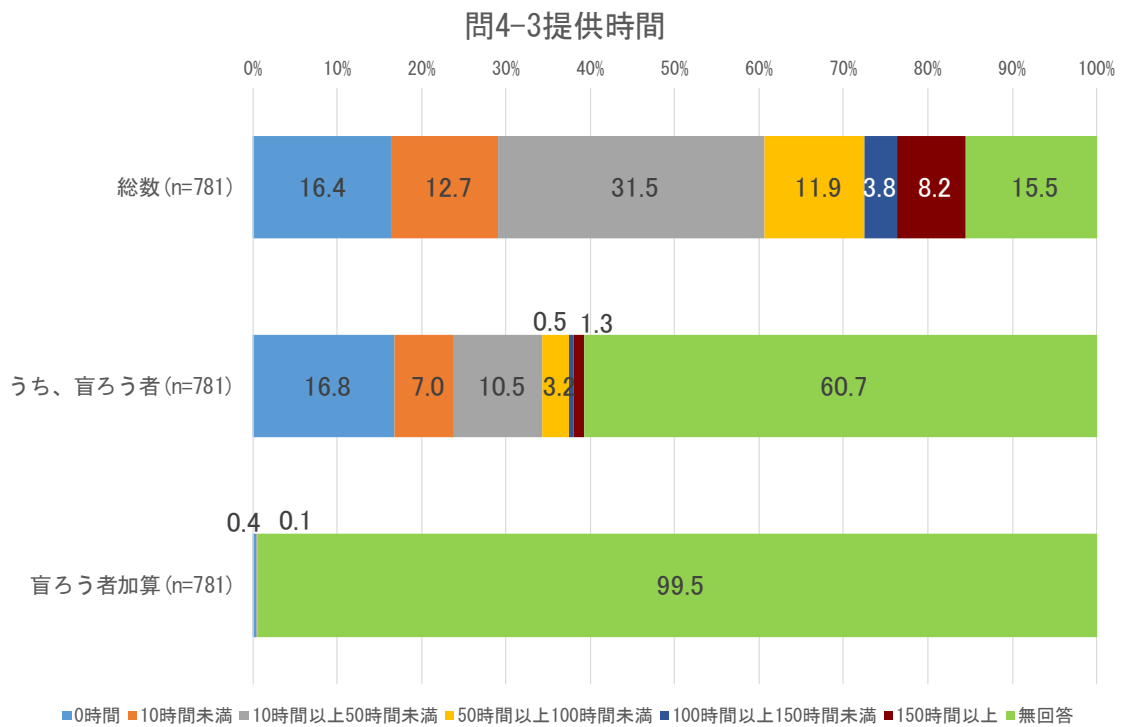
1) 利用者実人数



2) 提供延べ回数



3) 提供時間

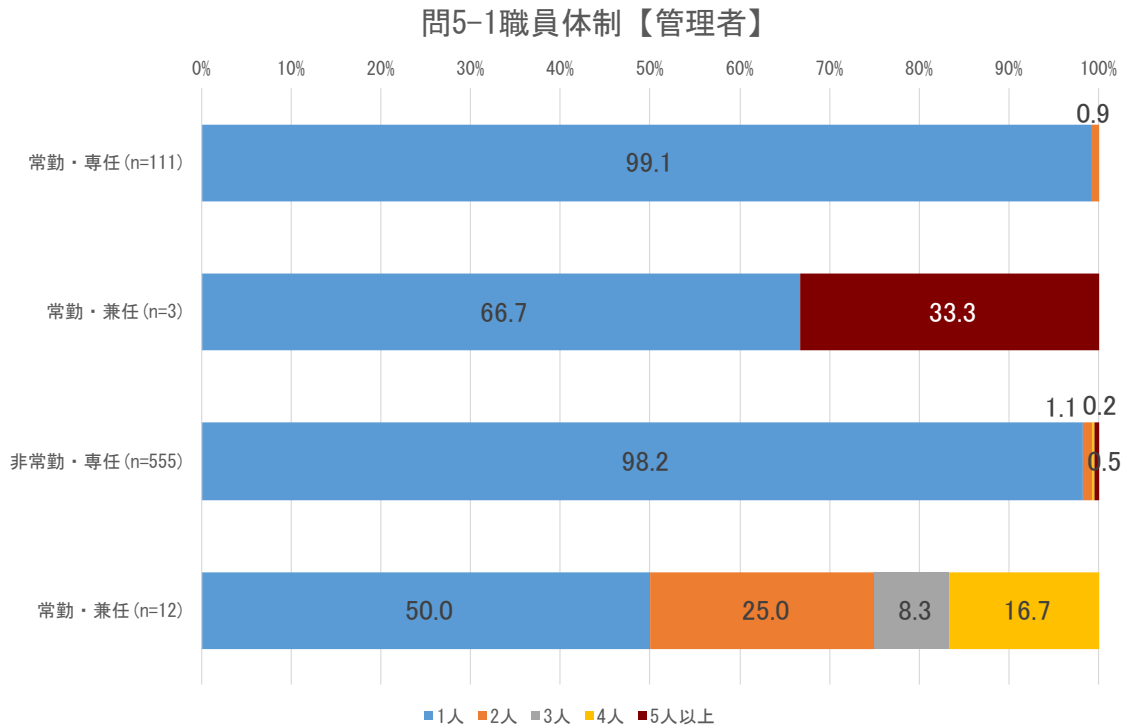


4) 盲ろう加算を使う上での課題等

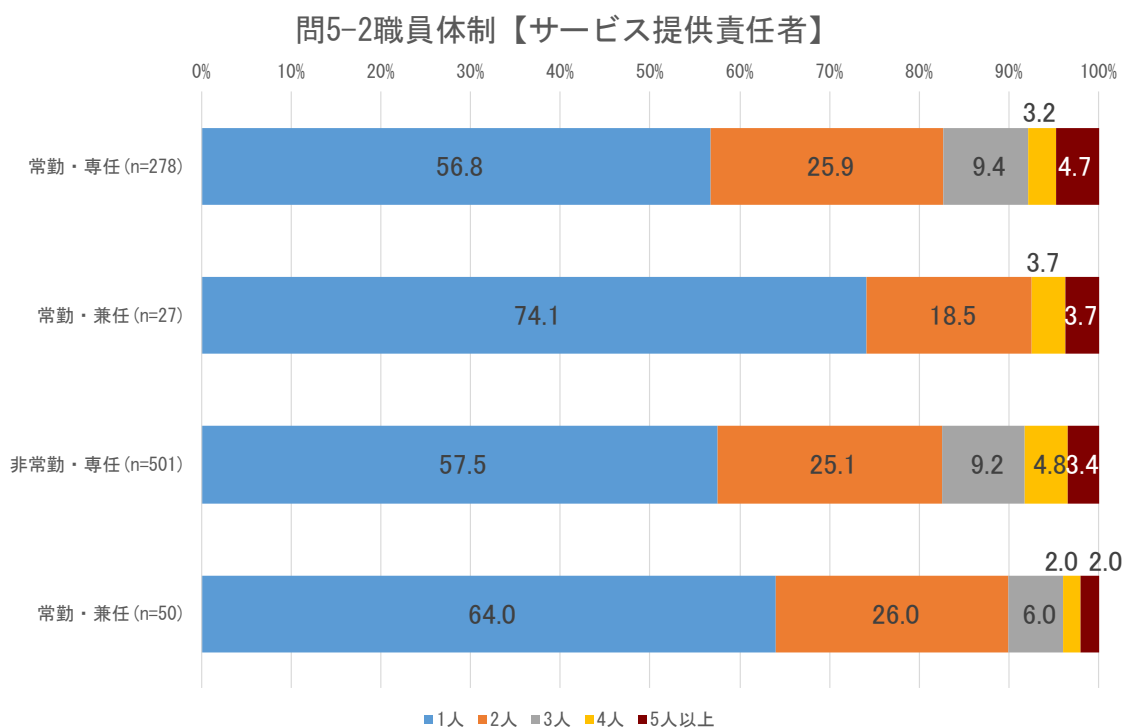
同じように指文字通訳したりしても、通訳・介助員資格がないため算定できない。ヘルパーがいる。養成研修が行われておらず、資格が取得できない。県が盲ろう者友の会に働きかけて、来年度は開催されそうであるが、1年以上無加算、状態が続く。身体介護ありの時より低い報酬。急ぎすぎて対応できず、報酬が減った。困難度が高い人への支援を評価するという国の意向と反している。経過措置が欲しい。
加算を算定できる対象者の場合は、どこに記載があるのか判らない。対象者であるかどうかの判断。
活動時間が長くなる為、ヘルパーの確保が難しい
資格取得
市町村担当者により判断が一律ではない。市町村格差がある(支給量・身体有・無し等)
実際、盲ろう者の利用者がいない。・従業員に資格所持者がいない。・加算が広く認知されていない
通訳可能な職員の確保定着
盲ろう者加算で申請を行わないと、受給者証が基本になってしまい使えない。本人が盲ろう通訳・介助を利用していると自治体に教えたがらない。
盲ろう者の中には音声でのコミが可能で、盲ろうの技術がなくても対応が可能な方。全盲ろうで、特別な技術が必要な方が同じ盲ろう加算
盲ろう者向け通訳介助費養成研修が少ないので受講確定が進まない。
盲ろう者向けの研修が少ない、又、実際一人一人に対応できるスタッフは何年もの経験が必要である
余暇で遠方に出かけたい希望の時など、報酬が下がるため受けるヘルパーがいない。利用者様は自分の時間は何十時間もあるのに、と仰ってきます。

(4) 事業所の職員体制

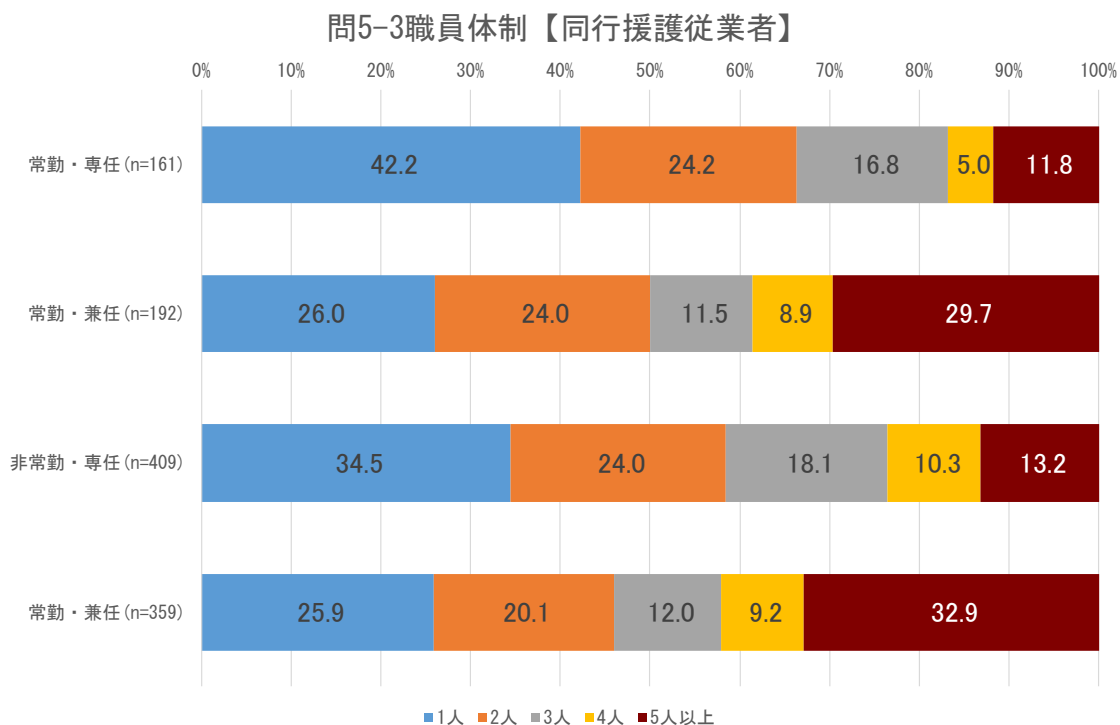
1) 管理職



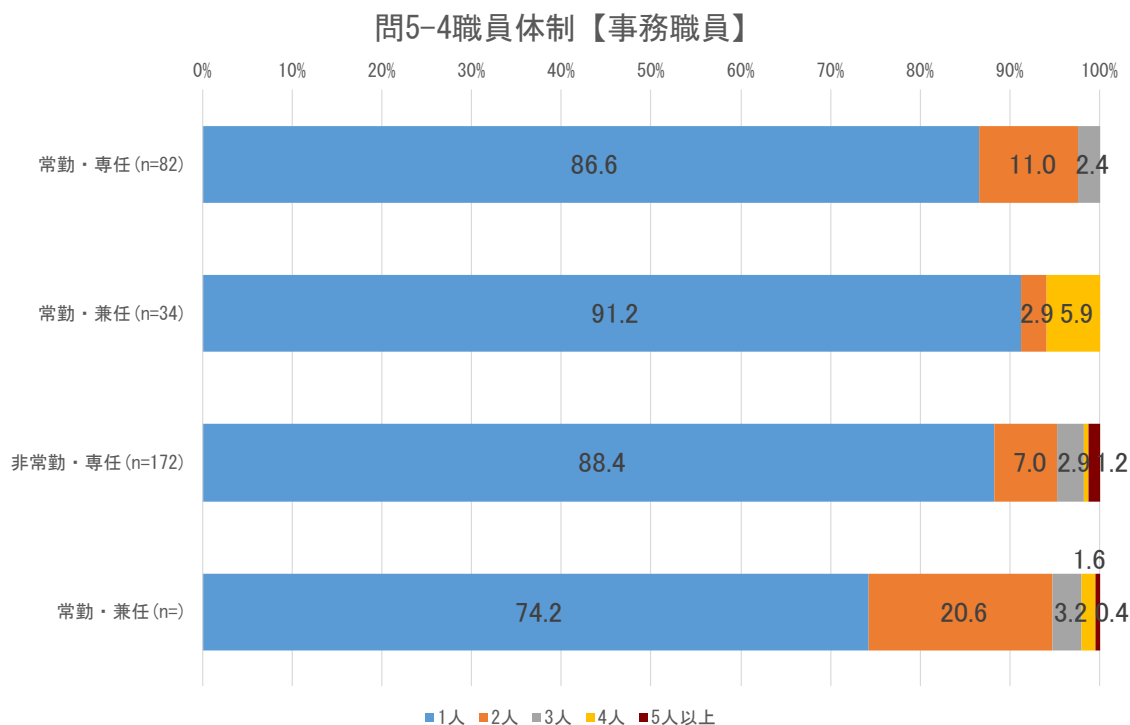
2) サービス提供責任者



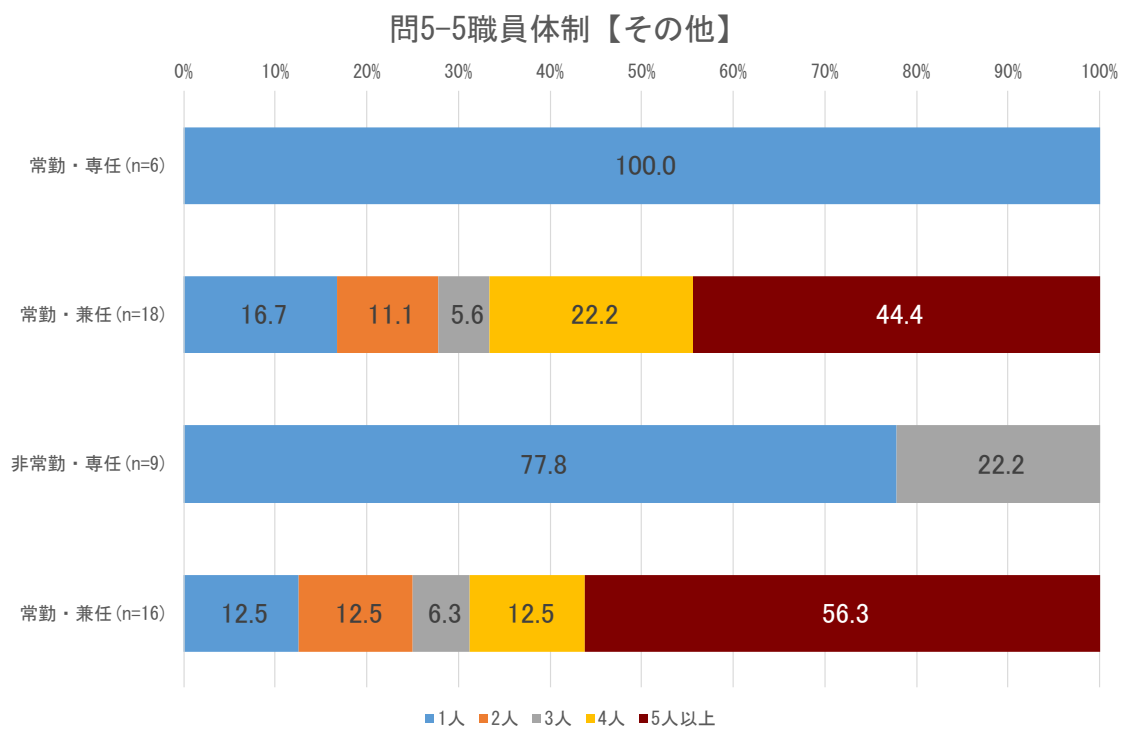
3) 同行援護従業者



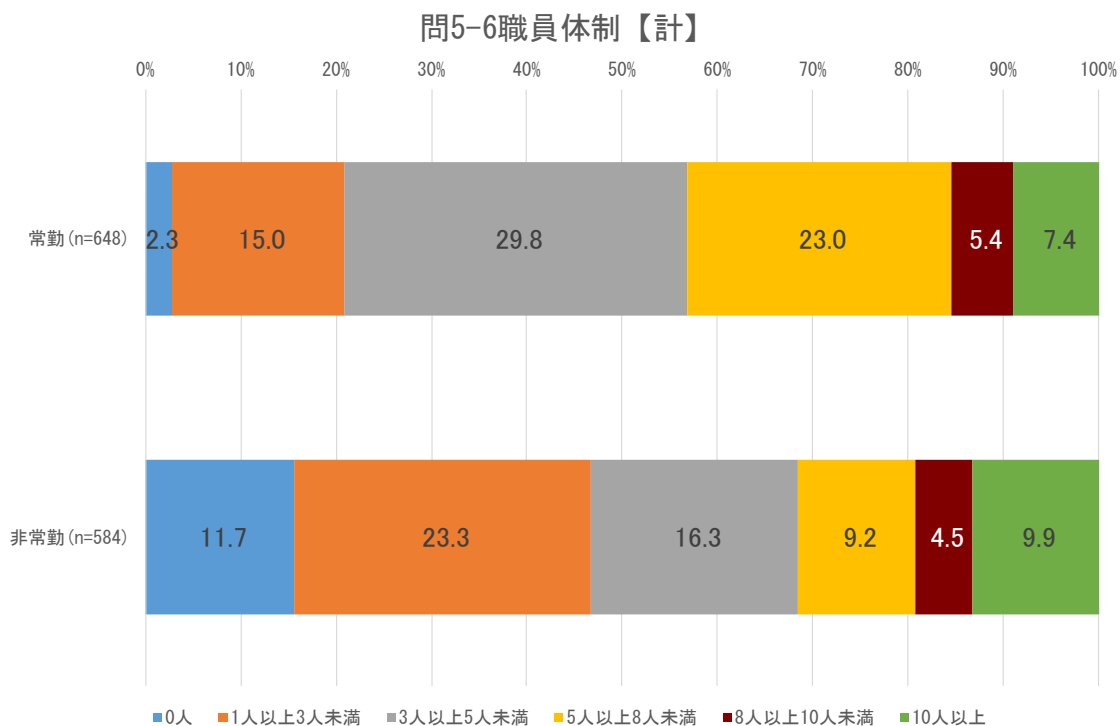
4) 事務員



5) その他

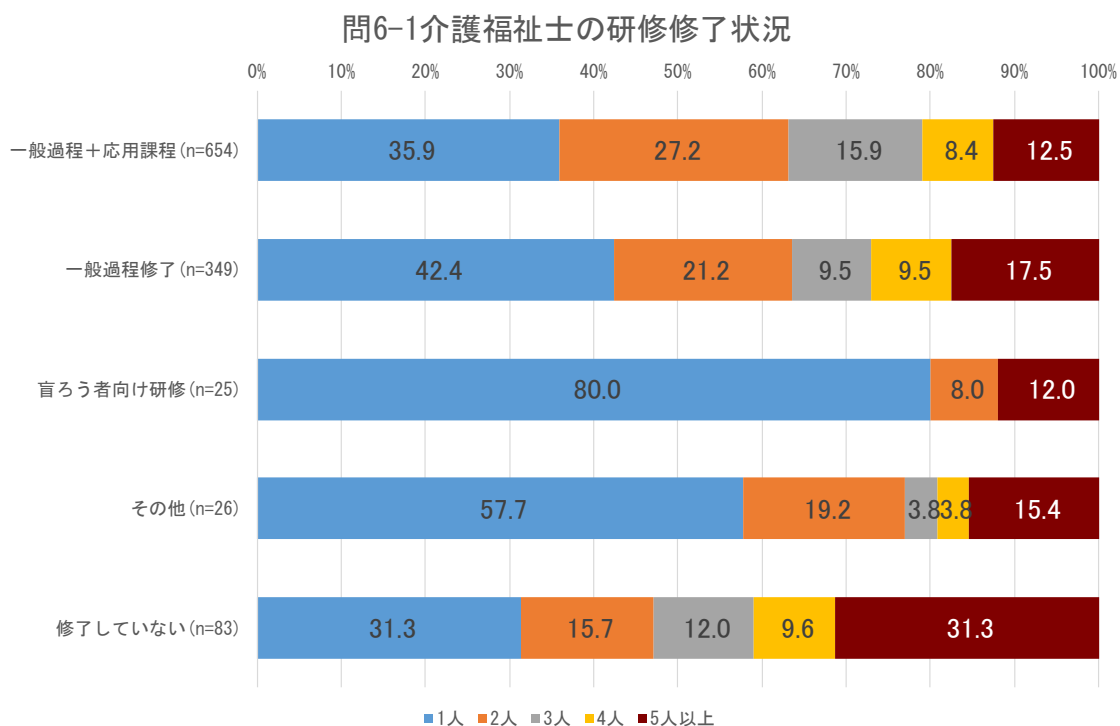


6) 職員数合計

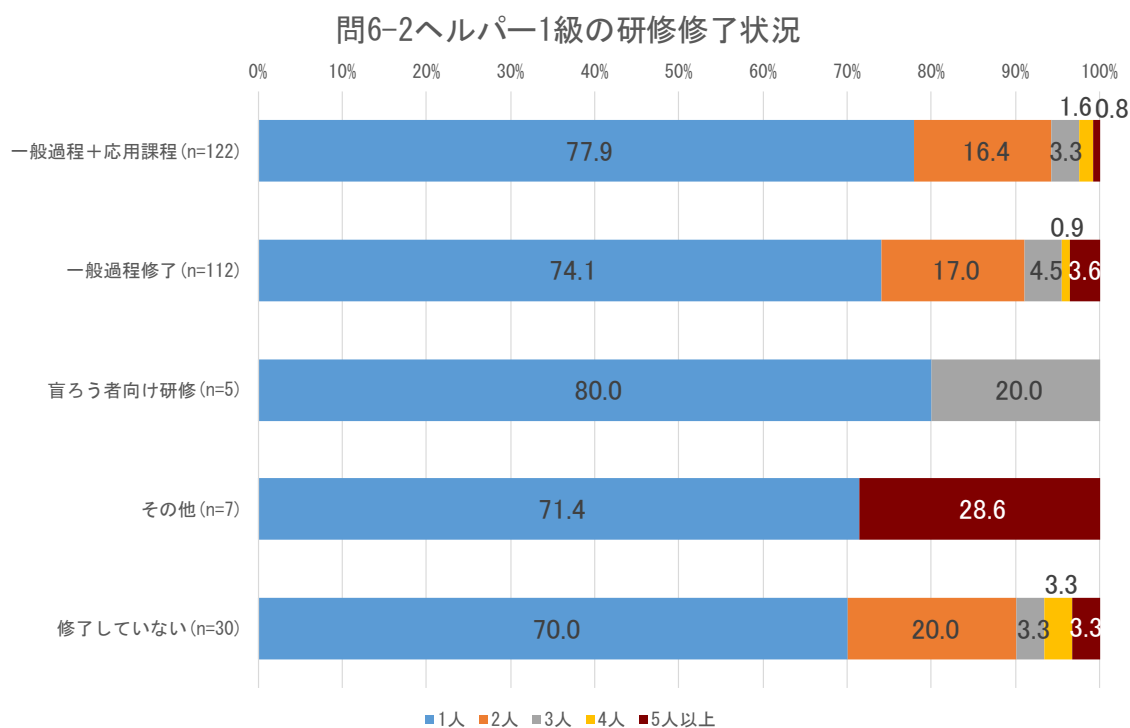


(5) 同行援護従業者のうち同行援護従業者養成研修(一般課程・応用課程)修了者等の人数

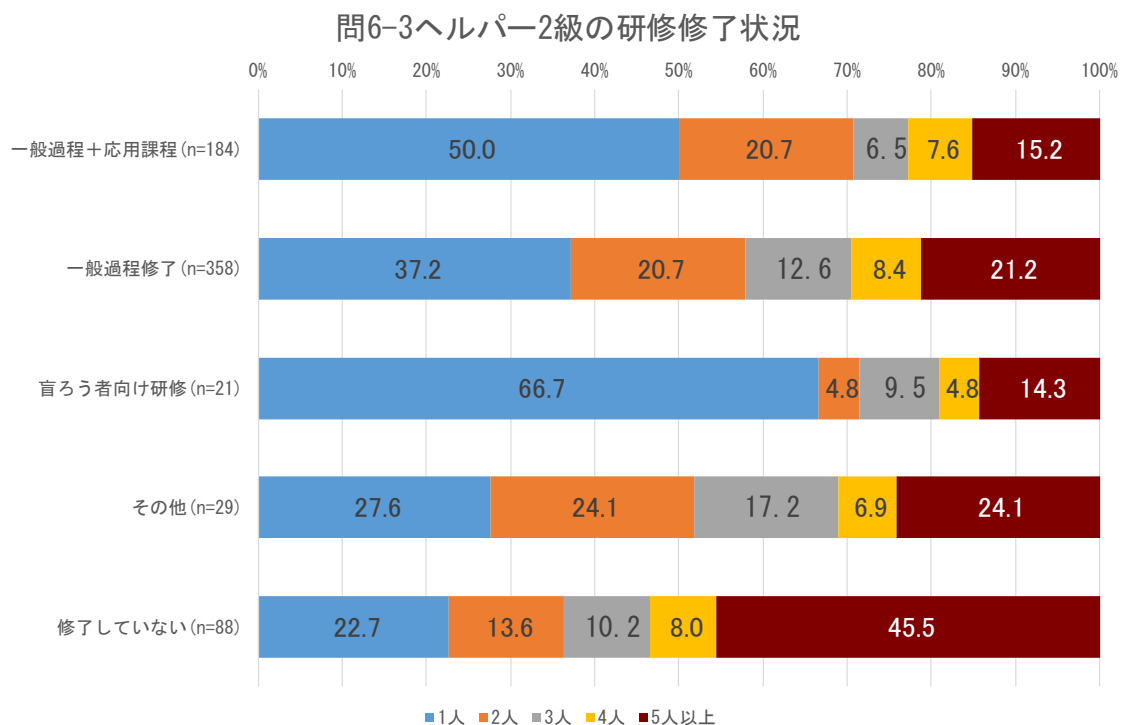
1) 介護福祉士の研修修了状況



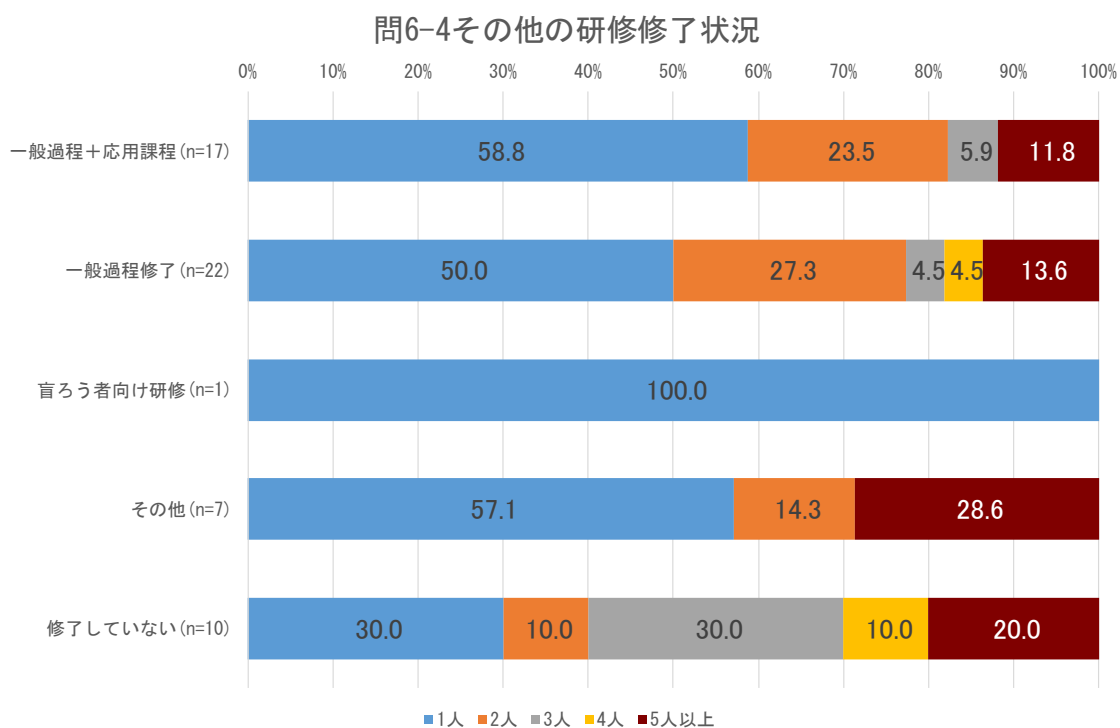
2) ヘルパー1級の研修修了状況



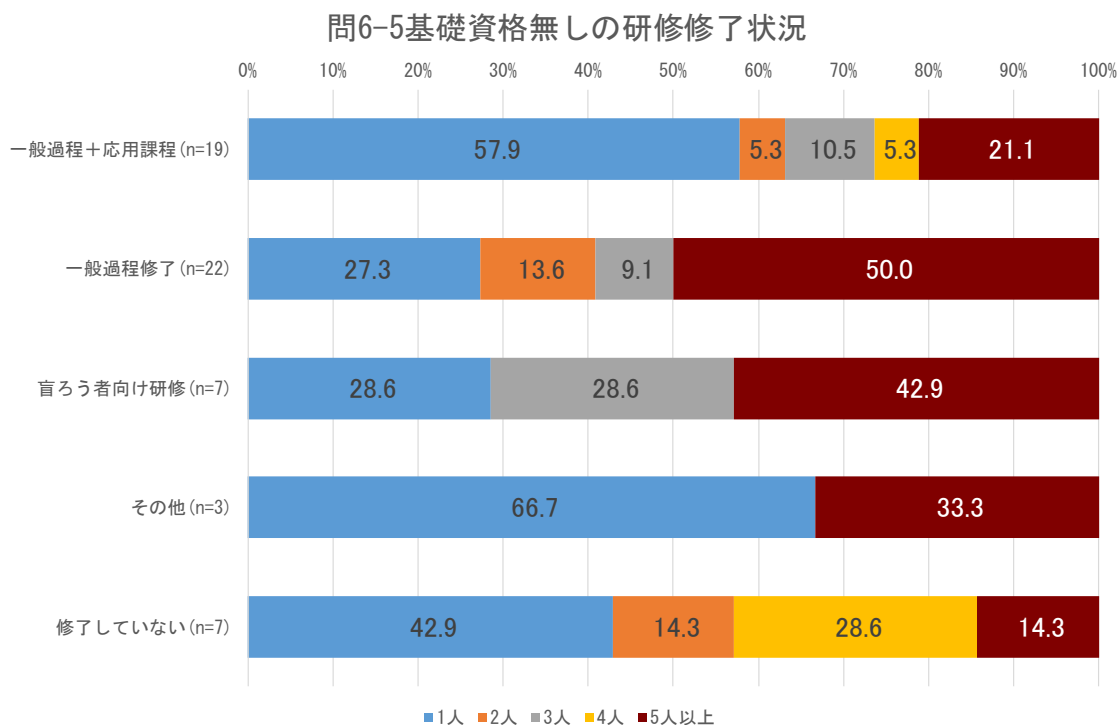
3) ヘルパー2級の研修修了状況



4) その他の人の研修修了状況

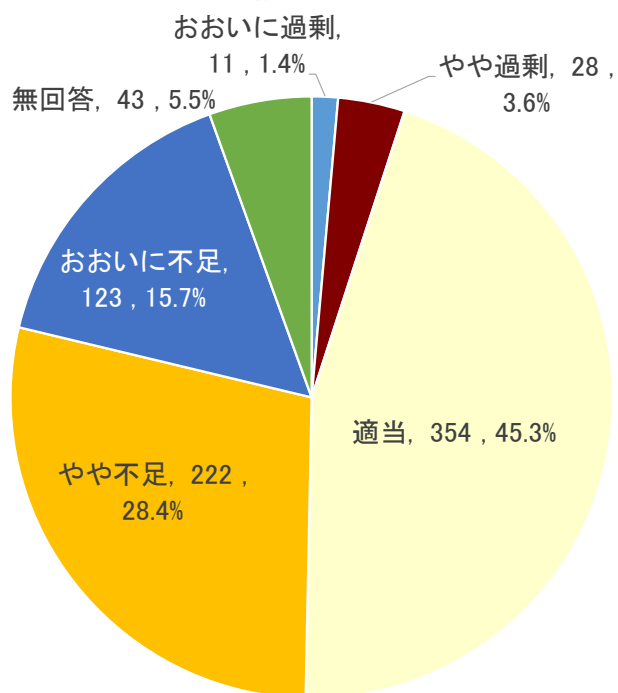


5) 基礎資格無しでの研修修了状況



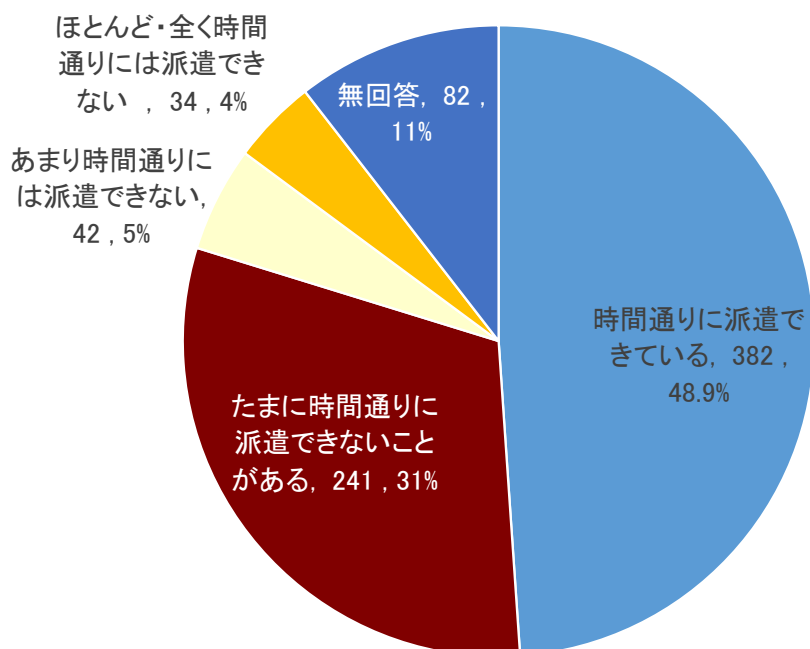
(6) 事業所内の同行援護従業者の過不足状況

問7事業所内の同行援護従業者の過不足状況 n = 781



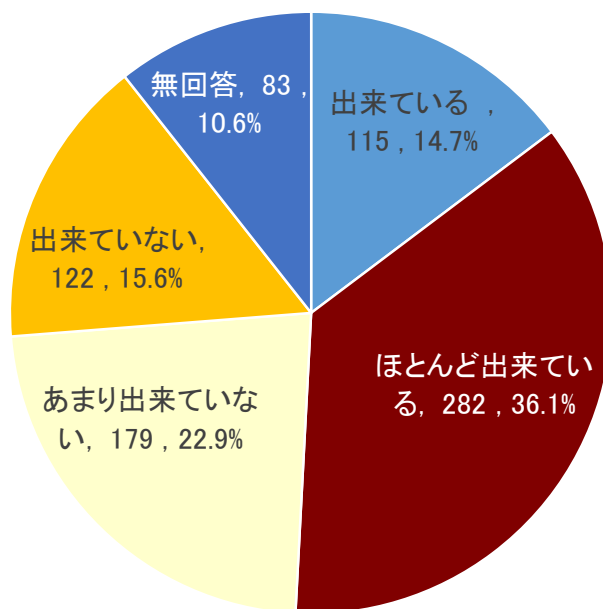
(7) 利用者に依頼された時間に派遣ができていますか

問8利用者に依頼された時間に派遣できているか n = 781



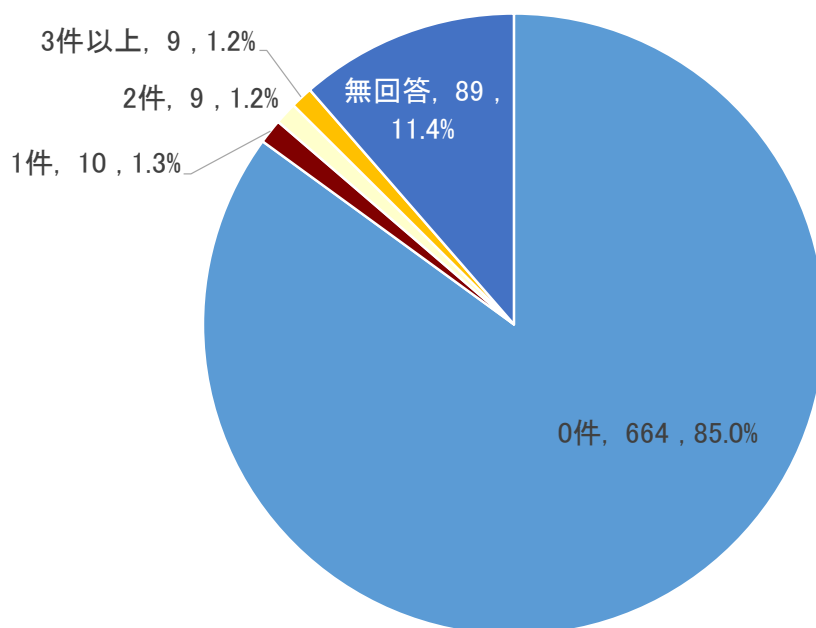
(8) 緊急の依頼(当日依頼)への対応状況

問9緊急の依頼(当日依頼)への対応状況 n = 781



(9) 平成29年度事故報告件数

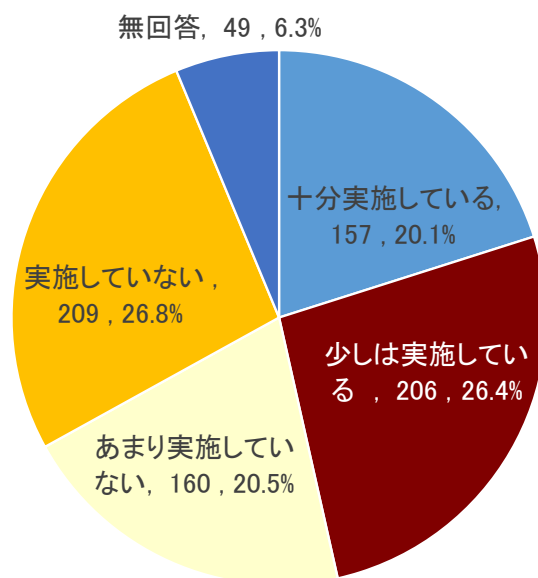
問10平成29年度事故報告件数 n = 781



(10) 同行援護従業者に対するのOJT研修(同行支援)の実施状況

問11同行援護従業者に対するのOJT研修(同行支援)の実施

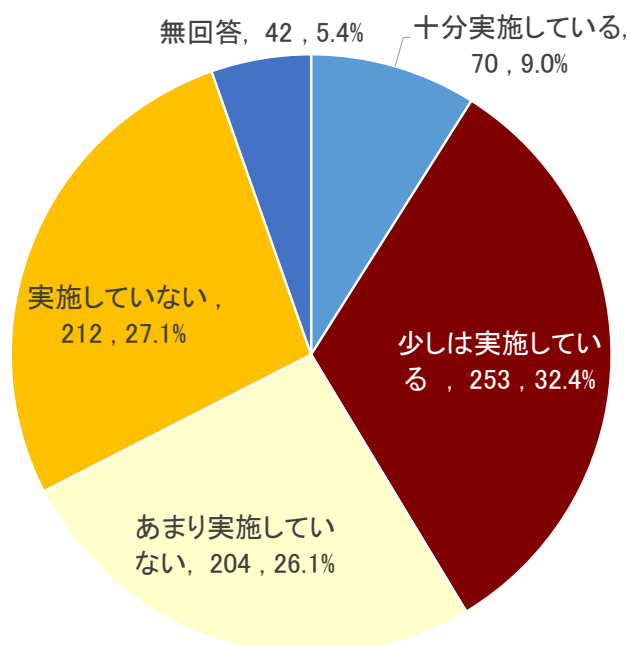
n = 781



(11) 同行援護従業者に対するのフォローアップ研修の実施状況

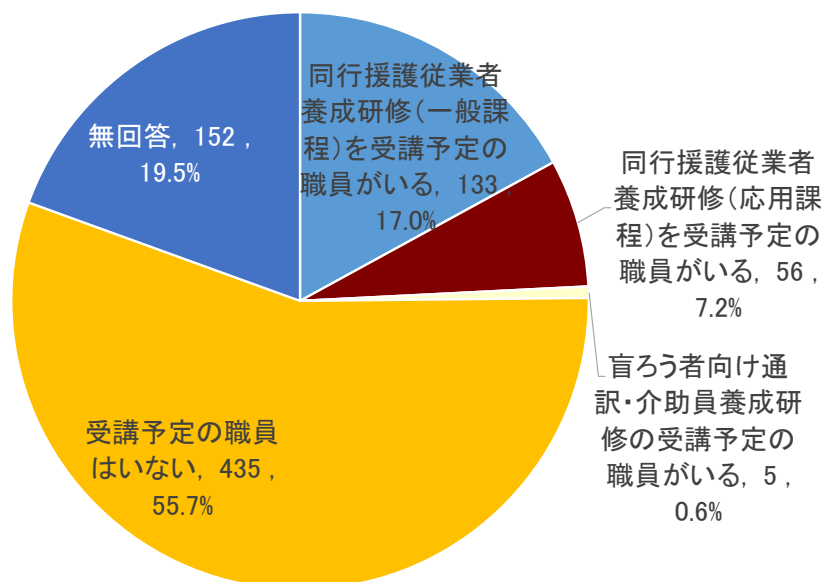
問12同行援護従業者に対するのフォローアップ研修の実施

n = 781



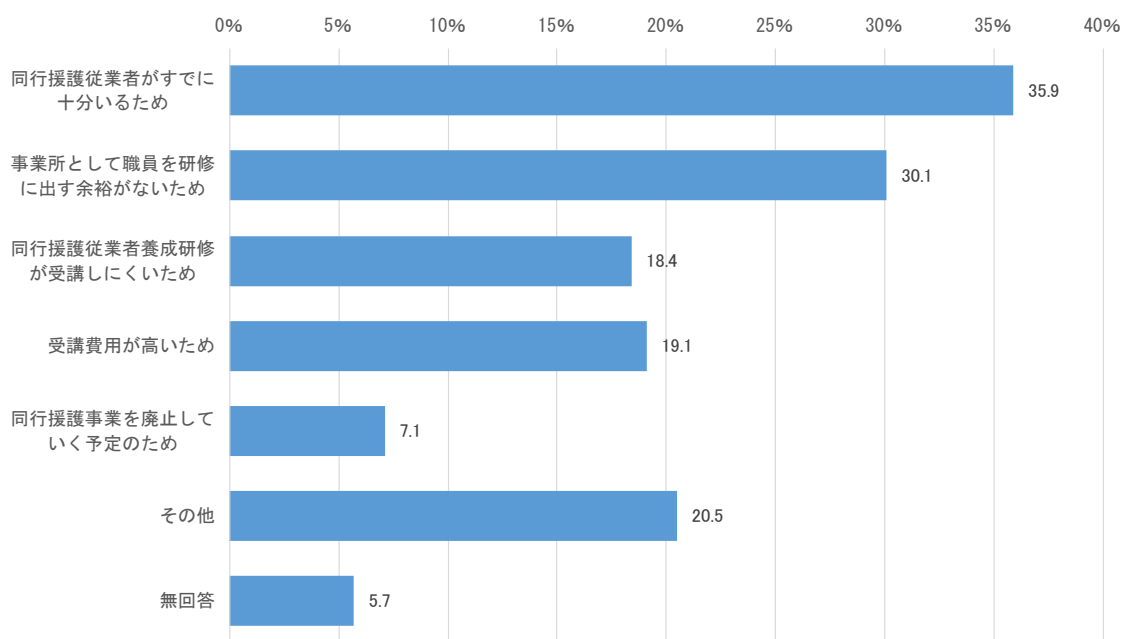
(12) 職員の同行援護従業者養成研修および盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の受講予定
1) 受講予定

問13職員の同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の受講予定 n = 781



2) 受講しない理由

問13-SQ受講しない理由 n = 435



同行援護従業者養成研修を新たに受講しない理由【その他】

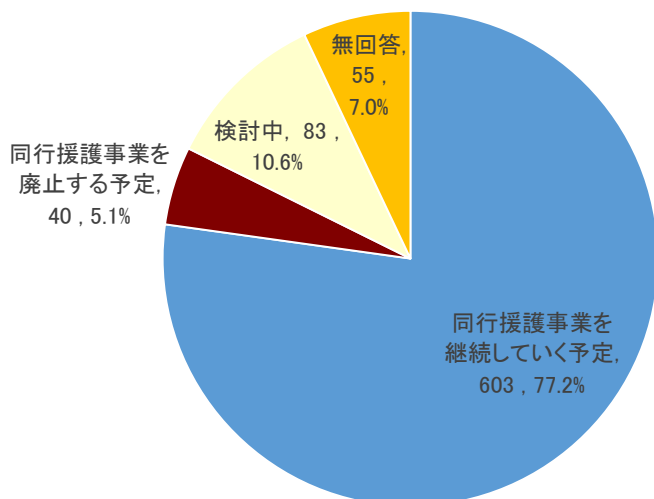
同行援護従業者養成研修を新たに受講しない理由として、「利用者がいない」「受講希望者がいない」「ヘルパー不足」が多く挙げられている。

利用者がいない 27
受講希望者がいない 17
すでに全員資格取得済み・新規職員がいないため 13
ヘルパー不足 11
事業の縮小・休止・廃止等のため 7
開講が少ない 5
利用者数を増やす予定がない 4
職員の高齢化 3
自己受講に任せており、希望する職員がいないため 7
1回のサービス提供時間が長く暑さ寒さに対する体力がもたないため
経過措置があったとは言え、苦勞しながら研修に行く時間がありません。今までなら受け入れ可能だったのに、養成研修修了者がいないため、受け入れられなくなった。
現在、ご利用様が施設に入所され、利用されてる方がいない。新しくお受けする用意があるがご希望時間が合わない。
事業所として常勤のみの対応方針としている為
受講場所が遠い為、費用もかかる。(交通費、宿泊費)
全体の職員数が少ない為
同行サービスの報酬単価が低く、積極的に仕事を受けていくことは難しいため。
年齢的、その他の理由で、未受講者については同行援護業務が就く予定が無い為
廃止とまではいかないが、主として行っている介護保険サービスでも人手不足であり、同じヘルパーが兼務しているため長時間かかる同行援護を受けている余裕がない
報酬単価引き下げにより新規の受付は事業所として難しい
訪問介護員（同行援護従業者）の退職者等の補充ができない
訪問介護との時間調整が難しい為
有資格者を雇用していないから

(13) 今後の同行援護事業継続意向

1) 同行援護事業継続意向

問14今後の同行援護事業継続意向 n = 781



2) 同行援護事業を廃止または検討している理由

同行援護事業を廃止または廃止を検討している理由として、「利用者がいない」「ヘルパー不足」を挙げていることが多い。

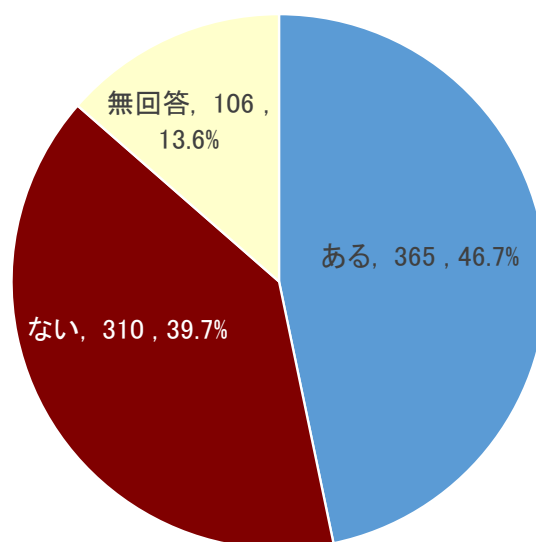
利用者がいない 27
ヘルパー不足 48
すでに廃止・休止済み 6
単価や安く利益が出ないため 11
他の事業で手いっぱいのため 9
長時間や不定期等の利用者の希望に対応できないため 12
研修を受講できないため 5
ヘルパーの高齢化 3
資格を持った職員がいないため 3
遠距離が多く、送迎のサービスが多く、その間の時間がヘルパーにとってむだな時間になってしまう為。
経費倒れ
研修修了者しか、サービスに従事できなくなる可能性があるため。
サービス提供のハードルの高さ
資格なしのサ責が2名いる為(今後の為に)
事故につながる危険性があるため
需要があまりなく、学ぼうという職員もいない
障害者支援は利用者のことを考えると専門性を求め、事業所として特化していく必要があると考えている(幅広く障害に対応するとすべてが中途半端になるということ)。弊社は同行以外での事業特化を計る方向で現在の利用者は切ることなくサービスを行うが、それ以上増やさない
職員の採用の状況によるところが大きい
専門性を非常に必要とするサービスである為
同行援護従業者、一般過程・応用過程を持っているサービス提供責任者が退職するため、同行を取得している責任者が入社すれば継続予定
人手が少なくなってきた。一般課程と応用課程を持って行ったサービス提供責任者が、正社員から登録ヘルパーになり、少なくなった社員の中5日間の研修に参加できる余裕がないなど。

(14) 同行援護事業を実施していくうえでの課題

1) 同行援護事業を実施していくうえでの課題の有無

問15-1 同行援護事業を実施していくうえでの課題の有無

n = 781



2) 同行援護事業を実施していくうえでの課題

同行援護事業を実施していくうえでの課題として、「ヘルパー不足・人員確保」が最も多くなっている。

利用者がいない	19
ヘルパー不足・人員確保	100
ヘルパーの高齢化	20
長時間・長距離等の依頼に対応できない	31
希望の日時にヘルパーを調整できない	3
報酬単価が低い・採算が合わない	13
ヘルパーの質の向上	9
研修受講費用が高い	4
利用者の高齢化	4
職員を研修に行かせる余裕がない	6

・研修を安価に受けることができない・応募しても希望人数が多く、研修対象とならない
・サービス単価がやや低い・考え方がしっかりした利用者が多く、ちょっとしたことで苦情を言ってくることもある
・資格取得の費用が高い・利用者からの依頼が不定期で、シフトが組みにくい
・職員のスキルより体格等を求められる・近隣に事業を実施している。事業所がしないので、遠方への同行依頼に限りが発生してしまう。
・支援時間は一回あたり長いいためシフト調整困難・支援要望は日曜日等同じ日時に集中するため、全利用者の支援は困難・同じ支援者の支援を希望され、複数での支援は拒否される。
・知らない場所への手引きの不安

・当事業所地域での指定を受けている事業所不足
1人のヘルパーに頼ってヘルパー勤務時間をはるかに超えてサービスを実施する場合がある。
2ヶ月に1件程度の利用しかないが、資格者2.5人の人員基準は厳しい
新しく制度が施行になると、その度に研修等の受講を受けたりしなくてはならず、面倒。単位数の面でも問題があり。(改定など)ヘルパーさんの費用面でも苦勞している。どうしたらいいのかが当面の課題です。
異性介助になっている現状があり、多様なニーズに応えるために、同性での介助が望まれるが、職員の研修参加及び兼務職員のため手が回らない。
イベント等に利用が集中する。土、日、祝の利用(1日中と長時間 8時間を超える)で、対応できるヘルパーがいない
依頼が来ても人員不足で受けられない場合もある。受けても本人が望む同じ介助者を受けられない場合もある。依頼件数が少なく研修修了者でも経験がないものが多いため。
依頼された時間を提供することが出来ない。・長時間の依頼や人数不足の日(土・日・祝)などが多い。
入れる職員を増やしたいが、有資格者でないとケアに入れず受講料が高いのがネックになっている。
介護福祉士や社会福祉士など、専門学校や大学等で数年間学んできた際のカリキュラムに属されていることがあり、同行援護従業者養成研修の時間的な配慮があってもいいのではないかと
介護報酬も少なくなり、担い手となる従業者がサービスに従事しなくなっている。
介護保険も同時に行っているため、今以上の依頼を受けることが難しい。
介護保険利用の方が、視覚障害の認定を受けたので、急遽資格をヘルパーに取得して頂きました。需要としてはほとんどなく人員もあてがえられないので現在の利用者の方のみの援助となります。需要が多くなると事業拡大できない状況です。
会社が(身体伴わない)時給を統一したのでヘルパーのモチベーションが低下している(同行援護サービスをすべて時給にした)
改訂になって介福だけでは仕事につけないので範囲(行く人が限られる)ので決まってしまうので多く受けられない
ガイドヘルパー専任の方がいない。活動中の食事代がガイドの負担となるため。活動が不定期で調整が困難なため。
外泊の依頼の対応(旅行)。盲導犬との外出対応
学校教室が近くになく通学等に時間と交通費が掛かる
管理者やベテランがサービスに入っているため、事故はないが、新人等は、事故を起こす不安があるため、責任を持ち、常に事故を起こさないように意識して、考えられる様に育てるかが課題である。
希望される時間にヘルパーを手配すること
希望される曜日、時間帯が合わない。訪問系中心の為、突発や長時間の対応や調整が困難
急な依頼に対応できないことが多く利用者満足度を得られない。自宅以外の起・終点のサービスは対応できない。
急なサービス依頼、当日の変更に対応が難しくなっており、利用者満足が得られない。自宅以外の起・終点のサービスには対応できない。
急なサービスや、変更に対応できない。
急な天候不良時の対応
車の問題「車両の空き具合」。
県外へ泊りがけで行く旅行などの支援
日々の支援がうまっており、受講できる時間がない。
現在の有資格者の年齢層が高いので将来的に不足する可能性が可能性はある。ヘルパーの人数自体が少なく、他のサービスも人員不足になる。
現在まで事故はないが、常に危険が伴っていると思うので、内部での研修や事故対策が必要と思う。
研修時間が長い為、研修に行きたくタイミングが合わない
現従事者は、一般応用課程は、取得しているが、盲ろう者向け研修について、情報が少なく現段階では、受講していないので、対象者らの依頼があった時の対応が出来ないことに不安がある。
研修実施がほとんどない(学校では高額)、地方自治体での開催がほとんどない。
研修修了者での対応となる・移動等で人の入れ替わりがあるため定着した寺院が保てない・毎年移動してきた人に研修に行ってもらうのは現在の人手不足の中で難しい
研修できる場所と回数が少ない、研修費が高額である。
研修に参加してスキルUPしていきたい。中途障害の方の自殺が多い為、少しでも前向きに生きていただけるよう利用者様の気持ちに寄り添い支援していくことが課題です。

研修費用がかかるが自己負担になる為、資格を取っても仕事量が少なく、取得しようという気持ちにはなれない。
研修費用が個人持ちの為、会社側から強制ができません資格保有者がもっと増えてくれることは必要なのですが。
研修を受けたが実際には仕事が多く、問い合わせが1件あったが依頼時間通りに研修者を派遣できない
研修を受けた職員に対してフォローアップ研修等がなく、援助方法の再確認や学ぶ場がない
研修を受けないとサービスに行けない。
研修を受ける場所や日程が少ない。
研修を行っている地域が遠方であり移動時間も2時間ほど(片道)かかる
研修を終了後、実際にサービスを提供していないため不安はある
現場での指導が不十分なため、同行を充実させたい
公共交通機関の整備が十分ではない
固定のガイドヘルパーを依頼されるケースが多く、人員に対応が不足している。
今後、利用が増えたと対応できない可能性がある。
サービス自体が少ないため、ヘルパーの経験も積まれず、困難なサービスとなってしまうがち。研修を受けたとしても現場でのサービスがなければ対応が難しくなってしまう。また資格も介護福祉士やヘルパー2級だけではサービスができないのであれば、わざわざ資格をヘルパーに取得してもらうのは難しい。
サービス提供責任者が応用課程を取得しないとけない
サービス提供責任者が応用課程を取得しないとけない。
サービスに入れるスタッフが限定される。研修費が高い。
サ責が今まで視覚障害ガイドでバリバリと実務していても、また応用課程を取りにいかないといけない。
サ責要件や従事者要件の資格名称がわかりづらい
算定できない時間が多くなる場合は赤字になってしまうので事業所としては受けたくない。
支援依頼が非常に少ない。A市においては、特定の事業所中心で依頼まとめられてしまうところがあり。
支援区分により報酬を差別化されたが、支援区分は居室内での状態を基に決定されたものであり、戸外での支援の程度を区分するものではない。よって同じ全盲の方でも区分1から区分6までの利用者が存在する。同一労働、同一賃金の原則を維持できず、区分により待遇差をつける不合理なものと感じざるを得ない。
支援しなくても研修は質向上のために必要。但し、研修費高く研修日の調整が難しい。同行援護で給与払いは難しい。通院や、JRホーム移動が難しいなどだけ支援を受けている。
支援の時間が長くなる。定期性がないため、常に予備人員を確保しなければならない。同行援護のみならず、介護福祉業界の慢性的な人手不足＞報酬が低い。
資格習得にかかる費用が高い気がする。後天性視覚障害者の方は(独居)で自分で身支度が困難なため、出発前電源OFF、水の元チェック、荷物チェック等、外出準備、帰宅準備がただ働きになっている。この時間の査定を認めるか別の時間で計算してほしい。
資格取得者が増えていかない現状があり、利用者の希望に対応が厳しい状況有ります
資格取得に係る経済的・時間的負担。ヘルパー空きがない
視覚障害のある方と外に連れていくという事は、出来る限り周囲に注意を払い事故等に気を付けないといけないのに長時間になる程どんどん単位数が少なくなっていくのが納得できずこのまま続けていくか考えているところもあります。ただ利用者さんが困ってしまう為継続はしていく方向ですが・・・。
視覚障害の会など、同じ日時に多数の利用希望者がある時の職員の確保が大変です。(介護保険事業も行っている)
資格と別に設ける意味はなく、何故、介護福祉士という国家資格がありながらこのような、研修を必須とするかわからない。
資格保持者が少なく、介護保険との併用が厳しい。
資格要件
資格を持っている職員だけに負担がかかっている。
資格を有してる者は5名いるが、他の仕事で手一杯で、同行援護に対応しきれないのと、同行時間が長時間な場合、時間が取れない
視覚障がい者の社会参加等の為積極的にニーズに対応して行きたいとの思いは変わらないが、あまりにも報酬がほかのサービスと比較して低いことに納得がいかない。移動時の事故等のリスクへの対応事前の下見など行っていく必要もあり再検討してほしい。廃止している事業所も多い。
時間が不安定なため予定が立てにくい

時間的に予定が組みにくかったり、新規で受ける余裕もなく受けられないまま、新規の方へ入るための職員の研修(同行)も利用者により個々異なる事も多い為、難しい。
支給金額、給付金額が上昇すれば働き手は増えると思う。
市町村を連携し、相談支援事業に知ってもらう
実技研修が不足していると感じる為、自信をもって実際の支援にあたるのが難しい(初回支援時)
実質開店休業状態だが対応できる可能性のある利用者様がいらしたらできる限り対応したい
実地要件の緩和
社会と利用者との理解と結びつきを強めていきたい。同行援護で出来る余暇、アクティビティの幅を広げていきたい。
若年層の利用者の確保
車両を使用している利用が多いため。車両の確保と、福祉有償運送の資格。
従業員を1日当てる事が多く、他の事業がまわらなくなる
従業者数に対し利用人数は多くないが、長時間になる事が多く、ほかのヘルパー業務に支障が生じることがある
従業者が担当路用者のサービスが中心となり、新規利用者の対応が難しい。(サービスを受けれる際に、空き時間を提示して契約するかを判断して頂いている)
従業者の高齢化(70歳超)が著しいので40代50代といった従業者を育てていく必要があると思います。フォローアップ研修も行えるほどの余裕ある人手が欲しいです。
・研修が遠方でしか行われていないので受講できない
従業者の質の確保。市町による上限時間格差、特に大きな市は制限がある(神戸市50H)。医療に使えない。
短時間の利用が多いので、そのための準備等の手間が多くなる。
従業者を増やしていきたいが、事業所の思いと個人の思いに相違がある
従業者がもともと少ない中で、資格や研修修了者というしぼりがあると人員の確保が難しい。
重度者加算(区分3及び4以上)の対象者の判定においては障害支援区分の認定が必要になる。しかし同行援護事業の利用においては支援区分の認定が必要となっておらず、障害支援区分3を超えることが見込まれる者であっても手続きを面倒、自己負担か上がることを避ける理由で支援区分を受けない利用者がいる。事業経営上大きな問題となっており、同行援護でも障害支援区分の認定調査を必須にして頂きたい。
介護給付の単位数がまだまだヘルパーさんの給与に十分でない。
受講したい職員がいない。
受講費用が会社負担でない為勧めにくい
受講費用もかかる 資格必須で支援する事業所が減っている 資格を取りに行く時間がない
受講予定の職員はいるが、研修先が近くの地域にない点
受診時の待ち時間等の見守り、待機時の拘束が請求できないため、利用したくても利用できない利用者があり、自力でタクシーで通院することがある。待機時間として保険請求ができないと事業所持ち出しが発生し事業の運営が困難になりうる。
手話通訳から盲ろう者向け通訳・介助員資格を持ったものを、触手話が必要な盲ろう者の同行援護としてうごいてもらいたいが、減算になる。視覚障害者支援をしている意識ではないので、同行援護の研修を受ける気にならない。
障害支援区分の低い方への報酬が、自宅内での生活ではなく、外出援助なので、視覚障害の方への注意、配慮は変わらず必要です。不公平と感じます。通院介助を同行援護で実施する場合、検査や診察も含めて全て同行援護で可能と誤解されている利用者が多い。さらに介護保険も併用されている方に、介護保険優先であることがなかなか理解していただけない。介護保険や居宅介護の事業と同一的に実施しているが、同行援護の支給決定が多い為依頼もどんどん増え、他事業(ホームヘルパー業)とのバランスのとり方が難しくなってきた。
障害者総合支援法や介護保険制度の訪問系サービスも行っており同行援護の急な依頼に中々対応が出来ない
職員が受講するための研修費(離島のため)
職員の数に余裕がない為、急な計画変更・依頼に対応しきれしていない。
職員不足と移動支援を利用が多い。
白杖を持っていない方に白杖を持つことの大切さを知ってもらい、外出の際はもつようにして頂きたい。
人員不足、急なサービス依頼の対応が難しい、長時間の同行援護サービスは、従業員の休憩時間に対する配慮が難しい、報酬算定単価が低い
人員不足訪問サービスの人員も不足しがちなため新たに同行援護の利用を受けることが難しく緊急依頼についても対応が難しくなっている

新規依頼の問い合わせは、ほぼ朝早くから夕方遅くまでかかる市外への同行を希望されるため、人員の関係上なかなかお受けすることができない。
収益性の低さ、車利用のしにくさ
身体介護ありが基本になり、全体の点数が下がった。
身体介護なしでのサービスだと登録の社員が受け入れてくれないことがある
身体伴う方の加算が低くなったため、積極的には受けにくくなっている。
少しずつ利用者様が増えているので支援者の増員が望まれますが希望者は少ないです。受講費が高いということもあります。
スタッフと利用者さんのバランス
スポーツ等をされる利用者の中で朝 8 時から 17 時までの長い時間を使われ電車での移動が長い利用者の方の支援ができていない。担当を決めてほしいと言われるが専属で行ける支援員がいない
スポット利用が多い為、事業所としての利益をだしにくい。他の事業でカバーしている状態。
せっかく空いているヘルパーがいるのに、資格要件で対応できないことが度々あるので支援従業者を増やしていくこと。
特別な研修が必要なサービスへの対応が困難。
介護保険の利用者様のサービスが入っていると突然追加を言われると対応できない。
先天性の資格障害者に対しての色・形の説明の困難さ
専任でいつでも待機している人材がいるわけではないので受けづらい。OJT するのが難しい。(時間をそれだけ獲得できない)
全盲で高齢者になり、安全に同行を読めるには時間加算を 25%以上にししないと、基本が少ない。
相談支援専門員のプラン作りと、セルフプラン作りが充分でない。
対応できるヘルパーに限りがあるのと、ケア時間にムラがあるのでヘルパーの手配が困難である。
待機時間の算定で自費の契約をとれるかどうか？男性ヘルパーがいないため対応できないことがある。
体調の確認方法
単価が低い為ニーズがあるが、継続できるか不明。せめて、単価が高いと継続できると思いますが、…。また、ニーズの多様化で人材育成も難しい。
単価が低く、不定期であり、資格も
地域性なのか公的交通もないので車での移動を希望される
地方の事業所は研修を受けるため、遠方までいかなければいかず経費が掛かる。ヘルパーも少なく、研修に出せる余裕がない
長距離、長時間の希望があった場合に対応できない。
盲導犬を利用中の対応について。
長時間の同行援護の依頼が来るが、ほかの事業もしている為、人数確保ができず、土日の依頼だと、働けるヘルパーも少ないため断ってしまう時がある
長時間利用では、ヘルパーは時間給だが、単位数が減るため、利益が薄くなる。代筆、代読を自宅での活動としてできるようにとの要望が多い。資格取得のための時間・費用に問題があり、取得しないヘルパーがいる。
提供時間が長いこともあり、人材確保が難しい。・介護保険のサービスが多いので、急な対応に人材を当てることできない。
天候不良で利用者様より予定変更依頼有。対応が大変です。
同行援護研修への人員を出すことが介護福祉士修得の為の実務者研修より後回しになるため、なかなか修了者が増えない。視覚障害者のニーズはあるのに応えられない。なぜこのような制度にしたのか！
同行援護資格講習に申し込んでいるが、人数が集まらず開催 3 ヶ月待ちをしている。
同行援護事業だけではなく、資格条件等わかりにくい上、単価も年度改定で変わり、事業の継続を断念する事業者もいます。支給決定されたものの利用するにも事業者がいないと移動支援利用に切り替える利用者様の話も伺っていて、誰のための制度なのか課題の大きさを感じます
同行援護従業者が登録型で行っている為他の仕事と予定がぶつかることが多くどうしても人手不足になる。また(盲ろう者向け)だけで行うため技術の向上も課題
同行援護従業者と訪問介護員が兼務の為調整が大変な時があります。
同行援護従業者養成研修(一般課程)を受講したものはおりますが、高齢のため仕事ができなくなったり、他の仕事(訪問介護、他の仕事)をしてもらっている。ヘルパーもおり希望者の方を受けることが出来ずお断りすることもあります。
同行援護従業者養成研修の費用が高く、受講を希望するヘルパーがいない。利用者も少なく、割が合わない。
同行援護終了時間の見通しが立たないこと

同行援護の依頼はあるが業務につける職員が不足しており、実施できない。研修に参加してもらおうと思っても、ほかのサービスも併用している為、人員がさけない。ヘルパーさんが不足しており、かなり難しい状態である。それと日程が長すぎ、研修に参加すると業務自体に支障が出る。
同行援護の延長で家事援助を希望されることが多く室内の援助は(家事)が必要であると説明しても理解できない。65歳以上の方は介護保険優先であり利用料発生も納得しづらく、障害福祉サービスでは自己負担額がない利用者がほとんどなのでそちらで利用したいと区別がつかない。等制度を理解してもらうのに時間がかかる
同行援護のサービス時間の調整、他の事業(介護保険サービス)との調整
同行援護のサ責の要件(資格)が厳しい
同行援護の利用者の方の高齢化に伴い、歩行にも時間がかかるようになっていますが、外出したいとの希望が強くあります。時間も長引いています。
同行援護は時間をとりたい方が多いが、そんなに時間がとれないのと、介助者側も高齢になってきており、遠方まで行く体力がない。
同行援護は長時間の支援が多いためほかの訪問系サービスに支障が出る。国全体で介護職員の増加を考えないと高齢化社会に対応出来ず高齢者が人間らしい生活を送れなくなると思う。
同行援護は利用者からの依頼が多く長時間の援助になることが多いことからホームヘルパーの人材確保に余裕がない当事業所にとって負担となっている。
同行援護含む移動支援はイレギュラーの依頼も多く、他事業所や、自社で通常訪問介護をしているヘルパーに仕事を振りにくい。長時間のサービスになる事もあるので。
同行援護利用者の方が望むサービス時間帯に対応できる職員が少ない。
当事業所の職員不足で、突然の訪問依頼を受けれる時と受けられない時がある。また、同行援護は長時間に渡る利用が多い為、依頼から利用日までの期間が短い時はヘルパーの調整がつかない場合がある。
当日依頼や外出依頼が多く、長時間になることも多いため難しいことがある。何とか調整し対応している。
どうしてもヘルパーが固定化しやすくなる為・急な休みや病気で等対応が難しくなる・ヘルパーがもう少し資格者を増員し、余裕をもって実施しないといけない
同性による支援
道路状況が悪いため利用者の安全確認が大変である。
当従業所では、訪問介護サービス及び居宅介護サービスを中心に行っており、その旨の利用者様が同行援護を利用される時に、サービスを提供させていただいています。同行援護は不定期で長時間のサービスになることが多いので、その時間の確保が大変です。
遠出の支援及び日祭りの希望がある際人員がなかなかいない時がある。
遠出をしたい利用者さんがいるが、同行者の交通費負担にとまどいがあるようす(よけいにかかるので)
どの支援にも共通することですが、利用者様がけがをしないよう行動を見守りながら、支援を行うこと。それに伴い、同行援護従業者も、怪我無く安全に行動ができるよう会議をして向かうようにしています。
ニーズはあるか拘束時間の長いため対応しきれずお断りすることがある。
白杖を使用しようとしなないひとが多い・児童の対応について詳しく知りたい。
費用が高い
フォローアップの研修を行いたい、人材不足の中仕事の時間に追われてしまい実施できていない。
福祉人材の不足により、他の事業所が対応できなくなってきたり、そのカバーをするのに苦労している。地域が違っても新規契約を拒まれている人たちの救済が多くなってきている。
不定期の依頼がほとんどで事業として安定していないと同時に依頼が増えたときは希望通りの支援ができない可能性はある
冬場の雪の問題、身体介護有・無のとういつと報酬が下がり困っている、他の実施している事業所が少ない、視覚習得の受講がしにくい
平成 30.4 より給付額が身体介護ありなし 1 本化されさがっているため同行援護を積極的に受けてくれるヘルパーが減った
ヘルパーの空き時間が少なくなかなか対応できない
ヘルパーの時間外問題のみ(他の利用者との重複でできることもある為)
事業所が少ない(指定だけとっている)所が多くニーズを全体として満たすことができない。ヘルパーの質の向上。
ヘルパー不足している中、必要とされる日が重なる為(行事や研修など)
訪問介護員を募集しても応募者がいないため利用者のニーズに対応できないことが多い
訪問介護の職員と兼務しているので急な対応が出来ない事がある。

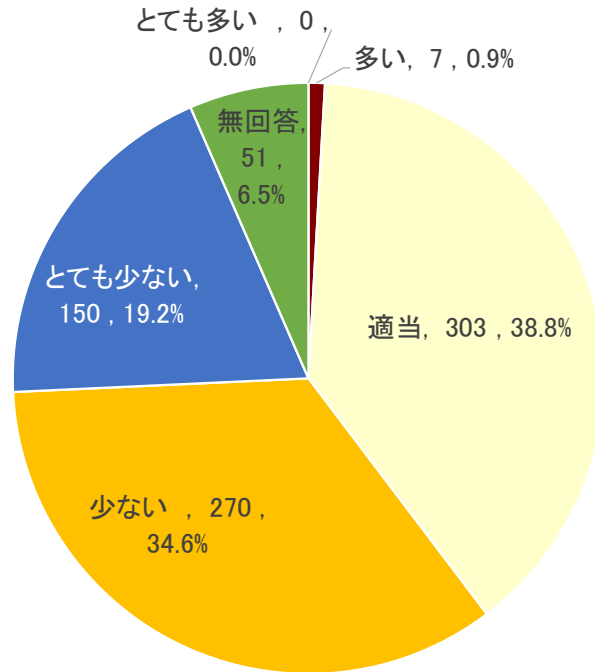
訪問を利用する視覚等の障害を持たれる方は、重複障害などで重度化している現状の中、身体有・無もなくなり、単面的にも厳しい、ニーズも多くなり利用者希望も少ない。専門性の学習はしなければならないと思うが、介福に関しては研修の受講はなくサービス提供できるともって受け皿は増えるのではないか。
他サービスでも言えますが、利用者様との人間関係には注意や情報共有を行い研修も行う必要があると考えます
他の争業との兼ね合いから急な依頼への対応が出来ず、利用者満足度が得られないため。また、自宅以外を起・終点とされると困ることが多い。
前の事業所ではコミュニケーション能力で勝つ方法、自分は障害者だからとこれもして、あれもして欲しい、何もできない、あなた(ヘルパー)はひどい、同行援護なのにそのほかの手伝いを「ちょっとして」と上手に言われ手伝わされる。しないと逆切れされた。今のところは常識ある利用者様でうまくいっています。
まだ新しいサービスな方でもあり、サービスの内容が把握できていない事業所も多い。
養成研修がほとんど遠方での開催で、受講費用も高額の為、受講希望者がいてもなかなか受講することができないこと
養成研修終了者が人事異動や退職等で不在になることがあると、援助が出来なくなることが考えられる。
養成研修の数が少ない
養成研修は基本的な事なので実際の利用者さんと関われる上ではすごく役に立つかという？ですが、臨機応変に対応する為のスキルスキルのひとつにはなります。
養成研修を受ける場所が遠く、そのための旅費等支出も大変。資格を持っていても定年になったり辞めてしまう方もいる
養成研修を受講した職員しか、稼働に出れない為、お客様の要望する曜日や時間に対応する可能性が困難であり、特定の職員ばかり入る事で馴れ合いになる可能性が高く、お客様の要望も増えてきます。他事業所も指定をとっていない所も多いのが課題です。
曜日時間が定期で決まっている利用者は対応できるが、不定期の利用の依頼はヘルパー調整が困難な場合がある。
余暇活動として利用していると、8時間ぐらい人がとられ他の仕事に行けない。採算が合わない。
予定時間通りに終了できないとき場合や必要とする時間が、きっちり出ないので、ヘルパー予定が組みにくい。
利用希望日が重なりやすく、他の事業介護保険訪問介護等)での人手不足になる
利用件数が少ないが、職員は確保していかなければならないので、同行援護のみ単独で実施していくのは厳しい状況。
利用者が希望する時間にしっかり派遣できるようにしたい。
利用者が高齢で介護保険制度を利用されているが制度上でどちらの制度を使って行った方が良いのか分かりにくい事もあり利用者が勘違いされる事がある。新たに資格を取る人が少なく行けるヘルパーが居なくなった時にどうするか悩む。
利用者が従業者を選ぶ傾向がある。
利用者からの急な外出依頼が多く人員の配置に苦慮している。また、実施が長時間になることも多く人員不足の中で苦労している
利用者様が、手引きが慣れた方が良いという希望があり、どうしても介護者が1名の片寄ることが多いです。事業所としては、休暇などの変更もあるので複数名で支援をお願いするにですが、お断りされる事が多いです。
利用者さんからの依頼に応えられない状況にある
利用者さんの普段の生活身体状況が分かっているとなかなか対応が難しいです同行援護のみの対応は中々受けるのに勇気がいります
利用者の希望に合った時間に対応できるか？一般課程・終了者の人数が限られており、休んだ時の対応ができるのか？
利用者のニーズが長時間の移動のため、時間を行える人員と、長時間受けることにより赤字になる可能性が高まる。
利用者のニーズに時間が不足したりして行政との話し合いを多く持っている市町により時間数のずれ
利用者のニーズに対応できるヘルパーが少ない
利用者一人の稼働時間が長く(多く)、同じ人(ヘルパー)を求めるので要望に応えきれない。
利用者別の求めや、歩き方などが様々である為に基本的な統一感をもたないと危険な時がある。(たとえば白杖の有無等)
利用料が安くなったこと
ろう者について、手話研修が必須と思われるが一朝一夕に手話の習得が出来ない。

労働基準法において、6時間以上で45分、8時間以上では1時間の休憩を従業者に取らせないといけないが、同行援護において支援中に休憩を入れなければならないことの利用者との兼ね合いが取れず、遠方への同行援護ができない
若い利用者、高齢の利用者では同行中の対応が(配慮)異なることをヘルパーに理解してもらわないと事故につながる気がする。
交通費と昼食代の負担 利用される方は、土日に集中するも、ヘルパーさんの手当があまりだせない。(報酬単価↓)

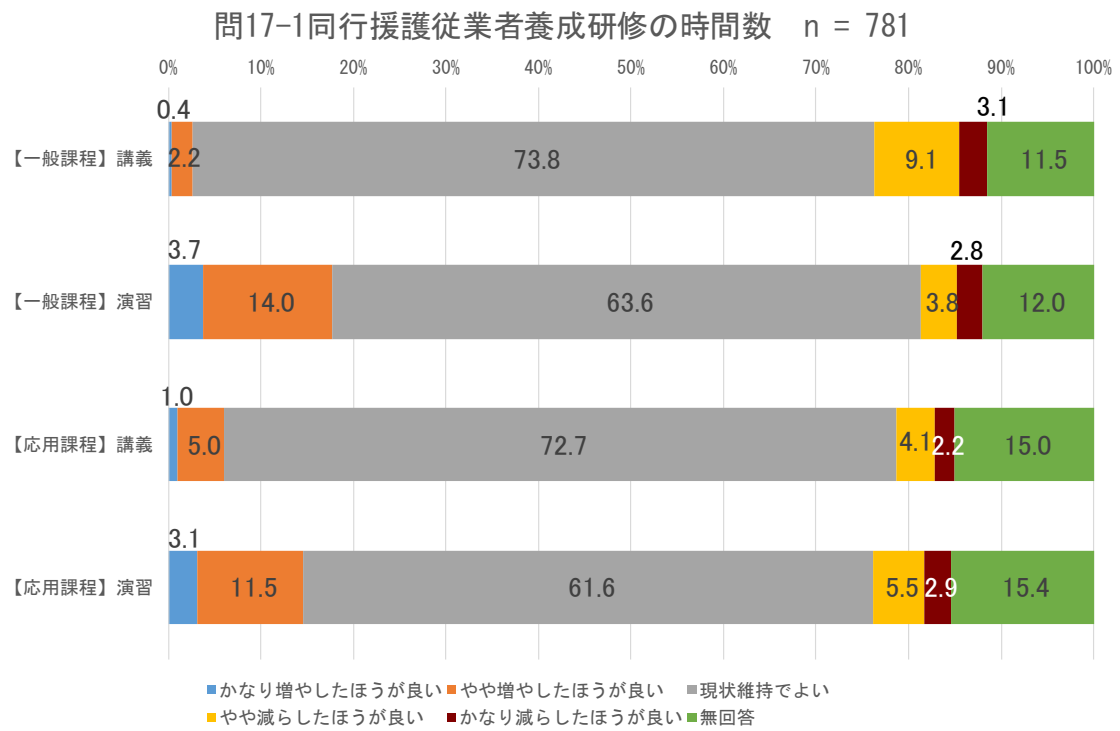
(15) 同行援護従業者養成研修の開講数について

1) 同行援護従業者養成研修の開講数についての考え

問16同行援護従業者養成研修の開講数についての考え n = 781



2) 同行援護従業者養成研修の時間数についての考え



3) 同行援護従業者養成研修の時間数についての意見

① 同行援護従業者養成研修 一般過程 講義

同行援護従業者養成研修の一般課程の講義について、現状維持でよいという意見が 7 割程度あるが、その意見としては「必要なものを学ぶために十分な時間である」としている方が多くなっている。また、減らした方が良いとする中には「重複している」という意見も見られた。

かなり増やしたほうが良い	都会と田舎では講習の数が違いすぎる
やや増やしたほうが良い	しっかり勉強したほうがサービスに入ったとき良いと思うから
やや増やしたほうが良い	福祉全体の知識も必要だと思う
やや増やしたほうが良い	カリキュラム内容は実施できているが実践的な内容を盛り込んでほしい
やや増やしたほうが良い	すぐにガイドとして活動するには不十分
やや増やしたほうが良い	基本的なことを常に忘れないようにする
やや増やしたほうが良い	もっといろんなケースを知りたい
現状維持でよい	必要なものを学ぶために十分な時間であるため 43
現状維持でよい	適当な時間であるため 31
現状維持でよい	これ以上増えると業務に差し支える・研修に参加できなくなるため 9
現状維持でよい	内容が充実しているため 4
現状維持でよい	視力障害に至る様々な原因を知ることができこれから学ぶ心構えができた。
現状維持でよい	実務者だったり介護だったりいろいろと勉強している内容と重なっている部分もありちょうど良いと思う。
現状維持でよい	良く解らない所も、質問できる時間も十分、理解できた
現状維持でよい	介護の他資格、経験があれば、ある程度の対応可・同行援護に特化した内容なら現状が良い
現状維持でよい	受講に参加しやすい為
現状維持でよい	個々で復習すれば十分だと思う
現状維持でよい	一般的な講義ではなく視覚障害者に特化した内容にした方がよかった
現状維持でよい	座学も大事だから
現状維持でよい	基本をおさえていればいいと思います。実際の仕事と講義・演習は別なので。
現状維持でよい	当事者の方のお話を聴けたのは良かったです。今後も続けてほしいです。
現状維持でよい	知識は大事ですが演習の方が大切・
現状維持でよい	受講する物がいい為。
現状維持でよい	社会環境のことや制度については重要なので 12 時間ぐらいは必要だと思う
現状維持でよい	テキストと合わせれば丁度良い
現状維持でよい	養成研修終了者の確保を図るためにも現状維持でよいと思う。
現状維持でよい	スタッフ不足と対象利用者が少ない為
現状維持でよい	支援して可動している中で取りに行くので、出来れば短い方が良いが基本は必要なので取りあえず今のまま。
現状維持でよい	四年前に学んで同行を実践で行い介護保険とは異なり活用している
現状維持でよい	受講生の人数次第
現状維持でよい	基礎知識は自分でも学べる為。
現状維持でよい	同行援護を受ける人は、大体ヘルパー 2 級研修を終了してる人が殆どの為ある程度の介護方法はわかってる人が多い。
現状維持でよい	頭から知識を入れても実績がないと、なかなか、残らないかもしれない。
現状維持でよい	受講し、問題なく過ごせ、現場の対応と経験が重要
やや減らしたほうが良い	講義よりも演習を充実させてほしい 9
やや減らしたほうが良い	既取得資格(介護福祉士・ヘルパー研修)等と内容が被るため 4
やや減らしたほうが良い	具体的支援事例に集中して伝えては概要で時間とらずにできれば 1 日の負担で終了がよい
やや減らしたほうが良い	受講した際、3 日で良かったが、他の地域では 4 日受講しないとイケなかった。
やや減らしたほうが良い	研修時間が短くなることで、受講しやすくなる

やや減らしたほうが良い	一般・応用合計 32 時間は長いと思います。
やや減らしたほうが良い	講義は大切だと思いますが、時間の余裕がありません。
やや減らしたほうが良い	講義内容に重複があるため
やや減らしたほうが良い	研修時ゆとりがあったから
やや減らしたほうが良い	真面目な人は自主学習するし、不真面目な人は聴いていないから。
やや減らしたほうが良い	テキスト読む講義は、集中できないと思う
かなり減らしたほうが良い	実地の研修を増やした方がよい。
かなり減らしたほうが良い	人員不足が深刻で、教務に支障が出るため。
かなり減らしたほうが良い	受講終了しやすくすべき
かなり減らしたほうが良い	今後どれだけの依頼があるか分からないのにスタッフの時間が無い為
かなり減らしたほうが良い	制度の説明や、給付の仕方についての説明くらいで良い。
かなり減らしたほうが良い	自事業所が、研修等に行かせることができていない為、少しでも時間が少なければと。
かなり減らしたほうが良い	従業者不足により研修計画が立てられない
かなり減らしたほうが良い	ヘルパー資格者にはプラス受講でよいのでは。
かなり減らしたほうが良い	時間数が減っても大丈夫だと思う

②同行援護従業者養成研修 一般過程 演習

同行援護従業者養成研修の一般課程の演習について、現状維持で良いという意見が 6 割程度あるが、その意見としては「必要なものを学ぶために十分な時間である」としている方が多くなっている。また、増やしたほうが良いとする中には、「様々な場面に応じた対応ができるようになる」「実技をしっかりと学びたい」という意見が多かった。減らしたほうが良いとする中には「研修を受講しやすくするため」という意見が見られた。

かなり増やしたほうが良い	利用者様が不安にならないよう同行できるようしっかり演習したほうが良いと思う
かなり増やしたほうが良い	支援向上技術力の向上につながる
かなり増やしたほうが良い	少ないと思う
かなり増やしたほうが良い	同行援護を実施するあたり一番重要
かなり増やしたほうが良い	講師をやったもの、受講したものに聞いたが実地が足りているという返答が多かった
かなり増やしたほうが良い	もう少し日数をかけ、スキルを身に付けたほうが良い
かなり増やしたほうが良い	基礎を徹底的に身に付けることでいろいろな状況に遭遇しても対応できるようになるため。
かなり増やしたほうが良い	講義を減らし演習を少し増やしてほしい。初めての場、良くわからない。
かなり増やしたほうが良い	演習をした方が理解が深まる
かなり増やしたほうが良い	歩行の際の演習、実際に利用する交通手段のすべての演習をしてほしいです。電車のみだったので
かなり増やしたほうが良い	交通機関は一般課程にあるべきではないかと考える。すぐにガイドとして活動するには不十分。
かなり増やしたほうが良い	もっといろいろな場面での支援方法を体験する時間があった方がよい。
かなり増やしたほうが良い	講義も必要かと思うが、実際必要なのは演習というか実技が大切と思うため
かなり増やしたほうが良い	演習時間を応用課程と同時間にして欲しいという声が上がった。対応するのは応用課程であろうが同じなので時間数が少ないのは不安
かなり増やしたほうが良い	演習がとても良かったので増やした方がよい。
かなり増やしたほうが良い	技術的に未熟な人が多い。
かなり増やしたほうが良い	実際に何度もやらないと、わからない
かなり増やしたほうが良い	実際に一般課程だけの研修で現場に出ることに不安を感じる。
かなり増やしたほうが良い	講義よりも演習から学ぶことが必要かも。
かなり増やしたほうが良い	特に公共交通機関利用時の実技研修が必要
かなり増やしたほうが良い	現場に出たときに、すぐに対応できない

かなり増やしたほうが良い	演習をしていないと、現場に入り成長するまで時間がかかる。
やや増やしたほうが良い	様々な場面に応じた対応が出来るようになるため 13
やや増やしたほうが良い	公共交通機関での支援方法を教えて欲しい 4
やや増やしたほうが良い	実際の支援に入るために必要だから 7
やや増やしたほうが良い	実技をしっかり学びたいため時間を増やして欲しい 13
やや増やしたほうが良い	受講者人数が多いため指導がいきわたらなかつたため 4
やや増やしたほうが良い	不安なく、自信をもって支援ができるようになりたいため 5
やや増やしたほうが良い	どの場面にも必要な演習は反復学習時間が多い方がよい。
やや増やしたほうが良い	もっとコミュニケーションの、演習を行った方がいい
やや増やしたほうが良い	演習で少しでも多く相手の気持ちを理解する時間を増やしてほしい。
やや増やしたほうが良い	演習時間はもう少しあれば良いと思う
やや増やしたほうが良い	演習は増やしたほうが良いと思うが時間と費用がかかるのが大変(せめて費用が安ければと考えます。)
やや増やしたほうが良い	利用者がどのような不安があるか必要な情報はどのような事かを感じて学ぶことが大切
やや増やしたほうが良い	出されば視覚障がい者さんに協力をいただいて演習が行えればよい。
やや増やしたほうが良い	基本的なことを常に忘れないようにする
やや増やしたほうが良い	利用者への配慮、気配りの意識向上
やや増やしたほうが良い	当事者の声を聞かせて頂きたい。
やや増やしたほうが良い	視覚障害の方が初めての場所の空間を認識するためには、時間や、情報量が多く必要と思われるため
やや増やしたほうが良い	外への演習を安全安全に移動するためにももう少し時間がほしいです。
やや増やしたほうが良い	少しあわただしかった。
現状維持でよい	必要なものを学ぶために十分な時間であるため 29
現状維持でよい	適当な時間であるため 30
現状維持でよい	これ以上増えると業務に差し支える・研修に参加できなくなるため 12
現状維持でよい	実践が大事であるため 3
現状維持でよい	内容が充実していたから 3
現状維持でよい	声掛けの仕方、気を付ける点などさぐりながらペアになって行っていたため、緊張感維持には相応と思ったため。
現状維持でよい	何度も繰り返し練習できる時間があつた
現状維持でよい	介護の他資格、経験があれば、ある程度の対応可・同行援護に特化した内容なら現状で良い
現状維持でよい	受講に参加しやすい為
現状維持でよい	対応できている
現状維持でよい	基本をおさえていればいいと思います。実際の仕事と講義・演習は別なので。
現状維持でよい	初めての取り掛かりなのでこれ位で良いと思う
現状維持でよい	基礎技能、応用技能の取得
現状維持でよい	利用者ごとで必要内容はかなり違っている。その人に合ったサービスが必要、基本のみならこれで学べると思う
現状維持でよい	演習したことを参考に現場での実習を重ねて経験を積んでいくことが大事かと。
現状維持でよい	様々な体験ができてためになった
現状維持でよい	演習時に実技を通しての講義で良いと思われる。
現状維持でよい	養成研修終了者の確保を図るためにも現状維持でよいと思う。
現状維持でよい	必要と思われるが研修に参加する時間がとりにくい為
現状維持でよい	従事者不足の為
現状維持でよい	支援して可動している中で取りに行くので、出来れば短いほうが良いが基本は必要なので取りあえず今のまま。
現状維持でよい	ガイドヘルパーとの重複が多い
現状維持でよい	利用者の意見を尊重してヘルパーはめだたない様邪魔にならない様支援する
現状維持でよい	受講生の人数次第
現状維持でよい	ケースによっては内容が異なるため。

現状維持でよい	同行援護を受ける人は、大体ヘルパー2 級研修を終了してる人が殆どの為ある程度の介護方法はわかってる人が多い。
現状維持でよい	障害を持って生まれた方、途中で障害になった方、学校行かれた方、行かないで独自の方など、その方によって援助が違うので、その方に指導してもらおうと良いと思います。
現状維持でよい	受講し、問題なく過ごせ、現場の対応と経験が重要
やや減らしたほうが良い	研修を受講しやすくするため 2
やや減らしたほうが良い	同上・県によって一般過程の日数が違うのは不公平。
やや減らしたほうが良い	経験は重要だが他の人の体験を持つ時間が多く、無駄が多い。未経験の人には、いくら時間があっても足りない。
やや減らしたほうが良い	1 日で演習が終了できる程度にまとめてほしい
やや減らしたほうが良い	出来れば 1 日の研修で終了させたい(特に介福を保有)中々研修に人を出せないため
やや減らしたほうが良い	研修時ゆとりがあったから
やや減らしたほうが良い	現場指導を、しっかりやること、他経験を重ねていく。
やや減らしたほうが良い	受講時間の長さに抵抗があり受講しない人が多い為
かなり減らしたほうが良い	時間数が減っても大丈夫だと思う
かなり減らしたほうが良い	半分程で良いのじゃないか。結果的に利用者によって解除の方法は異なる。
かなり減らしたほうが良い	人員不足が深刻で、業務に支障が出るため。
かなり減らしたほうが良い	受講終了しやすくすべき
かなり減らしたほうが良い	今後どれだけの依頼があるか分からないのにスタッフの時間が無い為
かなり減らしたほうが良い	研修(演習)時間は長い
かなり減らしたほうが良い	従業者不足により研修計画が立てられない
かなり減らしたほうが良い	事務中の受講は困難(時間が足りない)
かなり減らしたほうが良い	実際に受講したが、多すぎる(内容からすると)
かなり減らしたほうが良い	時間数が減っても大丈夫だと思う

③同行援護従業者養成研修 応用過程 講義

同行援護従業者養成研修の応用課程の講義について、現状維持でよいという意見が 7 割程度あるが、その意見としては「必要なものを学ぶために十分な時間である」としている方が多くなっている。また、増やしたほうが良いとする中には、「しっかりと学びたい」とする意見が多く、減らしたほうが良いとするの中には「受講をしやすくするため」という意見も見られた。

かなり増やしたほうが良い	ケース検討や Q&A 等の時間を取り、判断の迷う場について対応方法を知っておきたい。
かなり増やしたほうが良い	活動にたくさん入っていると、通常の事だけではなく、色々なケースの対応等たくさん知りたい。
やや増やしたほうが良い	しっかりと学ぶ必要があり、今の時間では足りない6
やや増やしたほうが良い	一般過程との違いがあまりなかった3
やや増やしたほうが良い	専門技術、知識が必要だと思うから
やや増やしたほうが良い	もう少し日数をかけ、スキルを身に付けたほうが良い
やや増やしたほうが良い	演習 10 時間に比べると 2 時間は少し少ないかと。もう少し踏み込んだ講義になればよいと思う
やや増やしたほうが良い	サ責も対応する資格となる為、制度理解を深める内容にしてほしい
やや増やしたほうが良い	色々感じながら、話を伺うと思うので、もう少し多いほうが良い
やや増やしたほうが良い	応用受けたヘルパーがステップアップしたように感じられない。
やや増やしたほうが良い	一般過程と時間が空く為、思い出す時間が必要
やや増やしたほうが良い	かけ足で講義があったのもう少し詳しく話を聞きたかった
やや増やしたほうが良い	ワンランク上の知識を学びたい

やや増やしたほうが良い	基本的なことを常に忘れないようにする
やや増やしたほうが良い	事例に基づいた学習が必要と思った
やや増やしたほうが良い	特に重度の視覚障害者に対して支援を行うため
現状維持でよい	必要なものを学ぶために十分な時間であるため 25
現状維持でよい	適当な時間であるため 36
現状維持でよい	これ以上増えると業務に差し支える・研修に参加できなくなるため 11
現状維持でよい	一般課程の復習として十分であるため 11
現状維持でよい	講義より演習に時間をかけてもらいたいため 6
現状維持でよい	介護の他資格、経験があれば、ある程度の対応可・同行援護に特化した内容なら現状で良い
現状維持でよい	受講に参加しやすい為
現状維持でよい	盲ろう者支援を行うようが必要である
現状維持でよい	具体的な事例を増やしてほしい
現状維持でよい	対応できている
現状維持でよい	幅広い知識が必要だから
現状維持でよい	基本をおさえていればいいと思います。実際の仕事と講義・演習は別なので。
現状維持でよい	書類の作成が十分できます。
現状維持でよい	受講する物がいない為。
現状維持でよい	2時間は必要だと思います
現状維持でよい	養成研修終了者の確保を図るためにも現状維持でよいと思う。
現状維持でよい	従事者不足の為
現状維持でよい	支援して可動している中で取りに行くので、出来れば短いほうが良いが基本は必要なので取りあえず今のまま。
現状維持でよい	受けた研修が充実していたと思うから
現状維持でよい	ガイドヘルパーとの重複が多い
現状維持でよい	現場で実践しているので復習するので良い時間でした
現状維持でよい	受講生の人数次第
現状維持でよい	同行援護を受ける人は、大体ヘルパー2級研修を終了してる人が殆どの為ある程度の介護方法はわかってる人が多い。
現状維持でよい	モデルに障害者の方にやってもらえると良いと思います
現状維持でよい	受講し、問題なく過ごせ、現場の対応と経験が重要
やや減らしたほうが良い	時間数が減っても大丈夫だと思う
やや減らしたほうが良い	出来れば1日の研修で終了させたい(特に介福を保有)中々研修に人を出せないため
やや減らしたほうが良い	一般過程で演習し、経験を積んでいるため10時間も必要ないと思う
やや減らしたほうが良い	研修を受講しやすくする為
やや減らしたほうが良い	講義は一般でもしている
やや減らしたほうが良い	研修も受講しやすくするため
やや減らしたほうが良い	講義より演習を多くしていただいたほうがわかりやすい。
やや減らしたほうが良い	講義よりも演習から学ぶことが必要かも。
やや減らしたほうが良い	この時間だと実践できるか不安が残る
やや減らしたほうが良い	時間数が減っても大丈夫だと思う
かなり減らしたほうが良い	実地の研修を増やした方が良い。
かなり減らしたほうが良い	人員不足が深刻で、教務に支障が出るため。
かなり減らしたほうが良い	受講終了しやすくすべき
かなり減らしたほうが良い	受講しやすくする為
かなり減らしたほうが良い	内容が一般課程と同じなので不要
かなり減らしたほうが良い	従業者不足により研修計画が立てられない
かなり減らしたほうが良い	事務中の受講は困難(時間が足りない)

④同行援護従業者養成研修 応用過程 演習

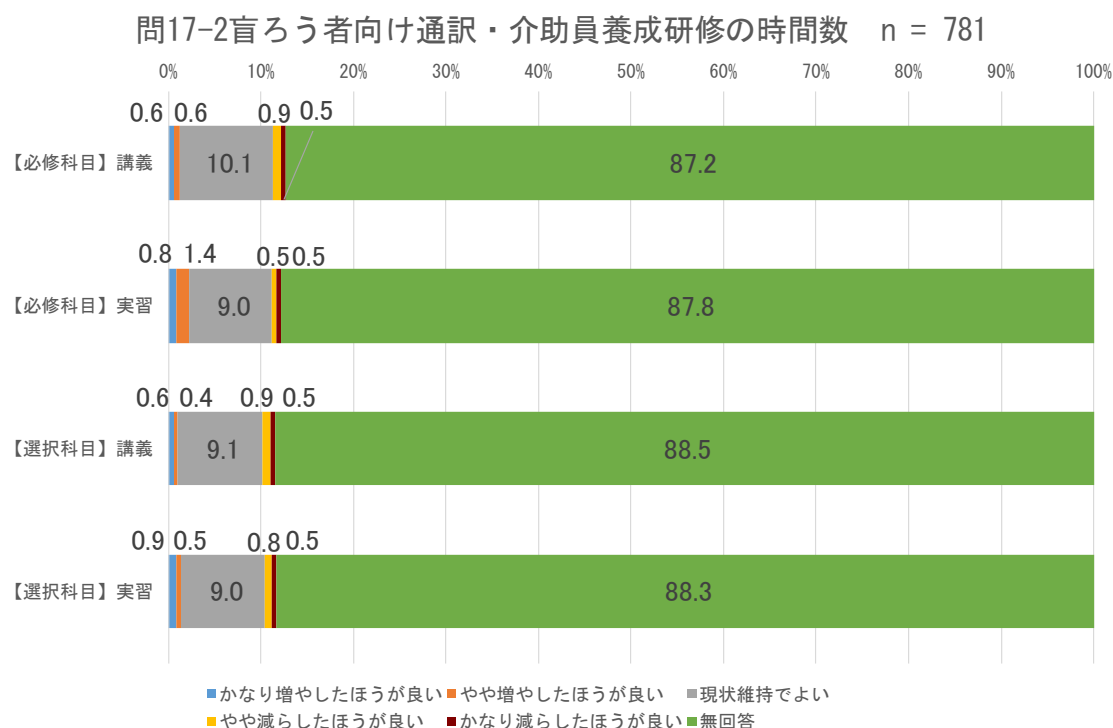
同行援護従業者養成研修の応用課程の演習について、現状維持で良いという意見が6割程度あるが、その意見としては「必要なものを学ぶために十分な時間である」としている方が多くなっている。また、増やしたほうが良いとする中には、「様々な場面に応じた対応ができるようになる」という意見や、もっと演習が必要である内容の意見が多かった。減らしたほうが良いとする中には「人手不足のため研修時間を確保できない」「研修を受講しやすくするため」という意見が見られた。

かなり増やしたほうが良い	演習を十分に行っていった方がよい
かなり増やしたほうが良い	繰り返し細やかに指導してほしい
かなり増やしたほうが良い	現場に出たときに、すぐに対応ができない
かなり増やしたほうが良い	講義よりも演習から学ぶことが必要かも。
かなり増やしたほうが良い	資格取得に10時間だけの外出演習は少なすぎると思う。
かなり増やしたほうが良い	従業者に対する指導までできる、理論的な演習をしてほしい
かなり増やしたほうが良い	少ないと思う
かなり増やしたほうが良い	ステップアップ、定期的の実技があればいいと思います。
かなり増やしたほうが良い	責任者には必ず必要な資格であり指導力を身に着ける上で技術力の向上につながる
かなり増やしたほうが良い	もう少し日数をかけ、スキルを身に付けたほうが良い
かなり増やしたほうが良い	利用者様が不安にならないよう同行できるようしっかり演習したほうが良いと思う
やや増やしたほうが良い	様々な場面に応じた対応が出来るようになるため14
やや増やしたほうが良い	一般過程との違いがなかった
やや増やしたほうが良い	一般課程を10時間、応用を12時間に増やしてほしい、現場で役立つことが増え安心できる
やや増やしたほうが良い	一般と同様、もう少し体に叩き込んでおいて仕事に移りたい
やや増やしたほうが良い	一般との差をそれほど感じない為
やや増やしたほうが良い	演習は多いほうが良い
やや増やしたほうが良い	演習は増やしたほうが良いと思うが時間と費用がかかるのが大変(せめて費用が安ければと考えます。)
やや増やしたほうが良い	演習を終了し、実際に支援に入ると不安が多い。もう少しいろいろなコース場面での演習を取り入れたほうが良い。
やや増やしたほうが良い	介助する者、される者の実体験となり時間数を増やして欲しい
やや増やしたほうが良い	買物、道路の歩行、JRの乗降、地下歩道の歩行等実施したが、代筆、代読、通院等の体験する時間もあると日ごろの支援にまかせる。
やや増やしたほうが良い	危険予測等、更なる深い演習があったほうが良い
やや増やしたほうが良い	技術が大切
やや増やしたほうが良い	基本的なことを常に忘れないようにする
やや増やしたほうが良い	現実に必要とされる内容のものが少なかったように思われる。(タクシー公共の場でのバス、電車等)
やや増やしたほうが良い	講義より演習の中で教えていただいたほうがわかりやすい。
やや増やしたほうが良い	講義より演習の方が参考になるため
やや増やしたほうが良い	この時間だと実践できるか不安が残る
やや増やしたほうが良い	実技を増やして現場対応すぐ出来る様にしたほうが良い
やや増やしたほうが良い	実際に外に出る前に室内でおさらいをもう少したくさんやってから外出したかった。
やや増やしたほうが良い	実際に体験することにより、どうやったら不安なく行動できるか学べるため、とてもいい経験に繋がるため
やや増やしたほうが良い	実務上の演習を増やしていただく現場での実働がもっとスムーズだったようです。
やや増やしたほうが良い	実務に入るにあたり必要だから

やや増やしたほうが良い	全育での利用者への接触が難しい
やや増やしたほうが良い	専門技術、知識が必要だと思うから
やや増やしたほうが良い	体験したほうが覚えやすい為
やや増やしたほうが良い	ちょうど良いバランスと思う
やや増やしたほうが良い	同行援護を実施するにあたり一番重要
やや増やしたほうが良い	特に重度の資格障害者に対して支援を行うため
やや増やしたほうが良い	難易度が高い課題をケースに上げ基本的な対応からテクニック重視まで幅広く教える。
やや増やしたほうが良い	久しぶりに研修を受けられる方には時間が不十分だと思います。
やや増やしたほうが良い	盲ろう者役になったりガイド役であったり電車の乗車、エスカレーターなど演習することは、必要なことだと思った
やや増やしたほうが良い	より多くの演習をしてスキルアップするため。
やや増やしたほうが良い	臨機応変に対応できるようになるため
現状維持でよい	必要なものを学ぶために十分な時間であるため 22
現状維持でよい	適当な時間であるため 22
現状維持でよい	これ以上増えると業務に差し支える・研修に参加できなくなるため 9
現状維持でよい	エレベーター・エスカレーター・公共交通機関等の支援を学べたから 5
現状維持でよい	一般過程より踏み込んだ内容なので時間が必要 2
現状維持でよい	一般課程からの応用過程なので十分と思う
現状維持でよい	一般課程と内容があまり変わらない。
現状維持でよい	いろいろな場面が予測できるように
現状維持でよい	受けた研修が充実していたと思うから
現状維持でよい	演習でしっかりと短時間で、感じれるものがあつたため
現状維持でよい	多いような気もしますが、実践では多種多様ありとあらゆる場面の想定が必要です。
現状維持でよい	介護に必要な場面を実際に行えているので、現状で良い。
現状維持でよい	介護の他資格、経験があれば、ある程度の対応可・同行援護に特化した内容なら現状で良い
現状維持でよい	外出時の代読・代筆に際して配慮すべき点や一般過程の復習なども兼ねて受講するなら妥当
現状維持でよい	外出の演習もあり、実感がつかめました。
現状維持でよい	ガイドヘルパーとの重複が多い
現状維持でよい	基本をおさえていれば良いと思います。実際の仕事と講義・演習は別なので。
現状維持でよい	研修の内容はそのままが良いが頻度を増やして欲しい
現状維持でよい	現状維持にしておきたいが演習はこの時間のみだとやや不足に感じます
現状維持でよい	交通機関の移動等、じっくりと支援方法を身につけることができる
現状維持でよい	様々な体験ができ自信がついた
現状維持でよい	支援して可動している中で取りに行くので、出来れば短い方が良いが基本は必要なので取りあえず今のまま。
現状維持でよい	資格を取った時、管理者が多く、時間があまり、おなじことを繰り返していた。
現状維持でよい	仕事をしながらの講習なのでこれ以上時間を取られるのは難しい。
現状維持でよい	実技を行い学べたため
現状維持でよい	実際に屋外での同行なので 10 時間ぐらいで十分だと思う。
現状維持でよい	実践は重要だから
現状維持でよい	実地での演習を行うこともでき、十分な内容と思います
現状維持でよい	従事者不足の為
現状維持でよい	受講し、問題なく過ごせ、現場の対応と経験が重要
現状維持でよい	受講生の人数次第
現状維持でよい	受講に参加しやすい為
現状維持でよい	対応できている
現状維持でよい	地域性の為か有償運送事業(別の資格要)と併用してのサービス利用が主なため

現状維持でよい	同行援護を受ける人は、大体ヘルパー2 級研修を終了してる人が殆どの為ある程度の介護方法はわかってる人が多い。
現状維持でよい	何度もできるまで、実技を教えてくれる時間があつた
現状維持でよい	日常的な外出先(買い物、各窓口)での技術を習得するためには現在の時間数では足りない。
現状維持でよい	場面別基本及び応用技能取得及の利用についての学びなど
現状維持でよい	学ぶ時間が多いに越したことはないが、実際の現場での内容は大きく変わることがあり、学んだことが現場で発揮できる機会が少ない。相手があることなので逆にあまり事例が多いと混乱する。
現状維持でよい	盲ろう者支援を行うようが必要である
現状維持でよい	やや短いかと思われるが、これくらいの時間が集中して学べる。
現状維持でよい	やりやすい演習であつた為
現状維持でよい	養成研修終了者の確保を図るためにも現状維持でよいと思う。
現状維持でよい	四年前に基礎で習い実習が多く新しい知識も習い良かった
現状維持でよい	より専門的な介護技術を習得するのに適当な時間だと思ひます
やや減らしたほうが良い	研修を受講しやすくする為 4
やや減らしたほうが良い	一般過程と重複する部分が多いため少々減らしたほうがいい2
やや減らしたほうが良い	交通機関等を一般過程に持ってくる等一般過程に重点を置いたほうがいい2
やや減らしたほうが良い	できれば1日で研修を修了したい2
やや減らしたほうが良い	一般課程と同じくらいでいいと思ひます。
やや減らしたほうが良い	演習時に実技を通しての講義で良いと思われる。
やや減らしたほうが良い	研修時間数が多いと感じるため
やや減らしたほうが良い	自分が受講した際に無駄な時間があつた為
かなり減らしたほうが良い	一般過程と重複する部分が多いため少々減らしたほうがいい2
かなり減らしたほうが良い	人手不足のため研修時間を確保できない4
かなり減らしたほうが良い	時間数が減つても大丈夫だと思ひ2
かなり減らしたほうが良い	イレギュラーな対応にも影響なく援助援護ができるために

4) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の時間数



5) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の時間数への意見

①盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 必修科目 講義

かなり増やしたほうが良い	身体介護に関わることが多い為
かなり増やしたほうが良い	専門的な内容まできちんと学ぶべき
やや増やしたほうが良い	専門的なことを習いたい為
やや増やしたほうが良い	役立つ講義なら増やして欲しい
現状維持でよい	十分だと思うから
現状維持でよい	適当だと思う
現状維持でよい	今まで通りでいい
やや減らしたほうが良い	利用者の講義はどれも参考になる
やや減らしたほうが良い	時間的に厳しい
かなり減らしたほうが良い	従業者不足により研修計画が立てられない
	この件は過去 15 年間かかわりが無かったのでわからない
	時間数の問題より、指導者の不在、そのために時間をこなすだけの内容になっている県が多い。モデルカリキュラムを決めた中央と地域が中身まで伝わっていない。理解できていない。この現状で、比較することが良いのか？
	受講したことがないのでわかりません。
	受講したことが無い為

②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 必修科目 実習

かなり増やしたほうが良い	盲・ろうの方とのコミュニケーションをとる為にも実習は増やした方がよいと考える。
かなり増やしたほうが良い	身体介護に関わることが多い為
かなり増やしたほうが良い	介助技術もコミュニケーション技術も一通り学んでも 20 時間では触った程度。
やや増やしたほうが良い	実習時間だけだと学び足りない

やや増やしたほうが良い	実習の方が具体的である
やや増やしたほうが良い	専門的なことを習いたいため
やや増やしたほうが良い	実習は多い方が現場で対応出来るが増える
現状維持でよい	適当だと思う
やや減らしたほうが良い	手話ができない方は参加しても意味がない研修でした。
かなり減らしたほうが良い	従業者不足により研修計画が立てられない
	この件は過去 15 年間かわりが無かったのでわからない
	受講したことが無い為

③ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 選択科目 講義

かなり増やしたほうが良い	奥の深い講義を学ぶべき
やや増やしたほうが良い	役立つ講義内容をきちんとプランして行なうなら増やして良い
現状維持でよい	十分だと思うから
現状維持でよい	適当だと思う
かなり減らしたほうが良い	従業者不足により研修計画が立てられない
	この件は過去 15 年間かわりが無かったのでわからない
	受講したことが無い為

④ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 選択科目 実習

かなり増やしたほうが良い	経験や体験を多くする事で技術向上につながる。
かなり増やしたほうが良い	一つのコミュニケーション方法でよいから実践に移せる技術実習を行うべき。
やや増やしたほうが良い	現場で対応出来る様実習を増やして欲しい
現状維持でよい	十分だと思うから
現状維持でよい	適当だと思う
かなり減らしたほうが良い	従業者不足により研修計画が立てられない
	この件は過去 15 年間かわりが無かったのでわからない
	受講したことが無い為

(17) 同行援護従業者養成研修の内容について、取り入れたほうが良いと思う内容・科目

同行援護従業者養成研修に取り入れたほうが良いと思う内容・科目について、「当事者からの学び」「実際の現場の実習」という内容が多く挙げられている。

様々な場面を想定した演習 2
利用者(視覚障害者)から要望や注意点を聞きたい、視覚障害者に協力してもらおう研修 16
整備されていない歩道での対応演習 2
事故や緊急時の対応 3
盲導犬および盲導犬ユーザーについての講義・演習 6
実際の現場での実習 5
買い物支援の実習 4
・雨の日の支援の実施。・高齢の利用者が増えており、視覚障害で車いすを利用する方が増えている。車いすの扱い方も少しは知っておく必要があるのではないかと思う。
1、エレベーター内での適切な介助方法。多数の人々と一緒の時。数名の方と一緒にの時。2、車も行きかう歩行者との区分のない踏切を通らなければ目的地にたどり着けない場合の安全な介助方法
1.キャッシュレス化が多くなって来ています、スーパーのレジ.交通機関コンビニなどその際サインが必要な場合。なしで良い場合スイカなどの IC カードのタッチパネル可の支払い操作.説明の仕方。2.病院「認知症.糖尿病.重複障害など」についての予備知識の講義をして欲しい。
雨や雪が降った場合の傘の差し方。例、利用者は右手に白杖、左手に傘をさしている。・盲導犬を連れての移動(ヘルパーはどこまで犬の世話をするか)。
異性の際のトイレでの対応等

一般(基礎)はとっつきやすく受講料は安く、応用は数年同行を行った人がステップアップする内容にする。同年中に両方とれるのは経験上のことが無く、経験上のことを持ち寄って研修を行うほうがレベルが上がるのに有効と考える。
一般、応用共に、演習時間をもっと組み込んでほしい
一般家庭:公共交通機関利用時の手引きについて。
移動等の実習時間は一日ではなく2~3日あった方が良くと思う
色など柄や模様の伝え方。商品の伝え方(陳列している棚にあるものなど)
演習でアイマスクを使うのがメインでしたので、弱視の方の体験などできたら、現場ですぐに役に立てると思いました。
演習を増やしてほしい。利用者様の状態を、もっと経験することで一人一人に合った支援法が見つかる。(体験)(終了して現場に出てもピンとこないスタッフがいる)
応用過程で一般課程の講義とほぼ内容が同じところがあった。(障害・疾病の理解②)講師の方が違っていたので重複部分も多かった。内容はほとんど良かったがフォローアップの研修があった方が良くとの意見が多く聞かれた。
応用課程の内容が一般課程と同等でしたのでサ責に必要な研修内容であってほしい。
介護保険制度における有資格者に対しては「何らかの免除」を検討すべき
外出先の対応(演習)の時間数を増やしてほしい。
外出時の演習時間を増やし、様々な困難な場所への移動技術を習得できるような研修内容を取り入れたほうが良いと思います。
片麻痺の利用者の演習を入れて欲しい。
可能であれば、盲ろう者の協力を得て、実習が出来れば、より理解が深まるのでは?
危険回避についての研修と先天性視覚障害者に対する支援方法についての研修
銀行への同行など金銭管理、代筆についてはもっと具体的にじっちでの演習が必要だと感じた。
車(タクシー)の乗り方降り方2
車椅子の操作も入れた方が良い。介護職経験者が受講するとは、限らないので。
現任研修が必要だと思います(フォローアップ研修)
現場ではたくさん参考支援例があります。具体的な支援事例集を研修で共有すると良い。(但し日程を増やしてはいけません)
公共機関での移動の実習 食事介助 買い物などの実習 盲ろう者通訳
講習会が人数だと細部にわたった歩行技術が身につくというおらず少数での実技が望まれる。講義は大勢でもよいので全体で行い、実技はグループ分けして別々に行う等の工夫があると良いと思う。
公衆トイレへの移動
高齢な方の同行援護で体調や移動距離により車椅子を使う場合があります。
言葉だけで誘導する機会が多くあり、その研修もあってよいかと思います。
最新の機器を見る機会が欲しい。
資格取得の民間委託。介護福祉士の資格があれば可能としてほしい。必要だと思うがどうしても仕事(介護保険(居宅)障害(居宅、重度訪問、移動支援))をしながら研修に行くのが大変なのと、研修するところが少ないのでタイミングが合わない。
視覚障害者の方は、特になれていない支援者の場合、かなりの力で手をつかまれたり、しっかりと支援するよう指摘されるため、研修において、その辺りの内容について。
手引きや誘導のみではなく、白杖を使う方への歩行のポイント、声掛けの方法等、日常の支援に必要なポイントも知識として得たい。
視覚障害の方への質問の答え方など、対応例など。例「この花はどんな感じ？」 香りは説明できるが色・体の表現が難しい
仕事をしながら研修に通う人が多い為、多種多様な研修時間、カリキュラムがあると選びやすい。
実技演習の各公共交通機関の利用を増やすと良い
実践、場数を踏むことが重要だと思います
視野の狭さや、ご病気への理解について
障害者福祉の概論的な内容があれば幅広い知識を得られると思います
視力障害者とのコミュニケーションの取り方
白杖を持っている場合
心性についてもっと深く勉強(シュミレーション等)演習に取り入れてもよいと思います。

中途失明の方の対応(予測のつかない動きをされたり、慌てることが多く、人の話を聞かない方もいる)
電車の乗り降り以外に、タクシー・バスなどの乗り物の乗り方降り方の指導、お金の扱い方など
トイレ誘導は講義だけなので演習に取り入れてほしい。バス、エスカレーターへの演習をもう少し時間をかけて欲しい。
同行援護のサービスに入っているのクレーム対応方法 2
同行演習の時間を増やしてほしい。
同行に特化し演習メインで全額の再検討(値下げ)を望む
当事者を講義及び演習に必ず参加させて、実際の持ち物(手帳、バス等の付添人割引証、等)を見せる。実際の演習で一人一回は当事者とやってみないと〇〇もできない人たちがばかり終了している。
何人かモデルの人を対象に実習できたら、より深く学べそう。ご利用者の疲れや理解にも対応が必要ですね。
表現方法
複数名の利用者(複数のケース)と演習でわかることができれば尚良いのでは
法令に関して、各市町村で見解がちがうので市町村単位でのちがうところも教えて頂きたいです。
他の障害を伴う方への支援方法などもより詳しく教えて頂ければと思います。
視覚障害に関する合理的配慮をより深く(講義)
接し方や(就職先、主な仕事)盲人の人の仕事や生活スタイルの紹介など一緒に楽しめる施設やアクティビティの紹介
実務に近い時間帯での実習、朝・夕など。
盲聾者が在宅に戻るにあたって提供される研修
盲ろう者へ対しての説明に感じて、より具体的なテクニック。
もっと実践を取り入れたらよいと思う。事例なので、中途障害の方のサービスなども必要と思う。
雪道での歩行
利用者と同様の折に多様な出入り口での(引き戸、押戸、開き戸)細かい対処の仕方の実習
利用者について具体的に学べる時間(歩き方や特徴)。サービス提供責任者の業務が学べる時間(応用)
旅行(日帰り)を想定した演習

(18) 貴地域における同行援護従業者養成研修について、課題や意見等

同行援護従業者養成研修についての課題や意見について、「近隣での研修が少ないため開催地を増やしてほしい」という意見が多く挙げられた。次いで「研修回数が少ない」「費用が高い」という意見もあった。

近隣での研修がないため、近隣で開催してほしい。開催地を増やしてほしい 47
研修回数が少ないため、増やしてほしい 29
研修受講費用が高い 20
研修の実施機関が少ない 5
研修時間が長い、時間を短くしてほしい 7
開催している研修の枠が少なく参加ができない 3
研修の曜日を調整してほしい 3
・講習を行う学校より、費用の格差が大きい。
あまり同行援護事業を展開出来ておらず、通院の利用が主となっている。資源として自事案所しかない部分はあるが、自立支援の観点より、様々な社会参加に利用出来るサービスであるというPR不足。
雨が降った日の対応や歩道の足元が悪いところでの対応についてもっと学びたいです。無料で受講できる講座を増やすと業界全体のスキルの底上げにつながると思います。
一般研修の実習時間が8時間と少ないが、これ以上の時間を増やすと現状でも高い授業料がさらに高額になってしまふ。それでは従業者が増えない。総時間数は現状維持(20H)のまま、実習12H、講義8Hなどにして、実習を重視するようにして実務にあたるうえでの質を確保するようにしてほしい。
今まで3人同行援護の利用者様が居て、今は1人ですが、本当に目が見えていない方は1人だけでした。ちょっと、おかしいと思う時がありました。
主に介護保険事業の訪問を行っているのでそちらのニーズの方が高い

広報による周知の徹底
各地域での事業所ができればよいと思います。
旧2級又は初任者研修で同行援護のサービスを実施できるようにしてほしい。(ヘルパー不足もあり研修を受けてまでサービスに行ってくれるヘルパーがいない)
居宅支援と比べ同行援護サービスが、世間的に浸透されてないように感じる。そのためか、新規の受講者が少ないと思われる。制度自体が広く知られるといいと思います。
近隣の受講が複数あり選べる状態であれば対応ヘルパーを増やすことができるが現状では受講を勧めることができない
区役所を借りて行っていただけると有り難い。
群馬県では養成研修を無料で受講できるような仕組みになっているため、とてもありがたく思っています。
研修開催の事業所(講師)によって内容にばらつきがあること。研修修了者が事業所へつながり活動できるような仕組みができれば…。
研修会場研修日程が少ないので学べることが少ない
新規従業者を雇用し、難しい
研修時に細かいところまで丁寧に教えてくださったので、実際に同行援護を行っている時に大変助かっています。
研修情報以外にボランティア情報も知りたい。いきなり業務につくのではなく、利用者や経験あるヘルパーと関わる機会を持つことは必要に感じます。
研修の名前が変わるたびに研修の受け直しを必要とする必要があるのか。(ガイドヘルパー養成研修、視聴覚障害コース→同行援護)経験や実績を積んだガイドが、サービス提供責任者責任者をやることになる。それが利用者のためになるのでしょうか。
サービス提供責任者の要件である応用課程の授請が必要時に速やかに行われ、急な事故や退職で利用者が困ることがなければ良いと思う。
座学が多く実地での研修が少ない。公共交通機関にも協力を仰ぎ、実地での研修を増やして欲しい。
視覚障害者の意見も取り入れてほしい
時間や日数を増やせば良いという事ではなく、短い時間で集中できる講義が良いと思います。仕事を休んで高いお金を払ってまで行きたくないとヘルパーの声、社員の声が多いです。
仕事の都合や休み関係で、近くの地域の研修に行けばよかった
自治体が委託で開催しないと、地域の従業者がいなくなる。当事者の参加があれば、時間が減っても受講生の質は向上する
自治体の対応が遅い。
指導者が他事業と兼務の為、研修準備から対応までほかの人の負担が増し、年一回以上開催できない。
市内での実施は何1回程度 受講生が少なければ実施なし、近隣の市に行くことになる。どこかで働いている方が資格を取ることで新人の採用には至らない現状がある。
市内に訪問介護事業所を行っている法人が少なく情報交換がとりにくい
市の？盲ろう者向け通訳、介護員養成研修のお知らせがのっていたのですが仕事をしながら、受講することができず、今回は見送りました。受講の機会が多くあれば、参加できるのではと思っています。
自分が同行援護従業者養成研修では、一般応用と通してすべて同一の講師が担当していた。(行動援護従業者養成研修も)。制度的にそれは間違っているが、それは大丈夫なのだろうか。やはり様々な立場の人の話(現場で経験しているからこそできる話)が研修に盛り込まれるべきではないのか、と感じる。
従業者が確保できない
従業者養成研修は、当事者の方が講師であり、その心理～、具体的な応用まで非常に中身が充実しているため、人材育成のためにも効果的な研修と思い常勤スタッフには基本応用必須で受講しています。が、経費、時間、フォロー体制等四苦八苦しており問13.SQ、問15にある通り、継続する難しさがあります。要件、体制が厳しく専門性が高いのに報酬単価が低すぎて、これでは撤退する事業所があっても不思議ではありません。ニーズは多いのに辛いです。
充実した研修を開催されていると思います。
状況説明が難しい 例 色・大きさ
使用者の居住する地域の環境により強く影響を受けると思うので、その地域の演習を増やすべきと考えます。
職員の退職に伴い、研修を受講したいとは思っているが、職員不足もあり、研修をなかなか受講できない状況にある
職員の不足・研修時間が長い・ガイドヘルパーの資格を持っているのに使えない。
所在地域(伊勢市)では養成研修の開催がほとんどなく、遠方に行かなければなりません。もっと地元で開催があれば受講される方も増えると思います。
所在地域によって、環境の違いがある為(駅、乗り物等)・地域に特化した研修内容を希望したい

初任者研修に短時間で組み入れてほしい。
人事異動がある職場です。サービス提供責任者資格要件に適合する職員の不在になる期間が出てくる可能性も考えられます。・研修の時間の短縮、開催場所が増えて欲しいと思います。ちなみに所在地での研修はありません。
身体伴う方の加算が減ったのは本当に困る。
代筆についての講義を、もう少し詳しく内容に入れて欲しいです。・点字を詳しく内容に入れて欲しいです。同行援護を実施していて利用者の方から途中で目が見えなくなる人は、耳が聞こえなくなる人が多いと言われて、その方たちが聞こえなくなる可能性が高く、点字の必要性を感じます。
他事業所で同行援護を実施してる事業所が少ないのでお客様が困っておられます。
多種多様な研修があるので、選択に困ることはありません。
地域で行うので地域にあった同行援護が学べるのではないかと思います。当事業は団地にありますので、この中で同行も研修していくようにしていきたいと考えています。
地域への啓発活動も必要
近くで同行援護従業者の研修の募集はあるが、受講する人が集まらない為開講されていません。
近くない。年に何回かしかない。申しこんでも、人数不足で研修中止になったこともある。
通訳、介助員養成の修了で盲ろう加算が付くことになり、同行援護従業者が受講する人が増えている。本来の通訳、介助員の仕事の依頼はほとんど受けない。ある事業所から「盲ろう加算就くんですよ！受講します。」通訳養成は県の予算で通訳を養成する目的があるのに、事業所の金もうけに使われ、本来の通訳の養成が難しくなっている。盲ろう加算は必要だが、通訳、介助員が対応した場合に加算が付くことが良いのかは疑問です。養成講座を受講しただけで、盲ろう者支援ができる人はいません。通訳、介助者対応で加算を付けるなら一定のレベルを計る、経験を加味する、派遣事業所の認定等検討が必要だと思います。全国盲ろう者協会が目指している今回の同行援護改定ですが現状の通・介派遣制度以上に何で必要かが当事者側には理解できません。制度を作る側、全国盲ろう者協会が現状を十分に理解できていないのではと思います。
手続きの場所の選択をしっかりと頂きたいと思います…
土・日コースは予約が取りにくい。
同行援護だけではないが H30.4 以降同行単価等。単価が低ければ結果的に人材も集まらず質も上がってこない。実地要件(各資格)を厳しくすれば限られた人材のみの稼働となる。結果その事業の継続は難しくなり競争原理が働かなくなるにより質が落ちる。
同行援護で実施している事務所が少ない。
同行援護に訪問で 1 日束縛になるので他の訪問がまわらなかつたりする。
同行援護の研修を修了しても、単独の事業を行っている事業所がないため、訪問介護員と兼務して仕事をする人が多い。現状、訪問介護員のなり手が少ないので、自然と同行援護研修を受講する機会が減っている。養成研修で資格取得者を増やす前に事業として成り立つ仕組みになればよいと思う。高齢化により身体の元気な視覚障害者はますます増えてくると思われる。
同行援護の利用者が多ければ資格についてももっと考えますが、視覚障害をお持ちの方でも医師が診断書をなかなか書いてくれなかったり、審査に時間がかかったりと利用できないケースが多く、結局介護保険に頼ることとなっているのが私の周りの現場での現状です。
同行援護を受ける利用者さん向けの講座もあった方が良いでしょう。
同行援護をするにあたって、資格の要件が厳しいと感じる。介護福祉士取得者には、講義演習内容の削減を考えていってはどうかと思われる。当事業のある当地域では、一事業所のみでの対応となっている。現在の資格要件を満たしている者だけでは、需要に応える事、難しい。
当事業所の利用者はバスを利用する方が多いのですがバスの乗り降りなど演習があればよかったです
当日での依頼については基本おこなっておりませんが、例外の場合(急用等)有 1 週間前に予約を入れていただいております。また利用者様の方から介護員の対応出きる時間帯の問い合わせ等をいただき柔軟に対応くださるご利用者様もいらっしゃいます。
特定の利用者様とのかかわりが深くなっているため他の方がどのような支援をしているのか情報交換できる場があるといいと思う。
土地柄、混雑しすぎておらず。演習もしやすかった。音声ガイドの発信機がついている施設も割と多く良かった。
区として研修してほしい。
荷物を持たせるのが当たり前になっているが何かあれば、利用者を守ることでできない。
年々申込者数が減っており開催を見送ることも検討しているが市内で実地する事業所が他にないため開催せざるを得ない状況。
福祉に関わっていない人にとって「同行援護」という名になじみが全くないので資格を取りたいという対象にならない。普通の人の方が何か仕事を考えるとき、とっつき易く受講料は安く給料は高い、ということが重要。福祉の従業者のみ知る

<p>研修では先細りする。先々利用者が困ることにならないように従業者用は門戸を広く開け、応用は専門性を持たす。みんなに興味を持ってもらえるよう裾野を広く取りやすく安い研修にしてください。</p>
<p>不正なことをやっている事業所が偉そうに研修をやっているところがある。H30年、9月に開設したばかりなので8月の実績はありません。お力になれずすみません。</p>
<p>ヘルパーの基礎資格の上に自治体が無料で研修を行ってくれば事業所としても事業継続や拡大も考えられますが、現時点では同行援護事業を積極的にやっというとは考えにくいです。 また、以前に取得した『移動支援』の資格ではサービスができない(?)ということだと、またそれ以上の資格を取得するということはさらに難しいと思います。</p>
<p>保険者による研修があると密接な現場への演習になるのではないのでしょうか。</p>
<p>ご利用者のニーズにこたえられない。</p>
<p>毎年パワーのある指導者の方の研修に受講者から驚きの声と充実した内容を聞き感謝しております</p>
<p>講師が、メガネ等を使って受講している人達に対して、視覚障害者の方達はこのような見え方をしていると、体験してもらう講義をしてくださり、とてもためになった。</p>
<p>無料駐車場がある場所にしてほしい。 振替受講ができるようにしてほしい。</p>
<p>研修のニーズがあがった時に受講できたらと思う。タイミングがずれてしまうと、職員のモチベーションも低下してしまう。</p>
<p>養成研修のことではありませんが視覚障害や盲ろうの方のサービスに入るため色々研修等で技術を習得してもそれが賃金に結びついていかないと従業者が資格を取ろうとしないことが多い。会社で資格手当の上乗せしても身体介護なしでのサービスでは従業者が仕事を受けないことがある</p>
<p>来年度、盲ろう者向け通訳介助員の研修が行われた場所でも月1回、半日の研修を1年間かけて行う計画となっていて時間がかかる。経験者については1~2日程度で取得できるようなコースを国の方で準備してほしい。</p>
<p>理解度のテストを行う</p>
<p>利用される利用者様の要望が強く、例えばサービスの提供時間の変更は絶対にダメとか、女性のみしか受け入れないのが事業所の悩みです。</p>
<p>利用者とのマッチングが難しい。</p>
<p>利用者に対する支給決定と受け皿である事業所、従業者のつり合いが取れていないと思います。行政でも養成講座の機会を設けるとか、バランスを考えて支給を出していただかないと、受け入れできずお断りをして叱られるのは事業所です。</p>
<p>利用者について個々に対応していますが、それぞれ違ったやり方なので、利用者にある程度ガイドの利用の仕方のガイドラインを知る必要があると思います。</p>

Ⅲ.まとめと考察

1. 同行援護従業者及び盲ろう者向け通訳・介助員の質の向上に向けて

① 研修内容及び時間数の整理

平成21年度の調査(平成21年度障害者保健福祉推進事業「視覚障害児・者の移動支援の個別給付化に係る調査研究事業」)において、当事者の声として「ガイドヘルパーの技術や対応が悪い」との不満があり、要望として「ガイドヘルプの技術の向上」を求める声が多く挙げられ、この結果を受けて同行援護従業者養成研修のカリキュラムが作られた経緯がある。

その後、同行援護従業者養成研修が実施されていく中、平成26年度の調査(平成26年度障害者総合福祉推進事業「視覚障害者の移動支援の在り方に関する実態調査報告書」)においても、「ヘルパーの誘導技術が不十分である」、「(一般課程に)公共交通機関の研修がない」等が指摘されている。

このように同行援護サービスが開始されて7年が経過した現在においても、ヘルパーの技術向上の声が挙がっている実態がある。今回の調査においては、自治体や事業者へのアンケート調査であることから、現状の同行援護従業者養成研修における評価としては現状維持を望む声が大半を占める結果となっているものの、若干ではあるが、演習に対して時間数を増やしたほうが良いという意見があった。本調査及び過去の調査結果から、研修時間数はあまり増やしたくない自治体及び事業者の声がある一方、当事者としては更なるヘルパーの質の向上を望む声もあることがわかる。

また、アンケート調査結果からは、従業者の高齢化の問題も明らかとなった。今後、移動支援(地域生活支援事業)の時代からの従業者が減っていき、未経験の新たな従業者の養成を考えたときに、時間数の増は妥当であるともいえる。制度創設当初は、人材を確保するため研修時間数も短めにすることでハードルを下げた状態でスタートした。最初にハードルを低く設定して、人材を確保しながら徐々に質を確保していくという流れは、他の分野の人材養成についても同様であり、同行援護従業者においても今後そのようにしていく必要がある。そういった意味からも、研修時間の増については時代の流れから妥当と言える。報酬の方はすでに身体介護なし、身体介護ありの報酬が一体化されたので、それに応じた質の担保をする必要がある。

人材が不足している中で安易に研修のハードルを上げることは望ましくないが、制度創設から一定経過しており、当事者からの従業者の質の向上を望む声に応えることも考慮していく必要がある。具体的な方策として、現行の研修(一般課程20時間、応用課程12時間)に対して、一般課程に「公共交通機関の演習」等を盛り込み32時間程度の研修の組み立てをするとともに、応用

課程を6時間減らし、全体としては6時間程度の増に抑えることができないだろうか。この具体的な内容については、本研究の委員が所属する日本盲人会連合が検討を重ね、57ページにその素案を掲載している。

一方、盲ろう者向け通訳・介助員においては、必修科目42時間と選択科目42時間のカリキュラムが示されており、内容、時間数については一定の評価が得られている。今後、同行援護従業者養成研修カリキュラムが改定されれば、その内容に合わせた整理が必要になってくるとともに、時代の動きに即した内容の修正が必要となってくる。具体的な内容については、本研究の委員が所属する全国盲ろう者協会が検討を重ね、60ページにその素案を掲載している。さらに、研修の運用にあたって必ずしも全国統一でされていないという実態もあり、今後は、全国で同様の研修の質を確保するための対応も必要となってくる。

② 継続的な研修体制の必要性

今回の調査結果において、同行援護従業者に対するOJT研修の実施について、「実施していない」「あまり実施していない」を合わせると47.3%であった。さらに、同行援護従業者に対するフォローアップ研修の実施についても、「受講予定の職員はいない」と回答したのが55.7%であった。

事業所として同行援護事業の実施において、ヘルパー不足が大きな課題として挙げられ、OJTやフォローアップ研修等に派遣できない大きな要因にもなっていることが考えられる。さらにフォローアップ研修等が近隣地域で受講できないという課題もある。

いずれにしても、同行援護従業者養成研修や盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の一度の研修のみでヘルパーとして安心・安全なサポートができることは難しく、常に研鑽を重ねていくことが求められているため、継続的な研修体制がとれるように様々な対応が必要がある。

2. 研修を受けやすい環境整備

① 研修助成金の活用

事業所において、人材不足が大きな課題と挙げられている反面、養成研修を受講するための費用負担が障壁の一つとなっている。都道府県によっては研修費の助成が行われている例があり、研修にかかる費用は個人や事業所にかかわらず助成される。このような制度を活用することで研修の受講がしやすくなることから、自治体における研修助成が人材不足解消の方策の一つとなり得る。事業所としてもこのような助成制度の有無を自治体に問い合わせるなど、積極的な活用が望まれる。

② 研修機会を増やす

同行援護従業者養成研修が、一般課程では年3回、応用課程でも年3回とする都道府県が多かった。その3回とも指定事業者が実施している割合が高かった。研修に指定事業者が参入していない地域においては、受講の機会がなく、他地域の研修を受講せざるを得ず、旅費や移動時間も生じることから研修受講の大きな障壁となる。経済的な負担が少なく受講しやすいと思われる委託による実施回数を増やしていくことも一つの方策として望まれる。同様に、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会についても実施回数の確保や経済的な負担軽減等、受講しやすくする方策を講じることが望まれる。

③ 免除科目の設定

同行援護事業において、盲ろう者向けに同行援護サービスを提供することを前提として、報酬に新たな加算が創設された。しかしながら、盲ろう者と視覚障害者（盲ろうを除く視覚障害の方、以下同じ）では障害特性の違いから提供するサービスについて、主にコミュニケーションにかかる特殊性・専門性の違いがある。そのため、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護サービスを提供するにあたっては、同行援護従業者養成研修を受講することが望ましく、同様に、従来の同行援護従業者が盲ろう者に同行援護サービスを提供する場合には、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を受講することが望ましい。

しかし、研修内容としては同様の部分も存在するため、同行援護従業者養成研修と盲ろう者向け通訳・介助員養成研修において、相互の内容を検討し同様の部分は免除科目として、双方の研修を受講しやすい枠組みをつくることが望ましい。その際、基本的なスタンスとしては、双方の人材確保が必要であるため、最初のハードルは低くして、ある程度の柔軟性をもつ必要がある。79～80ページに本研究の委員が所属する日本盲人会連合の示した免除科目案と全国盲ろう者協会の示した免除科目の案が掲載されている。今後はこの案をもとに、カリキュラムやテキストのより詳細な内容とそれぞれのカリキュラムの実施方法を踏まえて、具体的にどの科目を免除科目とするか、更なる検討が必要になる。

3. 継続的なサービス提供に向けて

同行援護サービスにおいて、盲ろう者向け通訳・介助員がサービスを提供できるようになっているが、これは同行援護サービスを盲ろう者が利用することが主に想定されていると考えられる。視覚障害者と盲ろう者は障害特性においてガイドヘルプの技術についても違いがあり、盲ろう者向け通訳・介助員が視覚障害者にガイドヘルプを提供する際には同行援護従業者養成研修を受講することが、従業者の質を担保し利用者の安全性を確保するためにも望まれ、逆もまた同様である。しかし

お互いの研修をすべての事業所で受講することは費用や機会等の課題があり、早急に対応することが難しいと想定される。そこで、同行援護事業者と盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業者が連携することで、障害特性に応じたサービスの提供ができるのではないだろうか。同行援護事業者へ盲ろう者が利用申し込みをした場合、地域の盲ろう者友の会などの事業者を紹介して盲ろう者向け通訳・介助員を派遣してもらうなどのやり方が考えられる。

このように、お互いの障害特性を考慮して、研修を受けることが大切であるが、それぞれの事業者特性を生かした連携をすることも一つの方法であり、利用者の安心・安全な環境を提供できるようになる。このような環境を作っていくことがサービスの継続的な提供につながる。

IV. 研修新カリキュラムおよび免除科目

1. 同行援護従業者養成研修新カリキュラム

(1) 一般科目(32 時間)

形態	教科名	時間数	ねらい・達成目標	具体的な内容
講義	外出保障	1	<p>基本的な人権という観点で、視覚障害者の外出の意味合いを考える。</p> <p>視覚障害者を支援する際、単なる外出支援ではなく、生活を支えているという視点にたって支援できるようになる。</p> <p>視覚障害者がこれまでどのように外出してきたかを知ること、現状をより理解し、一人一人に合った外出保障とは何かを考え、また時には課題を見いだす。</p> <p>視覚障害者の外出保障を同行援護従業者も担っているという意識を持たせる。</p>	<p>外出保障という考え方(市民生活、社会参加、生き甲斐という観点で外出をとらえ、自由に外出ができない人に社会が保障する必要があるということを理解する)</p> <p>視覚障害者の外出保障の歴史について知る。そこから現時点での到達点と今後の課題についても考える。</p> <p>視覚障害者の外出の現状を知る。(点字ブロック、ホーム柵など、音響信号、エスコートゾーンなどの設備面と相談支援や訓練、同行援護従業者などの人的支援など)</p>
講義	視覚障害の理解	1	<p>見えない・見えにくいということ、視覚障害は情報障害であることを理解する。日頃見えている人間が無意識に行う行動を例にとり、そこから見えないということへの気付き、理解を深める。視覚障害の不便さに気付く視点を養う時間。養成研修全般を通して基礎となる時間。</p>	<p>視覚障害の障害特性について(情報障害による不便さを挨拶や会話など日常の場面において見えている人の行動との対比から気付かせる)</p> <p>視覚障害者が自身で得ている情報(耳から、体感など目以外の感覚から得ている情報)について</p> <p>視覚障害者が得にくい情報(見えているからこそ無意識に行動していることを例にとり、視覚障害者に情報提供しなければならぬ状況や内容について触れる)</p>
講義	視覚障害と疾病の理解	1	<p>様々な見え方、見えにくさなどを知る。同行援護従業者の業務において、出会う頻度の高い疾病を医学的・実践的視点で理解し、具体的な支援について学ぶ。</p> <p>さらに見えにくさを補う方法についても知識を得る。</p>	<p>全盲とロービジョン(それぞれについて視機能がどのような状態かを学ぶ)</p> <p>見えにくさをもたらす要因(視力障害・視野障害・羞明・夜盲・色覚異常)</p> <p>視覚障害を引き起こす主な疾病等(緑内障・網膜色素変性症・黄斑変性症・糖尿病網膜症・網膜脈絡膜萎縮・視神経萎縮・網膜剥離・白内障・ペーチェット・児童の疾患)</p> <p>見えにくさを補う方法(拡大・フォント・コントラストについて)</p>
講義	視覚障害者の心理	1	<p>視覚障害者の心理には、見えない・見えにくいということに加え、個人の性格や考え方、これまでの生活歴や現在の生活状況・環境、障害を負った時期などが深く影響することを理解し、同行援護従業者として視覚障害者に寄り添う視点を持つ。視覚障害者の多様性を理解する。</p>	<p>全盲の心理(先天性・後天性に限らず全盲方の心理の多様性を理解する)</p> <p>ロービジョンの心理(先天性・後天性に限らずロービジョンの方の心理の多様性を理解する)</p> <p>障害が進行していくという心理(この時点における視覚障害者の心理を学び関わり方を理解する)</p> <p>発症時期毎の心理(先天・後天という区分けではなく、障害を負った時期によって様々な心理があるということを理解する)</p> <p>外出時の心理(外出時、社会に対して、白杖に対して、同行援護従業者に対して視覚障害者が持つ心理の多様性を理解する)</p>
講義	視覚障害者福祉の制度とサービス	2	<p>障害者の制度がどのように移り変わってきたかをふまえ視覚障害者に関する法律・制度を学ぶ。また視覚障害に関する施設や同行援護従業者が知っておくべき外出時に利用できる制度を学ぶ。</p>	<p>障害者福祉の動向(戦後～現在にいたるまでの概要を学ぶことで現時点での到達点の確認をする)</p> <p>障害者に関わる各法(障害者基本法・身体障害者基本法・知的・精神・虐待防止法・差別解消法)について</p> <p>障害者総合支援法の概要(サービス体系・内容・自己負担等)について</p> <p>視覚障害者に関する施設(図書館・盲学校・訓練施設等)について</p> <p>外出時に利用できる制度(交通割引等)について</p>

講義	同行援護の制度について	1	同行援護に至るまでのガイドヘルパーの制度の経緯を知り、そこから同行援護において、視覚障害者に最も必要な情報提供という支援が初めて制度化されたという意味合いの大切さを理解する。 同行援護の制度の仕組みなどについて詳しく学ぶ。 同行援護以外の外出制度についても学ぶ。	同行援護までのガイドヘルパー制度について(盲人ガイドヘルパー～地域生活支援事業までの制度の内容、その時々課題を知る)
				同行援護の制度について(定義・制度の内容・利用の流れについて等)
				同行援護以外の外出制度(同行援護以外の視覚障害者が利用できる外出制度について)
講義	同行援護従業者の業務と職業倫理	2	同行援護従業者の役割、派遣の流れ、具体的な業務内容などを学ぶ。また同行援護従業者の職業倫理について学ぶ	事業所職員の役割(同行援護従業者の役割)
				同行援護従業者派遣の流れ(派遣の流れについて)
				同行援護従業者の業務について
				業務上の留意点(従業者が活動中にはいけないことなど)・リスクマネジメント
				同行援護従業者の職業倫理(支援者としての必要なモラル、仕事としての関わり方などについて)
講義	同行援護の実際	1	同行援護利用者の多様性、また様々な歩き方について具体的な支援方法を学ぶ。外出に必要な知識を学ぶ。	高齢視覚障害者(特徴・疾病・支援上の留意点)
				重複障害者(それぞれの特徴・支援上の留意点)
				様々な歩き方と支援上の留意点(車椅子、盲導犬、押し車、支え杖・ショッピングカート等)
				外出に必要な知識(切符の買い方、タクシー割引、手帳提示で受けられるサービス)
講義・演習	視覚情報提供について	2	視覚障害者へ主に音声を用いた情報提供の方法を学ぶ。また、視覚情報が得にくい視覚障害者にどのような情報を提供が必要なのかを学ぶ。 また、場面毎に必要な情報提供の内容を学ぶ。	情報提供の種類(言葉による情報提供、身体を通しての情報提供について、また情報提供は「おろそかになりがちなもの」という意識を支援者が持つ必要があることを理解する。)
				情報提供の内容(安全に関する情報、状況把握に関する情報、豊かさにつながる情報について)
				場面別情報提供について(移動時・交通機関・医療機関・役所・買物・外食・会議・スポーツ観戦・映画や観劇など)
				情報提供時の配慮(情報提供を行う際の留意点について)
講義・演習	代筆代読について	2	同行援護従業者の業務としての代筆・代読の意味合いを理解し、具体的な方法、留意する点について学ぶ。 また、様々な場面を想定した、代筆代読の具体的な方法を学ぶ。	代読の方法と留意点
				代筆の方法と留意点
				代筆できないもの
				場面別代読代筆の方法と留意点
実技	視覚障害者の誘導の基本技術	8	誘導に必要な情報提供を、音声と身体の動きで行う視覚障害者の誘導の基本的な技術を学ぶ	基本姿勢・歩く
				狭いところの通過・ドアの通過・またぐ
				イスへの誘導・階段
実技	視覚障害者の誘導の応用技術(場面別・町歩き)	6	実際のガイドの場面を想定し、その場面での具体的な誘導方法を学ぶ。基本技術を使い、実際の町をあるきながら、誘導に必要な技術、留意点について学ぶ。視覚障害者が一人歩きをする際に用いる設備等も実際に確認する。	共通すること(トイレ・食事場面での支援方法)
				場面別支援技術(病院・買物・役所・金融機関・会議研修・コンサート・映画・カラオケ・スポーツ観戦・冠婚葬祭)
				町歩き(歩道のない道・踏切・混雑したところ・様々な階段など)
実技	公共交通機関での誘導	4	ガイド時に利用することが多い公共交通機関について、実際のバスや電車を利用して乗降練習、乗車中の注意点について学ぶ。 また、実際の利用が難しいもの(飛行機や船)については、映像などを活用しながら誘導に必要な技術を習得する。	電車の乗降
				バスの乗降
				車の乗降
				船・飛行機の乗降(講義のみ可)

(2) 応用科目 (6時間)

形態	教科名	時間数	目的	単元
	サービス提供責任者の業務		サービス提供責任者として、事業所の役割、サ責の役割を理解し、利用者のニーズに基づいた派遣が適切に行うための意識を持つ。さまざまな利用者について知識をより深め対応できるようになる。	派遣体制について(事業展開において必要なこと) 事業所の役割(安定供給のためのヘルパー確保、質の向上) サービス提供責任者の役割(事業所において、視覚障害者支援における具体的な指針) サービス提供責任者の業務(具体的な業務内容について)
	・計画相談の実際		相談支援事業所がたてた計画に基づき、サービス提供責任者が事業所で策定する支援計画について学ぶ また関係機関との連携について理解し利用者の生活を支える視点を持つ	サービス支援計画について 支援計画の考え方・立て方 関係機関との連携
	・業務上のリスクマネジメント		ガイドヘルパーを派遣する上で発生する可能性がある事故等について知識を習得し、事業所としてそなえておく	事業所のリスクマネジメント(事故・感染症・災害) 事故発生時の管理体制
	・従業員研修について		事業所で必要な従業員(ガイドヘルパー)に対する研修の内容や持ち方について知識を深める	従業員研修の目的 従業員研修の内容 従業員の質の向上のための工夫
	様々な利用者について		ガイドヘルパー利用者の多様化について学ぶ。また様々な歩き方についても学ぶ。外出に必要な知識を学ぶ。	盲ろう者について(具体的な支援方法) 他障害との重複の利用者について
	同行援護の課題と展開		同行援護の課題(制度上・実務上)について理解するとともに、よりよい制度となるために事業所が行うこと、サ責として意識しておくことについて学ぶ。他制度との関連における理解を深める。	同行援護の制度の課題 同行援護の実務上の課題 介護保険との関係

2. 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修新カリキュラム

(1) 必修科目(42時間)

形態	教科名	時間数	目的	内容	新・同行援護従業者養成カリキュラムとの対応	新・同行援護従業者養成カリキュラムを元に修正した点	その他の修正点
講義	盲ろう者概論	2	盲ろう者の障害の状態や程度、コミュニケーション方法の種類、生活状況、福祉制度等を知り、盲ろう者の現状、情報伝達や外出保障の必要性を理解する。	盲ろう者の人数(全国・各地域) 盲ろうの状態・程度 盲ろうになるまでの経緯 コミュニケーション方法 盲ろう者の困難とニーズ(外出・コミュニケーション・情報入手) 盲ろう者の地域生活の状況(住居・日中活動・福祉制度)	外出保障(1h) 視覚障害者福祉の制度とサービス(1h/2h)	「外出保障」「視覚障害者福祉の制度とサービス」を含んだ内容にするため、目的や内容を修正	
講義 演習	盲ろう類似体験	1.5	視覚と聴覚の両方を遮断して行動する体験を通して、その状態・心理面の共感的理解を図るとともに、盲ろう者の支援ニーズや接する際のマナーを理解する。	基本的配慮(名前を言う、放置しない、紐にあいつちを打つなど)を学ぶための類似体験	視覚障害の理解(1h)		42時間に収めるため、0.5時間短縮 実態に応じて形態を「演習」に修正
講義	視覚・聴覚障害の理解	1.5	視覚障害や聴覚障害の状態・程度による見え方、聞こえ方の違いを理解し、それぞれに応じた支援の基本姿勢を理解する。	盲ろう障害の発症原因 視覚障害・聴覚障害の状態・程度 心理 見え方・聞こえ方に応じた配慮	視覚障害と疾病の理解(1h)		42時間に収めるため、0.5時間短縮
講義	盲ろう者の日常生活とニーズ	1	盲ろう者の社会的・心理的課題と、その支援方法を理解する。	盲ろう者の生育歴・障害歴 日常生活における困難 盲ろう者の心理 必要としている支援	視覚障害者の心理(1h)	「視覚障害者の心理」を含んだ内容にするため、目的や内容を修正	
講義	盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点 I	2	盲ろう者のコミュニケーション方法(触手話・弱視手話、指文字・点字、手書き文字、筆記、音声など)のうち、地域の実情に応じて、特に必要性の高い方法を中心に、その技法と留意点を理解する。	地域で特に必要性の高いコミュニケーションの方法(触手話、弱視手話、指文字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など)と留意点			42時間に収めるため、0.5時間から0.25時間短縮(短縮分の一部を選択科目に移行) 多様な方法を深く学ぶことが難しいため、地域で特に必要性の高いコミュニケーション方法に限定
実習	盲ろうコミュニケーション実習 I	6	盲ろう者のコミュニケーション方法(触手話・弱視手話、指文字・点字、手書き文字、筆記、音声など)のうち、地域の実情に応じて、特に必要性の高い方法を中心に実習する。	地域で特に必要性の高いコミュニケーションの方法(触手話、弱視手話、指文字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など)の体験実習			42時間に収めるため、14時間から0.25時間短縮(短縮分を選択科目に移行) 多様な方法を深く学ぶことが難しいため、地域で特に必要性の高いコミュニケーション方法に限定
講義	通訳・介助員の心構えと倫理	2	盲ろう者向け通訳・介助員としての盲ろう者への関わり方を理解する。	心構えと倫理(自己決定の尊重、秘密保持など) 対人コミュニケーションの基礎技法(受容・傾聴・共感など)	同行援護従業者の業務と職業倫理(1h/2h)		
講義 演習	盲ろう通訳技術の基本	4	盲ろう者が主体的に自己決定できるようにするための、情報伝達の技術を理解する。	盲ろう者への情報伝達の技術(ことばの伝達、状況説明(視覚的情報の提供)、代読・代筆など)	視覚情報の提供について(2h) 代筆代読について(2h)	「代読・代筆について」を含んだ内容にするため、目的や内容、時間数(2時間から4時間に増)、形態を修正	「通訳内容」の意味するところがわかりにくいため、「ことばの伝達」に修正
講義 演習	移動介助実習 I	8	基本的な移動介助を安心・安全に行うことができる技術を習得する。	基本姿勢 場面別基本移動介助技術(狭所・ドア通過、椅子への誘導、段差・階段など)	視覚障害者の誘導の基本技術(8h)	「視覚障害者の誘導の基本技術」に準ずるため、内容と時間数(4時間から8時間)に修正	実態に応じて形態を「講義」「演習」に修正
講義 演習	移動介助実習 II	6	応用的な移動介助技術を習得する。	場面別応用移動介助技術(電車・バスなどの交通機関の利用)を想定した実習	公共交通機関での誘導(8h)	「公共交通機関での誘導」に準ずるため、選択科目から移行	実態に応じて形態を「講義」「演習」に修正
実習	通訳・介助実習 I	4	基本的な通訳・介助の技術を習得する。	移動中の情報提供の方法も含む場面別基本通訳・介助技術を想定した実習(買い物・食事の場面、エスカレーター・エレベーターの利用など)	視覚障害者の誘導の応用技術(4h)	「視覚障害者の誘導の応用技術」に準ずるため、内容と時間数(4時間から8時間)に修正	
講義	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	2	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の運用の仕組みやルールについて理解する。	派遣依頼の流れ、業務内容(移動介助、視覚的情報の提供、通訳・コミュニケーション支援、代読・代筆など)、報告の方法、トラブル発生時の対応	同行援護従業者の業務と職業倫理(1h/2h) 同行援護の実態(1h)	代読・代筆や視覚情報の提供を明示するために、内容に業務内容と具体例を加筆	
講義	盲ろう者福祉制度概論	2	盲ろう者が利用する障害者福祉制度や各種事業、地域の社会資源の状況等を理解する。	障害者福祉の動向 障害者に関わる法律 通訳・介助員派遣事業の立案 同行援護事業の概要 地域の社会資源の状況	視覚障害者福祉の制度とサービス(1h/2h) 同行援護の制度について(1h)	「視覚障害者福祉の制度とサービス」「同行援護の制度について」に対応させるため、選択科目から移行	

(2) 選択科目(42 時間)

形態	教科名	時間数	目的	内容	備考
講義	盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点Ⅱ(注1)	2	盲ろう者のコミュニケーション方法(触手話・弱視手話、指点字・点字、手書き文字、筆記、音声など)のうち、地域の実情に応じて、必要性の高い方法を中心に、その技法と留意点を理解する。	地域で必要性の高いコミュニケーションの方法(触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など)と留意点	必修科目で短縮した「盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点Ⅰ」の一部を選択科目に移行
実習	盲ろう者コミュニケーション実習Ⅱ(注1)	8	盲ろう者のコミュニケーション方法(触手話・弱視手話、指点字・点字、手書き文字、筆記、音声など)のうち、地域の実情に応じて、必要性の高い方法を中心に実習する。	地域で必要性の高いコミュニケーションの方法(触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など)の体験実習	必修科目で短縮した「盲ろう者のコミュニケーション実習Ⅰ」を選択科目に移行
講義	盲ろう児の教育と支援	2	盲ろう児の教育における課題とその支援方法について理解する。	盲ろう児の現状 盲ろう児の教育方法 盲ろう児に対する通訳・介助方法	
講義	高齢盲ろう者の生活と支援	2	高齢の盲ろう者の生活における課題と、その支援方法について理解する。	高齢盲ろう者の現状 高齢盲ろう者に対する通訳・介助支援の方法	
講義	他の障害を併せ持つ盲ろう者の生活と支援	2	視覚と聴覚以外の障害(運動機能障害、精神障害など)を併せ持つ盲ろう者の生活における課題と、その支援方法について理解する。	重複盲ろう者の現状 重複盲ろう者に対する通訳・介助支援の方法	
講義 演習	盲ろう通訳技術の実際	2	盲ろう者が主体的に自己決定できるようにするための情報伝達の技術を体験的に理解する。	盲ろう者への情報伝達の技術(通訳内容、状況説明、補足説明、事後説明、環境調整)の実習	実態に応じて形態を「演習」に修正
講義 演習	通訳・介助員のあり方	4	盲ろう者向け通訳・介助員として必要な支援技術を習得するとともに、社会福祉従事者としての盲ろう者向け通訳・介助員の役割を理解する。	盲ろう者の心理や通訳場面に応じた盲ろう者向け通訳・介助員の責務	
講義	盲ろう者の通訳技法と留意点(注1)	4	盲ろう者へ通訳をする際の留意点について、コミュニケーション方法(触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など)ごとに理解する。	各種コミュニケーション別の通訳方法(触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など)と留意点	講義(盲ろう者の通訳技法と留意点)と実習(盲ろう通訳実習)のバランスを見直し、講義の時間を短縮
実習	盲ろう通訳実習(注1)	10	盲ろう者への通訳を方法(触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など)ごとに、必要な技術を習得する。	各種コミュニケーション方法ごとの通訳(触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など)の体験実習	講義(盲ろう者の通訳技法と留意点)と実習(盲ろう通訳実習)のバランスを見直し、実習の時間を増
実習	通訳・介助実習Ⅱ(注2)	6	応用的な通訳・介助技術を習得する。	場面別応用通訳・介助技術(電車・バスなどの交通機関の利用、第三者が介在する買い物、申請、面接、会議などの場面)を想定した実習	

3. 相互の資格取得における免除科目

(1) 相互の資格取得における免除科目に関する検討

新・同行援護従業者養成研修カリキュラム(一般課程)(案)と新・盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム(案)における「相互の資格取得における免除科目」を検討した。

検討にあたって、両カリキュラムを対照させ、それを参考にしつつ免除科目を整理した。整理にあたっては、同行援護従業者と盲ろう者向け通訳・介助員の資格を相互に取得しやすくしつつも、業務の質を確保することを念頭に置き、①双方の内容に若干の相違があっても、幅広に共通性を認め免除科目とする、②相互にそれぞれの業務に従事するために最低限必要だと考えられる講義及び実習は免除科目からは外す(受講を必要とする)こととした。

前述のとおり、制度創設当初は人材を確保するため研修時間数を短めに、ハードルを低く設定し、人材を確保しながら徐々に質を確保していくという流れは重要である。今回の盲ろう者支援に係る加算の創設を踏まえ、従来の盲ろう者向け通訳・介助員が円滑に同行援護従業者養成研修を修了し、また、従来の同行援護従業者が円滑に盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を修了できるような免除科目のあり方が望まれる。また、この二つの養成研修の重複部分の整理がなされた後においては、それを踏まえて、二つの養成研修のテキストの内容についても、一定の整理・調整が必要になると思われる。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者資格を取得するにあたっての免除科目

【免除科目】(日本盲人会連合案)

盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者資格を取得するにあたっての免除科目

盲ろう者向け通訳・介助員が、同行援護資格を取得するにあたっての新同行援護従業者養成研修カリキュラム(一般課程)の免除科目を以下の4科目(7時間)とする。したがって、受講が必要な科目は9科目(25時間)となる。

科目	時間
視覚障害と疾病の理解	1
視覚障害者福祉の制度とサービス	2
同行援護従業者の業務と職業倫理	2
視覚障害者の誘導の基本技術	8のうち2
	7

【免除科目】(盲ろう者協会案)

盲ろう者向け通訳・介助員が、同行援護資格を取得するにあたっての新・同行援護従業者養成研修カリキュラム(一般課程)の免除科目を以下の7科目(17時間)とする。したがって、受講が必要な科目は6科目(15時間)となる。

科目	時間
視覚障害の理解	1
視覚障害と疾病の理解	1
視覚障害者の心理	1
視覚障害者福祉の制度とサービス	2
同行援護従業者の業務と職業倫理	2
視覚情報提供について	2
視覚障害者の誘導の基本技術	8
	17

(3) 同行援護従業者の盲ろう者向け通訳・介助員資格取得のための免除科目

【免除科目】(日本盲人会連合案)

32時間の同行援護従業者研修(旧・カリキュラムの一般及び応用課程、新・カリキュラムの一般課程)を受講した同行援護従業者が、盲ろう者向け通訳・介助員資格を取得するにあたっての盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムの免除科目を以下の3科目(16時間)とする。したがって、受講が必要な科目は10科目(26時間)となる。

科目	時間
通訳・介助員の心構えと倫理	2
移動介助実習 I	8
移動介助実習 II	6
	16

【免除科目】(盲ろう者協会案)

32時間の同行援護従業者研修(旧・カリキュラムの一般及び応用課程、新・カリキュラムの一般課程)を受講した同行援護従業者が、盲ろう者向け通訳・介助員資格を取得するにあたっての盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムの免除科目を以下の5科目(22時間)とする。したがって、受講が必要な科目は8科目(20時間)となる。

科目	時間
通訳・介助員の心構えと倫理	2
移動介助実習 I	8
移動介助実習 II	6
通訳・介助実習 I	4
盲ろう者福祉制度概論	2
	22

IV. 資料編

1. 既存の同行援護従業者養成研修カリキュラム

同行援護

○対象者

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
→ 同行援護アセスメント票の調査項目に該当していること。また、身体介護を伴う場合は以下のいずれも満たす者であること
 - ・ 障害支援区分2以上
 - ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」にあつては「全面的な支援が必要」に認定されている者又は「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかが「支援が不要」以外に認定されている者

○サービス内容

- 外出時において、
- 移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)
 - 移動の援護、排せつ及び食事等の介護
 - その他外出時に必要な援助

※外出について
通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を負えるものに限る。

○主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
・ 同行援護従業者養成研修応用課程修了者(平成30年3月31日まで研修を終了したもののみならず経過措置を設ける)であつて①又は②の要件を満たす者
①介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であつて3年以上の実務経験がある者
②移動支援事業に3年以上従事した者 等
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者
・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であつて、1年以上の直接処遇経験を有する者(平成30年3月31日まで1年以上の実務経験を要しない経過措置を設ける) 等

○報酬単価(平成27年4月～)

■ 基本報酬 (身体介護を伴う場合) 256単位(30分)～839単位(3時間) 3時間以降、30分を増す毎に83単位加算	(身体介護を伴わない場合) 105単位(30分)～278単位(1.5時間) 1.5時間以降、30分を増す毎に70単位加算
■ 主な加算 特定事業所加算(5%、10%又は20%加算) →①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、 ③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所の サービスを評価	特別地域加算(15%加算) →中山間地域等に居住している者に対し て提供されるサービスの評価
障害吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算) →特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に 対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評 価	

○事業所数 6,063(国保連平成28年3月実績)

○利用者数 23,827(国保連平成28年3月実績)

同行援護従業者養成研修カリキュラム

H23.6.30 厚生労働省より

<一般課程-20時間>

区分	科目	時間数	目的(学習の目標)
講義	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1	視覚障害者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。
講義	同行援護の制度と従業者の業務	2	同行援護の制度と従業者の業務を理解する。
講義	障害・疾病の理解①	2	業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する。
講義	障害者(児)の心理①	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を認め、心理的援助のあり方について把握する。
講義	情報支援と情報提供	2	移動中に必要な情報支援・情報提供の基礎を習得する。
講義	代筆・代読の基礎知識	2	情報支援としての代読・代筆の方法を習得する。
講義	同行援護の基礎知識	2	同行援護の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。
演習	基本技能	4	基本的な移動支援の技術を習得する。
演習	応用技能	4	応用的な移動支援の技術を習得する。
		講義 12時間	演習 8時間

<応用課程-12時間>

区分	科目	時間数	目的(学習の目標)
講義	障害・疾病の理解②	1	業務において直面する障害・疾病を医学的、実践的視点でより深く理解する。
講義	障害者(児)の心理②	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め適切な対応ができるよう習得する。
演習	場面別基本技能	3	日常的に外出先での技術を習得する。
演習	場面別応用技能	3	目的に応じた外出先での技術を習得する。
演習	交通機関の利用	4	交通機関での移動支援技術を習得する。
		講義 2時間	演習 10時間

一般課程+応用課程 32時間

講義 14時間 演習 18時間

2. 既存の盲ろう者向け通訳・介助員養成研修カリキュラム

意思疎通支援が必要な者の状況等⑪～盲ろう者(3) (盲ろう者向け通訳・介助員の派遣・養成)

目的

盲ろう者向け通訳・介助員を派遣することにより、意思疎通を図ることに支障がある盲ろう者のコミュニケーション及び移動等の支援を行い、もって盲ろう者の自立と社会参加を図ることを目的とする。

事業内容

- (1) 盲ろう者向け通訳・介助員の養成
 - ・ 地域生活支援事業（都道府県必須事業）において実施。
 - ・ 「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部自立支援振興室長通知）で示すカリキュラムに基づき実施。（必須科目 4 2 時間）
 - ・ 養成研修の講師は、全国盲ろう者協会及び国立障害者リハビリテーションセンターにおいて養成。
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員の登録
 - ・ (1) の盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムに基づく養成研修を修了している者。
 - ・ 登録者数は全国で 5,656 人（平成 26 年 3 月 31 日時点）。
- (3) 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣
 - ・ 盲ろう者が意思疎通の支援や移動の支援が必要な場面において、各自治体の判断に基づき派遣。
 - ・ 地域生活支援事業（都道府県必須事業）において実施。
- (4) 盲ろう者向け通訳・介助員の現任研修
 - ・ 全国盲ろう者協会（国委託事業）において実施。

【盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムの主な内容】

盲ろう者概論(2h)	盲ろう児の教育と支援(2h)
盲ろう者疑似体験(2h)	高齢盲ろう者の生活と支援(2h)
視覚・聴覚障害の理解(2h)	他の障害を併せ持つ盲ろう者の生活と支援(2h)
盲ろう者の日常生活とニーズ(2h)	盲ろう者福祉制度概論(2h)
盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点(8h)	盲ろう通訳技術の実際(2h)
盲ろうコミュニケーション実習(14h)	通訳・介助員のあり方(4h)
通訳・介助員の心構えと倫理(2h)	盲ろう者の通訳技法と留意点(6h)
盲ろう通訳技術の基本(2h)	盲ろう通訳実習(8h)
移動介助実習Ⅰ、通訳・介護実習Ⅰ(6h)	移動介助実習Ⅱ(8h)
通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務(2h)	通訳・介助実習Ⅱ(6h)
必須科目	盲ろう者の生活と支援(2h)
42時間	盲ろう者福祉制度概論(2h)
	盲ろう通訳技術の実際(2h)
	通訳・介助員のあり方(4h)
	盲ろう者の通訳技法と留意点(6h)
	盲ろう通訳実習(8h)
	移動介助実習Ⅱ(8h)
	通訳・介助実習Ⅱ(6h)

障企自発0325第1号
平成25年3月25日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長
（公 印 省 略）

盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について

平成25年4月1日から施行される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）において、地域生活支援事業の都道府県必須事業（大都市等の特例により、指定都市及び中核市も含む。）となる「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」については、これまで地域生活支援事業の都道府県任意事業として実施されてきた。このため、各都道府県において実施する「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の研修時間、研修内容等の養成カリキュラムについては、統一されたものがないという状況であった。

平成25年4月1日から「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」が地域生活支援事業の都道府県必須事業になることから、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修会で使用する「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム」（別紙1）及び「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会開催における留意事項等について」（別紙2）を定めたので、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」を実施する際は、本通知の内容を基本に実施されたい。また、関係団体等への周知について、特段の配慮をお願いしたい。

盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム

別紙 1

【必修科目（42時間）】

養成目標	盲ろう者の生活及び支援のあり方についての理解と認識を深めるとともに、盲ろう者との日常的なコミュニケーションや盲ろう者への通訳及び移動介助を行うに際し、最低限必要な知識及び技術を習得する。
到達目標	盲ろう者と1対1での外出（買い物・食事などに伴う外出）などの日常生活上の場面において、必要な通訳・介助を行うことができる。

【選択科目（42時間）】

養成目標	必修科目の研修修了に加えて、盲ろう者向け通訳・介助員の役割・責務などについて理解と知識を深めるとともに、多様なニーズや場面に応じた通訳及び移動介助を行うに際し、必要な知識及び技術を習得する。
到達目標	電車、バスなどの公共交通機関の利用を伴う外出や複数の者が参加する講演会、会議などの場面において、必要な通訳・介助を行うことができる。

【必修科目（42時間）】

形態	教科名	時間数	目的	内容	特記事項（方法・講師など）
講義	盲ろう者概論	2	盲ろう者の障害の状態や程度、コミュニケーション方法の種類、生活状況等を知り、盲ろう者の現状を理解する。	盲ろう者の人数（全国・各地域） 盲ろうの状態・程度 盲ろうになるまでの経緯 コミュニケーション方法 盲ろう者の地域生活の状況（住居・日中活動・福祉制度）	視聴覚教材などを用い、盲ろう者の全般的な状況について理解できるようにする。
講義 実習	盲ろう者疑似体験	2	視覚と聴覚の両方を遮断して行動する体験を通して、その状態・心理面の共感的理解を図るとともに、盲ろう者の支援ニーズや接する際のマナーを理解する。	基本的配慮（名前を言う、放置しない、話にあいづちを打つなど）を学ぶための疑似体験	盲ろう者疑似体験セット（※）を用いて盲ろう状態を体験するとともに、受講者が基本的配慮を理解できるように討議や助言などの時間を設ける。
講義	視覚・聴覚障害の理解	2	視覚障害や聴覚障害の状態・程度による見え方、聞こえ方の違いを理解し、それぞれに応じた支援の基本姿勢を理解する。	盲ろう障害の発症原因 視覚障害・聴覚障害の状態・程度 見え方・聞こえ方に応じた配慮	視覚障害疑似体験セット（シミュレーションゴーグル・レンズセット（※））、視聴覚教材などを用い、障害の状態と支援の効果を理解できるようにする。
講義	盲ろう者の日常生活とニーズ	2	盲ろう者の日常生活における課題と、その支援方法を理解する。	盲ろう者の生育歴・障害歴 日常生活における困難 必要としている支援	盲ろう者による講演を中心に組み立てる。
講義	盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点（注1）	8	盲ろう者とコミュニケーションを取る際の留意点について、コミュニケーション方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに理解する。	各種コミュニケーションの方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）と留意点	地域の盲ろう者のニーズやコミュニケーション方法を踏まえ、地域の実情に合わせたコミュニケーション方法の選択や時間配分を行う。
実習	盲ろう者コミュニケーション実習（注1）	14	盲ろう者とのコミュニケーションを方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに、最低限必要な技術を習得する。	各種コミュニケーションの方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）の体験実習	講義「盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点」の特記事項を踏まえ、盲ろう者とのコミュニケーション体験を中心に組み立てる。
講義	通訳・介助員の心構えと倫理	2	盲ろう者向け通訳・介助員としての盲ろう者への関わり方を理解する。	心構えと倫理（自己決定の尊重、秘密保持など） 対人コミュニケーションの基礎技法（受容・傾聴・共感など）	
講義	盲ろう者通訳技術の基本	2	盲ろう者が主体的に自己決定できるようにするため、情報伝達の技術を理解する。	盲ろう者への情報伝達の技術（通訳内容、状況説明、補足説明、事後説明、環境調整）	
実習	移動介助実習 I（注2）	2	基本的な移動介助を安心・安全に行うことができる技術を習得する。	基本姿勢 場面別基本移動介助技術（狭所・段差）	盲ろう者に対する移動介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
実習	通訳・介助実習 I（注2）	4	基本的な通訳・介助の技術を習得する。	移動中の情報提供の方法も含む 場面別基本通訳・介助技術を想定した実習（第三者が介在しない買い物・食事など）	盲ろう者に対する通訳・介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
講義	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	2	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の運用の仕組みやルールについて理解する。	派遣依頼の流れ、報告の方法、トラブル発生時の対応	実施主体の自治体職員、あるいは派遣事業コーディネーターなどの講演を中心に組み立てる。
		42			

【選択科目（42時間）】

形態	教科名	時間数	目的	内容	特記事項（方法・講師など）
講義	盲ろう児の教育と支援	2	盲ろう児の教育における課題とその支援方法について理解する。	盲ろう児の現状 盲ろう児の教育方法 盲ろう児に対する通訳・介助方法	特別支援学校教員、盲ろう児の親、支援に関わっている盲ろう者向け通訳・介助員などの講演を中心に組み立てる。
講義	高齢盲ろう者の生活と支援	2	高齢の盲ろう者の生活における課題と、その支援方法について理解する。	高齢盲ろう者の現状 高齢盲ろう者に対する通訳・介助支援の方法	介護福祉士、地域包括支援センター職員、支援に関わっている盲ろう者向け通訳・介助員などの講演を中心に組み立てる。
講義	他の障害を併せ持つ盲ろう者の生活と支援	2	視覚と聴覚以外の障害（運動機能障害、精神障害など）を併せ持つ盲ろう者の生活における課題と、その支援方法について理解する。	重複盲ろう者の現状 重複盲ろう者に対する通訳・介助支援の方法	理学療法士、精神保健福祉士などの感覚障害以外に関わる専門職の講演を中心に組み立てる。
講義	盲ろう者福祉制度概論	2	盲ろう者が利用する障害者福祉制度や各種事業、地域の社会資源の状況等を理解する。	障害者総合支援法の仕組み 通訳・介助員派遣事業の実情 盲ろう者団体も含めた地域の社会資源の状況	実施主体の自治体職員、あるいは受託団体役員、派遣事業コーディネーターなどの講演を中心に組み立てる。
講義 実習	盲ろう者通訳技術の実際	2	盲ろう者が主体的に自己決定できるようにするための情報伝達の技術を体験的に理解する。	盲ろう者への情報伝達の技術（通訳内容、状況説明、補足説明、事後説明、環境調整）の実習	ロールプレイなどの体験的手法を用いて実施する。
講義 演習	通訳・介助員のあり方	4	盲ろう者向け通訳・介助員として必要な支援技術を習得するとともに、社会福祉従事者としての盲ろう者向け通訳・介助員の役割を理解する。	盲ろう者の心理や通訳場面に応じた盲ろう者向け通訳・介助員の責務	事例検討の手法を用いて実施する。
講義	盲ろう者の通訳技法と留意点 (注1)	6	盲ろう者へ通訳をする際の留意点について、コミュニケーション方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに理解する。	各種コミュニケーション別の通訳方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）と留意点	地域の実情に合わせて、コミュニケーション方法の選択や時間配分を行う。
実習	盲ろう者通訳実習 (注1)	8	盲ろう者への通訳を方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに、必要な技術を習得する。	各種コミュニケーション方法ごとの通訳（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）の体験実習	盲ろう者への通訳体験を中心に組み立てる。 地域の実情に合わせて、コミュニケーション方法の選択や時間配分を行う。
実習	移動介助実習 II (注2)	8	応用的な移動介助技術を習得する。	場面別応用移動介助技術（エスカレーター、電車・バスなどの公共交通機関の利用）を想定した実習	盲ろう者に対する移動介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
実習	通訳・介助実習 II (注2)	6	応用的な通訳・介助技術を習得する。	場面別応用通訳・介助技術（第三者が介在する買い物、申請、面接、会議などの場面）を想定した実習	盲ろう者に対する通訳・介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
		42			

※別紙2「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会開催における留意事項」の「3 研修会で必要な機材について」参照。

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会開催における留意事項等について

盲ろう者向け通訳・介助員の養成は、「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム（以下「養成カリキュラム」という。）」に基づき、必修科目 42 時間、選択科目 42 時間、合計 84 時間程度の研修が必要であり、最低でも必修科目 42 時間を実施する必要がある。

しかし、盲ろう者のコミュニケーション方法は、多種多様であり、これらすべてのコミュニケーション方法を盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会（以下「養成研修会」という。）のみで習得するのは、現実的に困難である。また、盲ろう者への通訳・介助は、個々の盲ろう者の障害の程度、障害の受障時期、成育歴等によって、支援ニーズが異なってくる。

このため、養成カリキュラムは、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するに当たって、1 年間で実施しうる時間数、また、必要と考えられる科目、内容を示したものであり、これを基に地域の実情に合った指導内容を編成されたい。

なお、養成研修会開催の際は、下記に留意して、指導内容の編成、受講者の募集、既存の講習会等の活用等を検討されたい。

記

1 指導内容を編成する際の留意事項

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修においては、必修科目の 42 時間と、選択科目の 42 時間、総計 84 時間実施することを推奨する。

必須科目は、盲ろう者とコミュニケーションが取れる、必要最低限の通訳技能を身につける、移動介助ができる（概ね、各地域で実施されている盲ろう者友の会等の交流会での通訳・介助ができる）ようになることを目標として、42 時間の研修を実施をする。

具体的には、必修科目 42 時間を修了した者については、最低限、持ち合わせているコミュニケーション方法（手話、要約筆記、点字等。これら特別な講習が必要な技術を持ち合わせていない者は、手書き文字や音声）を使用し、盲ろう者と日常的なコミュニケーションや通訳ができるようになることを目標に指導内容を編成されたい。

選択科目は、必修科目 42 時間に加え、選択科目の中から、地域の実情に応じた科目を組み入れることとなるが、全ての科目を選択しての実施が推奨される。

なお、養成カリキュラムの教科名に（注 1）及び（注 2）を付したものについては、次の点に留意されたい。

【（注 1）を付した教科について】

必修科目の「盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点」及び「盲ろうコミュニケーション実習」、選択科目の「盲ろう者の通訳技法と留意点」及び「盲ろう通訳実習」については、以下の点に留意するとともに、地域の実情に合わせて、コミュニケーション方法の選択、時間配分等の調整を行うものとする。

① コミュニケーション方法は多種多様に渡ることから、地域のニーズを踏まえた上で

カリキュラムを編成する。(例：派遣依頼件数の多いコミュニケーション方法に重点的に時間を配分するなど。)

- ② 一つのコミュニケーション方法(例：触手話・指点字等など)について、例えば講義1時間、実習2時間といった編成が通例であるが、講義・実習の両方を合わせて1コマで実施することも有効である。
- ③ 多岐に渡るコミュニケーション方法について、コミュニケーション実習を行いながら理解することが望ましいが、時間数の制約等で多種のコミュニケーションを取り上げることによって、通訳・介助員として活動する最低限のコミュニケーション手段すら身につかない場合などは、すべてを実習によるものとせず、概論の時間などで紹介するなどの方法を取る。
- ④ コミュニケーション方法の選択・時間配分等の調整によって、時間を短縮できる場合は、地域の実情に応じて選択科目の中から、より多くの選択科目の研修実施について検討されたい。

【(注2)を付した教科について】

- ① 必修、選択科目に共通する「移動介助実習」及び「通訳・介助実習」は、通訳・介助の実践を踏まえたものであり、相互に密接に関連することから、それぞれの時間配分については、地域の実情に応じて検討されたいが、両科目を組み入れることを推奨する。
- ② 派遣事業登録盲ろう者との交流を図るプログラムの実施を積極的に行うこと(指導内容の一部として、盲ろう者友の会主催の定例の交流会への出席を盛り込むなど、実際に盲ろう者と触れ合う機会を取り入れること)も検討されたい。
- ③ 講師については、養成カリキュラムの特記事項にない限り、盲ろう者や通訳・介助員、受託団体職員などが、内容や地域の実情などを踏まえて担当する。講師の選定にあたっては、国立障害者リハビリテーションセンター学院主催「盲ろう者向け通訳・介助員指導者養成研修会」(旧「盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会」)、社会福祉法人全国盲ろう者協会主催「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」(厚生労働省委託事業)の研修修了者の活用も検討されたい。

2 受講者募集及び既存の講習会等の活用について

受講者募集に当たっては、その地域での通訳・介助員の充足度によるが、一般的にはその数は不足していることを考慮すると、特段の条件(例：手話通訳、要約筆記、点訳等の経験、ガイドヘルパー有資格者など)を設けずに、広く募集することを推奨する。

この場合、既存の手話講習会、要約筆記講習会、点訳講習会、ガイドヘルパー養成研修会等を並行して(またはその後)に活用することも望ましい。

一方で、手話の習得には相当の時間を要すること、手話通訳ができるようになるには更に時間を要する(手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について(平成10年7月24日障企第63号障害保健福祉部企画課長通知)では、手話奉仕員の養成に80時間、

手話通訳者の養成に90時間となっている)ことから、これらの養成研修会の修了者を対象に募集することは、手話の技能はもちろん、手話をコミュニケーション手段とする盲ろう者理解の面でも有効であると考え。また、要約筆記奉仕員、要約筆記者の各養成研修会の修了者、点訳経験者などにも、対象者の理解においては同様のことがいえる。

そのような場合は、受講者の有する知識・経験等に応じて、手話コース、点字コースに分けるなどの方策も有効であると考え。また、年ごとに内容を変えて(例：手話コースと点字コースを隔年で設けるなど)実施すること等も検討されたい。

3 研修会で必要な機材について

用具・器具		目的
視覚障害疑似体験セット (シミュレーションゴーグル・レンズセット)		屈折異常、白濁、視野狭窄などを人工的に再現する視覚障害体験用シミュレーションレンズを、専用のゴーグルに取り付けて装着する
疑似体験セット	アイマスク	見えない状態にするために装着する
	ティッシュペーパー	衛生を保つため、アイマスクの下に挟む
	携帯型音楽プレイヤー (MP3プレイヤー)	聞こえない状態にするため、ホワイトノイズ音を発生させる
	ヘッドホン	聞こえない状態にするため、ヘッドホンを通してノイズ音を聞く
	耳栓	聞こえない状態にするため、また、聴覚をノイズ音から保護するために装着する

4 養成研修会における受講者向けテキストについて

現時点で入手可能な養成研修会における受講者向けのテキストとしては、以下が挙げられるので参考にされたい。

- 『盲ろう者への通訳・介助―「光」と「音」を伝えるための方法と技術』
全国盲ろう者協会編著 [平成20年(2008) 読書工房]
- 『盲ろう者の移動介助―盲ろう者にとっての安心・安全な移動介助方法とは』
前田晃秀著 [平成20年(2008) 東京盲ろう者友の会]
- 『知ってください 盲ろうについて』
東京盲ろう者友の会編 [平成22年(2010)]
- 『指点字ガイドブック～盲ろう者とところをつなぐ』
東京盲ろう者友の会編著 [平成24年(2012) 読書工房]

3. 調査票

**厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業
「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方」
に関する調査研究事業」 アンケート調査ご協力をお願い**

各都道府県障害保健福祉担当（研修担当）者様

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さてこの度、社会福祉法人りべるたすでは、同行援護事業者の量的維持も図りながら、同行援護従業者の質の向上に向けた研修内容の現行の課題と方向性を検討し、同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員研修の具体的内容を検討することを目的として「平成30年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業」において「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」を実施することになりました。

本調査研究では各都道府県での同行援護サービスにかかる研修の実態把握を行い、回答をもとに同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員研修の具体的内容を検討していくことを予定しています。

つきましては、本調査研究の趣旨をご理解いただき、何卒、調査へのご協力をお願い申し上げます。

□ご回答に際してご確認いただきたい事項について

1. プライバシー・情報の取扱いに関するお約束

ご回答いただいた内容は、次のように取り扱うことをお約束いたします。

- ①調査研究目的以外には使用いたしません。
- ②ご回答いただいた内容は統計的に処理し、ご回答者が特定できないようにいたします。
- ③自由記載の内容も、個々の回答者が特定されないよう配慮し、データ化いたします。

2. この調査に関する問い合わせ先

調査内容にご不明な点がございましたら、以下の問い合わせ先までメールもしくはお電話に手お問い合せください。

社会福祉法人りべるたす 担当：堀・馬上
〒260-0802
千葉県千葉市中央区川戸町 468-1 電話：043-497-2373
Mail：hori@libertas-mail.jp

同行援護における都道府県の実態把握調査

都道府県名、ご担当のご連絡先等をお答えください。

都道府県名	都・道 府・県	ご担当 部署名	
ご担当者 氏名	ご連絡先	電話番号	
		E-Mail	

Q1. 貴都道府県の平成 29 年度における同行援護サービス利用者数と事業所数についてお答えください。
 そして、その利用者数に対する事業所の過不足についてお答えください。(該当するものひとつに○をつけてください)

同行援護サービス 利用者数	人
同行援護サービス 提供事業所数	事業所

1. 利用者数に対して事業所がおおいに不足している
 2. 利用者数に対して事業所がやや不足している
 3. 利用者数と事業所の需給バランスがとれている
 4. 利用者数に対して事業所がやや過剰である
 5. 利用者数に対して事業所がおおいに過剰である
 6. その他()

Q2. 平成 29 年度における貴都道府県が把握する同行援護における事故の報告件数を教えてください。

件

Q3. 同行援護について、貴都道府県における課題等があればお書き下さい。(自由記載)

Q4. 貴都道府県で実施している同行援護従業者養成研修について、昨年度（平成29年4月～平成30年3月末まで）の実施回数、総受講者数を一般課程、応用課程別にお書きください。実施していない場合は「0」とお書きください。

	一般課程		応用課程	
	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
都道府県事業として実施	回	人	回	人
都道府県事業(委託)として実施	回	人	回	人
都道府県事業(指定)として実施	回	人	回	人

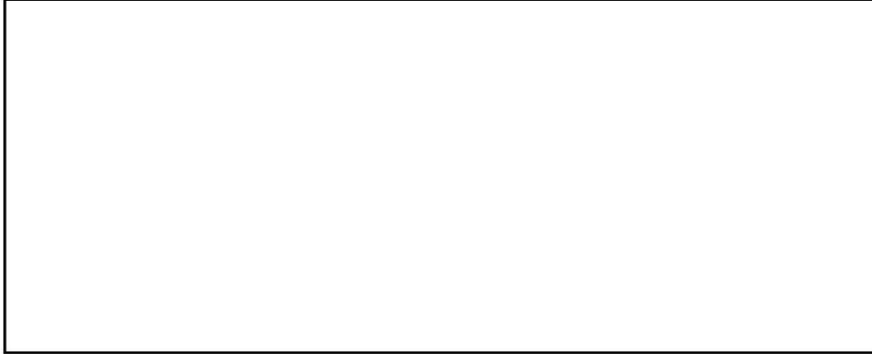
Q5. 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修について都道府県としてどのように取り組んでいく予定ですか（該当するものひとつに○をつけてください）また、その理由についてもご記入ください。

1. 現状維持	2. 増やしていく	3. 減らしていく
(理由:)		

Q6. 同行援護従業者養成研修の時間数について、それぞれの項目についてお答えください。

科目名	研修時間数	かなり増やした	やや増やした	現状維持でよい	やや減らした	かなり減らした
		1	2	3	4	5
視覚障害者(児)福祉の制度とサービス 視覚障害者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。	1時間	1	2	3	4	5
同行援護の制度と従業者の業務 同行援護の制度と従業者の業務を理解する。	2時間	1	2	3	4	5
障害・疾病の理解① 業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する。	2時間	1	2	3	4	5
障害者(児)の心理① 視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。	1時間	1	2	3	4	5
情報支援と情報提供 移動中に必要な情報支援・情報提供の基礎を習得する。	2時間	1	2	3	4	5
代筆・代読の基礎知 情報支援としての代読・代筆の方法を習得する。	2時間	1	2	3	4	5
同行援護の基礎知 同行援護の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。	2時間	1	2	3	4	5
基本技能 基本的な移動支援の技術を習得する。	4時間	1	2	3	4	5
応用技能 応用的な移動支援の技術を習得する。	4時間	1	2	3	4	5

07. その他、同行援護従業者養成研修について、ご意見等あればお書き下さい。(自由記載)



ご回答は以上です。ご協力ありがとうございました。

**厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業
「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方
に関する調査研究事業」 アンケート調査ご協力をお願い**

同行援護事業提供事業者 御中

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さてこの度、社会福祉法人りべるたすでは、同行援護事業者の量的維持も図りながら、同行援護従業者の質の向上に向けた研修内容の現行の課題と方向性を検討し、同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員研修の具体的内容を検討することを目的として「平成30年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業」において「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」を実施することになりました。

本調査研究では、同行援護及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業について、従業者が安心して事業に従事したり、利用者の満足度を向上させる必要があるとの意見もあり、実際にサービスを提供されている事業所の皆様のご回答を得たうえでより良い制度につなげることを目的として実施いたします。

つきましては、本調査研究の趣旨をご理解いただき、何卒、調査へのご協力をお願い申し上げます。

□ご回答に際してご確認いただきたい事項について

1. プライバシー・情報の取扱いに関するお約束

ご回答いただいた内容は、次のように取り扱うこととお約束いたします。

- ①調査研究目的以外には使用いたしません。
- ②ご回答いただいた内容は統計的に処理し、ご回答者が特定できないようにいたします。
- ③自由記載の内容も、個々の回答者が特定されないよう配慮し、データ化いたします。

2. この調査に関する問い合わせ先

調査内容にご不明な点がございましたら、以下の問い合わせ先までメールもしくはお電話に手お問い合わせてください。

社会福祉法人りべるたす 担当：堀・馬上
〒260-0802
千葉県千葉市中央区川戸町 468-1 電話：043-497-2373
Mail：hori@libertas-mail.jp

同行援護事業及び同行援護従業者養成研修の実態把握調査

I. 基本情報

問1. 貴事業所の所在はどこですか。

都道府県名	都・道 府・県	市区町村名	市・区 町・村
-------	------------	-------	------------

問2. 貴事業所の事業主体は、次のいずれに該当しますか。(○はひとつ)

1. 社会福祉法人	2. NPO法人
3. 民間企業(株式会社等)	4. 社団法人
5. その他(具体的に: _____)	

問3. 貴事業所において同行援護事業以外に実施している事業がありますか。(○はひとつ)

1. 同行援護事業のみで、他の社会福祉事業は実施していない ⇒問4へ	2. 同行援護事業以外の社会福祉事業も実施している ⇒SQへ
------------------------------------	--------------------------------

SQ. 「問3」で「2. 同行援護事業以外の社会福祉事業も実施している」とお答えの方にお尋ねします。

同行援護事業以外に実施している事業に該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

1. 移動支援事業	2. 障害者総合支援法における訪問系のサービス
3. 障害者総合支援法における訪問系以外のサービス	4. 介護保険制度の訪問系のサービス
5. 介護保険制度の訪問系以外のサービス	6. 福祉有償運送
7. その他(具体的に: _____)	

問4. 平成30年8月中にサービス提供をした同行援護の件数を記入してください。

	提供件数		提供時間総数
	利用者実人数	のべ回数	
総数	人	件	時間
うち、盲ろう者	人	件	時間
盲ろう者加算(※)	—	件	—

※ 盲ろう者加算：盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算(25%加算)

SQ. 盲ろう加算を使う上での課題等があればお書きください。

問5. 貴事業所の職員体制を常勤・非常勤別に教えてください。

(同行援護事業に携わっている方についてのみご記入下さい。該当者がいない場合は0を記入してください。)

職名	常勤		非常勤
	専任	兼任	人
管理者	専任	人	人
	兼任	人	人
サービス提供責任者	専任	人	人
	兼任	人	人
同行援護従業者	専任	人	人
	兼任	人	人
事務職員	専任	人	人
	兼任	人	人
その他()	専任	人	人
	兼任	人	人
計		人	人

※常勤職員：原則として施設・事業所で定めた勤務時間(所定労働時間)の全てを勤務する職員

※非常勤職員：常勤職員以外の職員(他の施設・事業所にも勤務するなど収入および時間的拘束の伴う仕事を持っている者、短時間のパートタイマー等)

※兼任：他の職務を兼務している職員

問6. 貴事業所の同行援護従業者のうちで同行援護従業者養成研修(一般課程・応用課程)修了者等の人数を保有資格別に教えてください。なお、1人の支援従業者が複数の資格を取得している場合は、選択肢上、前に示されている資格を優先してご回答ください。(例:「介護福祉士」と「ホームヘルパー1級」の場合は、「介護福祉士」を優先) なお、各研修修了者については重複カウントしてください。

	一般課程 + 応用課 程修了者	一般課程修 了者	盲ろう者向 け通訳・介 助員養成研 修修了者	その他、国リハ の教科履修者 等(※)	修了してい ない
1. 介護福祉士	人	人	人	人	人
2. ホームヘルパー1級 介護福祉士実務者研修課程修了	人	人	人	人	人
3. ホームヘルパー2級 介護職員初任者研修課程修了	人	人	人	人	人
4. その他	人	人	人	人	人
5. 基礎資格無し	人	人	人	人	人

※「居宅介護従業者の要件を満たす者+1年以上の視覚障害者・児に関する実務経験」および「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者等」

Ⅱ. 同行援護事業の事業体制について

問7. 貴事業所における同行援護従業者の過不足の状況についてお答えください。(○はひとつ)

- | | | |
|-----------|-----------|-------|
| 1. おおいに過剰 | 2. やや過剰 | 3. 適当 |
| 4. やや不足 | 5. おおいに不足 | |

問8. 貴事業所において利用者に依頼された時間に派遣できていますか。(○はひとつ)

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1. 時間通りに派遣できている | 2. たまに時間通りに派遣できないことがある |
| 3. あまり時間通りには派遣できない | 4. ほとんど・全く時間通りには派遣できない |

問9. 利用者の緊急の依頼(当日の依頼)の対応が来ていますか。(○はひとつ)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 出来ている | 2. ほとんど出来ている |
| 3. あまり来ていない | 4. 来ていない |

問10. 平成29年度における事故の報告件数を教えてください。

件

問11. 貴事業所の同行援護従業者に対してOJT研修(同行支援)を実施していますか。(○はひとつ)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 十分実施している | 2. 少しは実施している |
| 3. あまり実施していない | 4. 実施していない |

問12. 貴事業所の同行援護従業者に対して事業所内でフォローアップ研修を実施していますか。(○はひとつ)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 十分実施している | 2. 少しは実施している |
| 3. あまり実施していない | 4. 実施していない |

問13. 貴事業所の職員(同行援護事業に関わる職員以外も含む)で、新たに同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を受講する予定がある職員がいますか。(複数回答可)

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 1. 同行援護従業者養成研修(一般課程)を受講予定の職員がいる | ⇒問14へ |
| 2. 同行援護従業者養成研修(応用課程)を受講予定の職員がいる | |
| 3. 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を受講予定の職員がいる | |
| 4. 受講予定の職員はいない ⇒SQへ | |

SQ. 「問 13」で「4. 受講予定の職員はいない」とお答えの方にお尋ねします。

同行援護従業者養成研修を新たに受講しない理由は何ですか。(複数回答可)

1. 同行援護従業者がすでに十分いるため
2. 事業所として職員を研修に出す余裕がないため
3. 同行援護従業者養成研修が受講しにくい
4. 受講費用が高いため
5. 同行援護事業を廃止していく予定のため
6. その他
()

問 14. 貴事業所において、今後同行援護事業を継続していく予定はありますか。(〇はひとつ)

1. 同行援護事業を継続していく予定 ⇒問 15 へ
2. 同行援護事業を廃止する予定 ⇒SQ へ
3. 検討中 ⇒SQ へ

SQ.同行援護事業を廃止または検討している理由をご記入ください。

--

問 15. 同行援護事業を実施していくうえでの課題はありますか。(〇はひとつ)

1. ある	2. ない ⇒問 16 へ
〈課題がある場合は、以下に具体的にお書きください〉	

Ⅲ. 同行援護従業者養成研修について

問 16. 貴事業所の所在地域における、同行援護従業者養成研修の開講数についてどのようにお考えですか。(〇はひとつ)

1. とても多い	2. 多い	3. 適当
4. 少ない	5. とても少ない	

問 17. 同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の時間数について、それぞれの項目についてお答えください。(○はそれぞれひとつ)

研修時間数		かなり増やしたほうが良い	やや増やしたほうが良い	現状維持でよい	やや減らしたほうが良い	かなり減らしたほうが良い	
同行援護従業者養成研修							
一般過程	講義	12 時間	1	2	3	4	5
	(上記を選んだ理由をお書きください)						
一般過程	演習	8 時間	1	2	3	4	5
	(上記を選んだ理由をお書きください)						
応用課程	講義	2 時間	1	2	3	4	5
	(上記を選んだ理由をお書きください)						
応用課程	演習	10 時間	1	2	3	4	5
	(上記を選んだ理由をお書きください)						
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修(ご存知であればご回答ください。)							
必修科目	講義	22 時間	1	2	3	4	5
	(上記を選んだ理由をお書きください)						
必修科目	実習	20 時間	1	2	3	4	5
	(上記を選んだ理由をお書きください)						
選択科目	講義	16 時間	1	2	3	4	5
	(上記を選んだ理由をお書きください)						
選択科目	実習	26 時間	1	2	3	4	5
	(上記を選んだ理由をお書きください)						

問 18. 同行援護従業者養成研修の内容について、取り入れたほうが良いと思う内容・科目があればお書きください。

--

問 19. 貴事業所の所在地における同行援護従業者養成研修について、課題やご意見等があればお書きください。

--

ご回答は以上です。ご協力ありがとうございました。

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
同行援護従業者研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修
のあり方に関する調査研究事業 報告書

平成 31 年（2019 年）3 月

社会福祉法人リベラス
〒260-0802 千葉県千葉市中央区川戸町 468-1
TEL: 043-497-2373 FAX: 043-497-2127
<http://www.libertas-mail.jp/>